

145

54

14. 5-54



1200501213156

司法資料
第百二十三号
ユーゴスラヴ^井々
新民事訴訟法



始



14.5
54

料 資 法 司

號 三 百 二 第

ユ
ー
ゴ
ー
ス
ラ
ヴ
井
ヤ
新
民
事
訴
訟
法

〔禁轉載〕（昭和十年十二月）

司
法
省
調
查
課

發行所寄贈本

本號はフーゴーラッハネル氏が自國の法律を外國に紹介する目的を以て獨逸語に翻譯したるユー
ゴースラヴキヤ新民事訴訟法法文の邦譯である。其の法律制定の由來並翻譯事業に付ては卷頭の序
文中に詳である。

而して其の序文にも明なるが如く同民事訴訟法訴訟手續法並執行手續法は從來同國內に雜然とし
て行はれて居たところの規定並原則を全然異にする六個の法律を統一する爲範をオーストリー民事
訴訟法——彼等の云ふところに従へば歐洲で最も完備せる法律——に則り訴訟手續に付ては一九二
九年七月十三日執行手續に付ては翌年七月九日制定せられたものである。

本書の底本はもと施行法と所謂訴訟手續法と執行手續法強制執行並保全處分と三つの部分より成
立つものであるが本號はその所謂訴訟手續法のみを邦譯したるものである。譯者は法學士篠塚春世
氏である。
茲に筆寫に代へて排印する。

昭和十年十月

司法大臣官房調査課





凡そ民事訴訟に於ける手續並に執行手續については共通の名稱としての民事訴訟法なるものは、裁判所が原告の権利保護の請求権を確認するのに基礎となり、また此の請求権の確認された場合にあつては、権利の保護を提供することに依つて原告の権利保護の請求権を満足せしめる上に基礎となるべき法規を内容とするものである。

序

一、凡そ民事訴訟に於ける手續並に執行手續については共通の名稱としての民事訴訟法なるものは、裁判所が原告の権利保護の請求権を確認するのに基礎となり、また此の請求権の確認された場合にあつては、権利の保護を提供することに依つて原告の権利保護の請求権を満足せしめる上に基礎となるべき法規を内容とするものである。

民事訴訟法をかやうに解釋すると、其の解釋の中には既に民事訴訟法なるものが私法それ自體にとつて如何に大切なものであるかと云ふことが反映して居る次第であつて、私法は實に民事訴訟法に依つて補完せられ、效力を生ぜしめられる譯なのである。従つて或る國に於てどんな訴訟法が施行されて居り、私権に與へられる法律上の救済はどんな風の仕組になつて居るか、と云ふことは、決して無關心な事柄ではないのである。考へても見よ。訴訟方法に於て貫徹することの出来ない権利、若は貫徹することが出来るにした所で、其の貫徹が随分と困難であり、疑はしいものがある権利が果して何の役に立たうぞ。即ち裁判を有効なもの、とせんが爲には、優れた訴訟手續と優れた執行手續とが必要なのである。訴訟手續と執行手續の重要さは、實に此の點に存する。

然も訴訟法が優れた訴訟法であらんが爲には、訴訟法が當事者をして其の権利を敏速、確實にして且公平に貫徹することを得しむべき原則に立脚するの必要がある。されば権利を敏速、確實にして且公



發行元書庫本

14.5-14

平に實現せしめるのが訴訟法の第一の目的であらねばならない。訴訟法の規定は、かくの如き目的に適合しなければならぬ。従つてまた司法の領域に於ける國の政治が、優れた民事訴訟法を有するやうに考慮されてあらねばならない。かくの如きは獨り、偶々訴訟を繫屬せしめる人民の利益たるのみに止まらないで、實にまた國家全體の利益でもあるのである。即ち優れた訴訟手続や優れた執行手続は國の經濟的進歩國の繁榮國の信用制度に貢献する次第であつて、何れの國に於ても經濟生活の重要な因子たるものである。かやうな次第であるから、苟も進歩した國にあつてはすべて、右に述べたやうな目的を達成する爲に、其の訴訟手続、其の執行手続を完備せしめんが爲に多大の犠牲を拂ひつゝあるのも、少しも怪むには足りないのである。

二、南スラヴがユーゴスラヴキヤ王國に統合せらるゝや、同王國內には六つの異つた民事訴訟法と強制執行法セルビヤ法、クロアシヤ法、ハンガリー法、ボスニヤ法、モンテネグロ法及びオーストリー法を有する六つの法域を存した。是等六つの民事訴訟法と強制執行法とは、何れとして裁判上の手続に依つて私權を貫徹せしめることを任務とし、ないものは素よりなかつたけれども、その之を達成する方法に至つては極めて區々たるものがあつて、各法域に於ける訴訟手続や執行手続に關する規定は、全然異つて居り、其の根本原則は互に相容れないものがあつた。或る訴訟法では口頭主義、公行主義、自由探證主義の近代的な訴訟上の原則が認められて居るのに、他の訴訟法では書面主義、密行主義、法定探證主義の原則を執つて居り、一方では辯論主義が制限されて職權遂行主義が貫徹されて居るかと思ふと、一

方では當事者遂行主義が認められて居り、一方では人證が無制限であるかと思へば、一方では二千デイナー以下以下の訴訟についてでなければ認められず、甲は新しい事實と證據の申出を訴訟の如何なる階段に於ても許して居るのに、乙は除權の規定を設けて居ると云ふ次第なのであるから、苟も一國の民事訴訟法の領域に於てかくの如き状態を維持することの出来なかつたのは當然の事理であり、またかくの如き状態が人民の利益にも、國家自體の利益にもならなかつたのも素より自明の事柄である。手續が敏速でもなければ、また公平でもない通常裁判所に出訴することを厭つて、當事者が相携へて仲裁裁判の方法に救済を求めたのも何の不思議があらう。ユーゴスラヴキヤ國の國民が外國の臣民と取引をするのに、外國の裁判所の裁判を受けるの餘儀なきに至つたのも何の不思議があらう。

ユーゴスラヴキヤ王國の政府が法令の統一に従事するに當つて、先づ民事訴訟法の統一に特に注意を拂ひ、之に非常に重大な意義を認め、極力之を促進した理由が、かゝる有害な結果に顧みる所があつての事であつたのは素より言を俟たない。こゝに於てか司法省は此の問題を研究するに當つて、一八九五年八月一日のオーストリー民事訴訟法並に其の改正法及び一八九六年五月二十七日のオーストリー強制執行法の模範に従つて、民事訴訟手続の統一を行ふの決議を爲した所が、此の決議はユーゴスラヴキヤ國政府の容るゝ所となり、竟に一九二九年七月十三日の民事訴訟法及び一九三〇年七月九日の強制執行及び保全處分法として、統一の結果を現前することゝなつたのである。

三、今此の序文中で委員會や立法府に於ける論議についての詳細な報告を爲し、又は此の法律につ

いての理由を説明することは、各個の規定特にオーストリー民事訴訟法中に見受けられない規定又はオーストリー民事訴訟法の規定と一致しない規定を解釋する上に、確に大切なことではあらうけれども、それは恐らく序文なるものゝ範圍を逸脱するの嫌を免れまい。何れにせよこゝではユーゴスラヴキヤ國新民事訴訟法が、既にも述べた通り訴訟手續に關する法律と強制執行に關する法律との二つの法律から成つて居ることに、特に注意を促さなければならぬ。前者は大體に於て二つのオーストリー法、即ち一八九五年八月一日の民事事件に於ける通常裁判所の裁判權の執行並に管轄に關する法律と、一八九五年八月一日の民事訴訟に於ける裁判所の手續に關する法律を踏襲して居るのであるが、其の踏襲は決して文字詞句を其儘移植した次第ではなくて、寧ろ母法とは面目を異にするものである。其の相異はオーストリー民事訴訟法とユーゴスラヴキヤ民事訴訟法とを比較對照して見るに於ては、容易に之を看取することが出来るのである。特に踏襲に際して意を用ひたのは、オーストリー民事訴訟法に對する後日の改正法や稟伺に對するオーストリー司法省の公の回答や、オーストリー最高裁判所の判例を參酌することであつて、オーストリー民事訴訟法の規定で實際に適用するに當つていろいろに解釋されたものは、特に檢討を加へてもはや違つた解釋を避け得られるものと考へられる法文に改めた。かくの如き試みが果して成功したかしないかは、云ふまでもなく實際に施行した上で初めてはつきりすることであらう。

更に一言しなければならぬのは、ユーゴスラヴキヤ國民民事訴訟法には、訴訟外の手續並に婚姻事件に於ける手續を收めてないことであつて、此の方面にあつては其の統一のあるまでは從來の規定が效力を有する。また所謂 *Syndikatslage* (職務上の義務違反の廉を以てする官吏を相手取つての訴訟に關する規定も、之を民事訴訟法中に收めることをしなかつた。それは一九二九年一月八日の裁判官法中に既に收めてあるからである。

強制執行及び保全處分法は一八九六年五月二十七日の強制執行及び保全手續に關するオーストリー法を繼受したものであるが、是亦決して文字詞句を其儘移植することはしないで、幾多の變改を加へた。特に其の目的とする所に適當しないやうに考へられる規定、並に我國の事情と相容れなかつた規定は變改した。例へば一千デナール以下の債權に基く不動産に對する強制執行は、動産に對する執行が效のなかつた場合、又は債權者が少くともかくの如き執行の效なかるべきを疏明する場合でなければ之を許さないこと、新しき競賣期日は最初の競賣期日に際して最低申込價格が承諾することの出來ないものであつた場合に、債權者の申立に依つて之を指定し、此の場合には新に評價を爲し、競賣條件を變更することを得るものとしたこと、其の場合に於ての裁判所の評價を規定しなかつたことなどがそれである。無用であるとか、又は複雑に過ぎるとか、又は裁判所の事務章程に屬するとか云ふ理由で踏襲しなかつたものもある。是等の理由に因りユーゴスラヴキヤ強制執行法は、オーストリー強制執行法に比較して規定の數も少ければ、また遙に簡單でもある。

四、民事訴訟法を統一する上にオーストリーの立法を基礎としたのは決して怪むには足りないこ

とであつて、此の理由は非常に重大なるものがあるから、こゝに之を一言することなくして置くことは出来ない。其の理由の第一はオーストリーの立法がユーゴスラヴ^キヤ王國領土の各部、特にスラヴォニア並にダルマチヤ地方では早くから既に施行されて居たものであること、第二にオーストリーの立法は過去三十年以上に亙つて施行され、優れた結果を収めて居たこと、第三に同法が最も權威ある法律學者の判断上ヨーロッパに於ける最も完備した法律であることなどである。即ち是等の法律は口頭主義、直接主義、公行主義並に自由探證主義の近代的訴訟法の諸原則を具備して實體的眞實の發見を保障し、訴訟の延滞を防止する規定に依つて裁判官をして手續に於て調停的、指導的作用を及ぼすことを得しめ、除權的規定に依つて、換言すれば新しい事實及び證據方法の提出を除外し、特に控訴審に於ける新しい事實の申出を除外することに依つて、當事者の處分を制限することに依つて、敏速確實にして且公平な權利の實現を確保して居るのである。何となれば是等の規定は相手方の如何なる訴訟引伸ばしや其の他の好手段をも不可能ならしめる所以だからである。

五、本書の目的とする所はドイツ語の通ずる外國にユーゴスラヴ^キヤの新民事訴訟手續並に平行之して施行される關係法令を紹介するに在るのであつて、其の第一部に於ては一九二九年七月十三日のユーゴスラヴ^キヤ新民事訴訟法並に一九三〇年七月十三日の其の施行法を掲げるものである。かくの如く施行法を掲げて置くことは、現在の複雑な法律状態が新しい法律状態に經過する上には大切なことである。蓋しそれは將來新民事訴訟法と相並んで施行される法令の一切を掲げると共に、舊

來の若干の法令の改正法を掲げて居るからである。かやうな次第であるから施行法を詳細に知つて置くことは非常に價値のあることである。第二部には一九三〇年七月九日のユーゴスラヴ^キヤ新強制執行及び保全處分法の翻譯を收めてある。

本書の特長は關係の箇所特に施行法に於ては新民事訴訟法及び新強制執行及び保全處分法に關係のある施行法は一切の規定を掲げて居るので、従つて讀者は即坐に關係施行法の規定を手にすることを得べく、時間潰しな檢索の勞が省かれると云ふことであるが、同時に更に高調して置かなければならないのは、是等施行法の規定の獨逸譯は往々にして存在しない所であると云ふことである。のみならず關係の箇所では一切の國際司法共助條約並にユーゴスラヴ^キヤ國取引所並に商業會議所の仲裁裁判の管轄に關する規定も掲げてあるのである。

六、譯者フリーゴラ^フハネル氏は此のユーゴスラヴ^キヤ新民事訴訟法の外、我がユーゴスラヴ^キヤ國の法令を獨逸語に翻譯する上に感謝に値する貢献を續けて居る。我が國の新手形法、新小切手法並に破産法、強制和議法の獨逸譯が何れも氏の手に成つて居るのは衆知の通りであつて、すべて江湖の歡迎する所となり、外國をも裨益する所尠からざるものがある。同時に氏の事功は我が國をもして同氏に向つて感謝を捧げるの義務を負はしめるものである。何となれば我が國の立法統一の爲の法典編纂の事業を外國に紹介し、我が國の法律状態の秩序の進展を外國に知らせてくれたのは、氏の事功に歸すべきものだからである。記して以て特に感謝の念を表示する。尚ほまたウキーン商業、營業並

に工業會議所も亦此の翻譯事業完成の爲の費用を吝まらず、ラッハネル氏をして其の事業に専心するを得しめたのに對しては、こゝに記して以て敬意を表せざるを得ない。

一九三二年十二月

ザグレブに於て

ドクトル・エルネスト・シミック

ザグレブに於てドクトル・エルネスト・シミックの翻譯事業に専心するを得しめたのに對しては、こゝに記して以て敬意を表せざるを得ない。一九三二年十二月

目次

一、 施行法(略)

二、 民事訴訟法

第一部 裁判所(第一條乃至第一百一條)

第一章 裁判所並に裁判の機關(第一條乃至第二十四條)

通常裁判所(第一條)

裁判所の審級關係(第二條乃至第四條)

裁判權の執行(第五條乃至第九條)

評議及び表決(第十條乃至第十三條)

裁判所書記(第十四條)

判事の除斥及び忌避(第十五條乃至第二十三條)

其の他の裁判所の機關の除斥及び忌避(第二十四條)

第二章 管轄(第二十五條乃至第一百一條)

第一節 管轄に關する一般規定(第二十五條乃至第四十三條)

大審院の爲す土地の管轄の指定(第二十五條).....	10
管轄の繼續(第二十六條).....	10
裁判の委囑(第二十七條乃至第二十九條).....	11
管轄の土地に關する境界(第三十條乃至第三十一條).....	11
裁判長又は受命判事に對する各個の事務の委任(第三十二條乃至第三十三條).....	11
他の裁判所に對する職務上の行爲の委任(第三十四條).....	11
内國の裁判所の間に於ける相互の司法共助(第三十五條).....	13
外國裁判所の囑託に依る司法共助(第三十六條乃至第三十八條).....	14
管轄の審査(第三十九條乃至第四十一條).....	15
管轄に關する争(第四十二條乃至四十三條).....	17
(a) 内國裁判所間に於けるもの(第四十二條).....	17
(b) 外國裁判所との間に於けるもの(第四十三條).....	18
第二節 事物の管轄(第四十四條乃至第六十條).....	18
區裁判所(第四十四條乃至第四十五條).....	18
地方裁判所(第四十六條).....	20
商事事件に於ける訴訟(第四十七條).....	21

鑛業の事項に於ける訴訟(第四十八條).....	23
訴訟物の價格(第四十九條乃至第五十六條).....	24
民事部、商事部又は鑛業部の管轄の争(第五十七條乃至第六十條).....	27
第三節 土地の管轄(第六十一條乃至第一百一條).....	29
土地の普通裁判籍(第六十一條乃至第七十二條).....	29
土地の特別裁判籍(第七十三條乃至第一百一條).....	33
(一) 專屬裁判籍(第七十三條乃至第八十二條).....	33
婚姻事件(第七十三條).....	33
遺産事件(第七十四條).....	33
裁判官の訴及び裁判官に對する訴(第七十五條).....	33
國の行政機關及び自治體の行政機關に對する賠償の訴(第七十六條).....	33
不動産に關する訴訟(第七十七條).....	34
水利權及び占有妨害に關する訴訟(第七十八條).....	34
賃貸借に關する訴訟(第七十九條).....	34
異なる地區に於ける不動産の位置(第八十條乃至第八十一條).....	34
團體關係に由來する訴訟(第八十二條).....	35

(二) 選擇裁判籍(第八十三條乃至第一百一條).....	四
從業地の裁判籍(第八十三條).....	三
事務所の裁判籍(第八十四條).....	三
履行地の裁判籍(第八十五條乃至第八十七條).....	三
負擔を負へる物の裁判籍(第八十八條).....	三
不動産の占有妨害の場合に於ける裁判籍(第八十九條).....	三
共同訴訟の裁判籍(第九十條).....	三
本案訴訟の裁判籍(第九十一條乃至第九十三條).....	三
反訴の裁判籍(第九十四條).....	三
舊住所の裁判籍(第九十五條).....	三
船長及び船員の裁判籍(第九十六條).....	三
財産の裁判籍(第九十七條).....	三
婚姻關係若は親子關係に基く補充的裁判籍(第九十八條).....	三
外國人に對する訴についての相互主義の裁判籍(第九十九條).....	三
數個の同等なる裁判籍の間の選擇(第一百條).....	三
裁判所の管轄に關する合意(第一百一條).....	三

第二部 手續に關する通則(第二百二條乃至第三百二十條).....	四
第一章 訴訟當事者(第二百二條乃至第七十四條).....	四
第一節 當事者能力及び訴訟能力(第二百二條乃至百一十一條).....	四
第二節 共同訴訟人(第一百十二條乃至第一百十六條).....	四
第三節 第三者の訴訟參加(第一百七十七條乃至第二百二十六條).....	四
主參加(第一百七十七條).....	四
從參加(第一百八十八條乃至第二百二十一條).....	四
訴訟告知(第二百二十二條).....	四
原有者の指名(第二百二十三條乃至第二百二十六條).....	四
第四節 訴訟代理人(第二百二十七條乃至第四百十一條).....	五
第五節 訴訟費用(第四百十二條乃至第五百十七條).....	五
第六節 擔保の提供(第五百十八條乃至第六十三條).....	五
擔保の種類(第五百十八條).....	五
訴訟費用の擔保(第五百十九條乃至第六十三條).....	五
第七節 訴訟上の救助(第六十四條乃至第七十四條).....	六
第二章 手續(第七十五條乃至第二百三十四條).....	七

第一節 書面(第七十五條乃至第八十六條).....七三

第二節 期間及び期日(第八十七條乃至第二百七條).....七七

(一) 期間(第八十七條乃至第九十三條).....七七

(二) 期日(第九十四條乃至第二百三條).....七八

(三) 通則(第二百四條乃至第二百七條).....七九

第三節 懈怠の結果及び原狀回復(第二百十條乃至第二百十八條).....八〇

第四節 手續の中斷及び休止(第二百十九條乃至第二百三十四條).....八〇

手續の中斷(第二百十九條乃至第二百三十一條).....八〇

當事者の死亡(第二百十九條乃至第二百二十一條).....八〇

訴訟能力の喪失及び法定代理人の更迭(第二百二十二條).....八〇

破産の開始(第二百二十三條).....八〇

辯護人の更迭(第二百二十四條).....八〇

裁判所の職務行爲の停止(第二百二十五條).....八〇

當事者の偶發的差支(第二百二十六條).....八〇

中斷の效果(第二百二十七條).....八〇

中斷したる手續の再始(第二百二十八條乃至第二百三十一條).....八〇

手續の休止(第二百三十二條乃至第二百三十四條).....八〇

第三章 口頭辯論(第二百三十五條乃至第二百八十六條).....八六

第一節 手續の公行(第二百三十五條乃至第二百三十九條).....八六

第二節 當事者の演述、訴訟指揮(第二百四十條乃至第二百六十條).....八六

當事者の演述(第二百四十條乃至第二百四十三條).....八六

訴訟指揮(第二百四十四條乃至第二百五十六條).....八六

(一) 部長の訴訟指揮(第二百四十四條乃至第二百五十條).....八六

(二) 部の訴訟指揮(第二百五十一條乃至第二百五十六條).....八六

辯論の終結(第二百五十七條乃至第二百五十九條).....八六

手續に關する規定の違反の責問(第二百六十條).....八六

第三節 法廷警察(第二百六十一條乃至第二百六十七條).....八七

第四節 罰(第二百六十八條).....八七

第五節 調書(第二百六十九條乃至第二百八十一條).....八七

辯論調書(第二百六十九條乃至第二百七十九條).....八七

口頭辯論以外に於て作りたる調書(第二百八十條).....八七

調書の内容(第二百八十一條).....八七

第六節 和解(第二百八十二條乃至第二百八十四條)……………二六

第七節 記録(第二百八十五條乃至第二百八十六條)……………二七

第四章 送達(第二百八十七條乃至第三百十六條)……………二八

(一) 内國に於てするもの(第二百八十八條乃至第三百十三條)……………二八

送達代理人(第二百九十二條乃至第二百九十七條)……………二九

送達の場所及び時(第二百九十八條)……………二九

訴狀の送達(第三百二條乃至第三百四條)……………三〇

受取の拒絶(第三百五條)……………三〇

送達證明書(第三百六條)……………三一

住居の變更(第三百七條)……………三一

直接の手渡(第三百八條)……………三一

公告に依る送達(第三百九條)……………三一

管理人に對する送達(第三百十條乃至第三百十二條)……………三二

治外法權享有者に對する送達(第三百十三條)……………三二

(二) 外國に於ける送達(第三百十四條乃至第三百十六條)……………三二

第五章 祝祭日及び裁判所の休暇(第三百十七條乃至第三百二十條)……………三三

第三部 第一審の合議裁判所に於ける手續(第三百二十一條乃至第五百二十六條)……………三四

第一章 判決までの手續(第三百二十一條乃至第四百八十五條)……………三四

第一節 訴狀、答辯書、準備手續及び口頭争訟辯論(第三百二十一條乃至第三百六十一條)……………三四

第三百六十一條……………三四

訴狀(第三百二十一條乃至第三百二十六條)……………三四

訴訟繫屬(第三百二十七條乃至第三百二十九條)……………三七

訴の變更(第三百三十條)……………三六

確認を求むる中間の申立(第三百三十一條)……………三六

訴の取下(第三百三十二條乃至第三百三十三條)……………三六

最初の期日(第三百三十四條乃至第三百三十七條)……………三六

答辯書(第三百三十八條)……………三六

口頭争訟辯論の命令(第三百三十九條)……………三六

準備手續(第三百四十條乃至第三百五十一條)……………三六

口頭争訟辯論(第三百五十二條乃至第三百六十條)……………三六

調書を以てする確認(第三百六十一條)……………三六

第二節 證據及び證據調に關する通則(第三百六十二條乃至第三百八十七條)……………三六

證據第三百六十二條乃至第三百六十九條……………一四
 疏明(第三百七十條)……………一五
 證據調(第三百七十一條乃至第三百七十七條)……………一五
 受命判事又は受託判事に依る證據調(第三百七十八條乃至第三百八十三條)……………一六
 證據調の際に於ける手續(第三百八十四條乃至第三百八十七條)……………一六
 第三節 書證(第三百八十八條乃至第四百十五條)……………一六
 證書の證據力(第三百八十八條乃至第三百九十二條)……………一六
 證書に依る證明(第三百九十三條乃至第三百九十八條)……………一六
 相手方に依る證書の提出(第三百九十九條乃至第四百三條)……………一六
 第三者に依る證書の提出(第四百四條乃至第四百五條)……………一七
 眞正の證明(第四百六條乃至第四百九條)……………一七
 手跡の對照(第四百十條乃至第四百十一條)……………一七
 裁判所に依る證書の保管(第四百十二條)……………一七
 證書の更新(第四百十三條)……………一七
 報告物(第四百十四條乃至第四百十五條)……………一七
 第四節 人證(第四百十六條乃至第四百四十六條)……………一七

證言の許し難きこと及び其の拒絕(第四百十六條乃至第四百二十二條)……………一七
 證人の供述の評價(第四百二十三條)……………一七
 受命判事若は受託判事に依る證據調(第四百二十四條)……………一七
 證人の呼出(第四百二十五條乃至第四百二十八條)……………一八
 闕席の結果(第四百二十九條乃至第四百三十一條)……………一八
 證人の訊問(第四百三十二條乃至第四百四十一條)……………一八
 證人の手數料(第四百四十二條乃至第四百四十三條)……………一八
 提出の方法及び形式(第四百四十四條)……………一八
 上訴(第四百四十五條)……………一八
 鑑定證人(第四百四十六條)……………一八
 第五節 鑑定(第四百四十七條乃至第四百六十三條)……………一八
 鑑定人の選任(第四百四十七條乃至第四百四十九條)……………一八
 不出頭及び職務不履行の結果(第四百五十條乃至第四百五十二條)……………一九
 證據調(第四百五十三條乃至第四百六十條)……………一九
 手數料(第四百六十一條)……………一九
 上訴(第四百六十二條乃至第四百六十三條)……………一九

第六節 檢證(第四百六十四條乃至第四百六十六條).....	二六
第七節 當事者本人の訊問(第四百六十七條乃至第四百七十九條).....	二七
第八節 證據の保全(第四百八十條乃至第四百八十五條).....	二〇三
第二章 判決及び決定(第四百八十六條乃至第五百六十二條).....	二〇五
第一節 判決(第四百八十六條乃至第五百二十條).....	二〇五
終局判決(第四百八十六條).....	二〇五
一分判決(第四百八十七條乃至第四百八十八條).....	二〇六
中間判決(第四百八十九條).....	二〇七
拋棄に基く判決(第四百九十條).....	二〇八
認諾に基く判決(第四百九十一條).....	二〇八
懈怠若は不作爲に基く判決(第四百九十二條乃至第四百九十九條).....	二〇九
判決の内容(第五百條乃至第五百六條).....	二二二
判決の確定(第五百七條).....	二二四
判決の言渡及び判決の送達(第五百八條乃至第五百十三條).....	二二四
判決の正本(第五百十四條乃至第五百十七條).....	二二六
判決の更正(第五百十八條).....	二二八

判決の補充(第五百十九條乃至第五百二十條).....	二二八
第二節 決定(第五百二十一條乃至第五百二十六條).....	二二九
第四部 區裁判所に於ける手續(第五百二十七條乃至第五百五十四條).....	三二
少額の事件に於ける手續についての特則(第五百四十三條乃至第五百四十七條).....	三七
占有妨害の訴訟に關する手續についての特則(第五百四十八條乃至第五百五十四條).....	三九
第五部 上訴(第五百五十五條乃至第六百二十二條).....	三二
第一章 控訴(第五百五十五條乃至第五百九十五條).....	三二
控訴手續に關する通則(第五百五十七條).....	三二
控訴期間(第五百五十八條).....	三三
控訴の提起(第五百五十九條乃至第五百六十三條).....	三三
控訴裁判所に於ける手續(第五百六十四條乃至第五百九十五條).....	三四
控訴辯論期日の指定(第五百七十四條乃至第五百七十五條).....	三四〇
控訴口頭辯論(第五百七十六條乃至第五百八十七條).....	三四一
控訴の裁判(第五百八十八條乃至第五百九十五條).....	三四七
第二章 上告(第五百九十六條乃至第六百七條).....	三五〇
上告の適否(第五百九十六條乃至第五百九十八條).....	三五二

上告の提起第五百九十九條乃至六百二條……………三三

上告裁判所に於ける手續第六百三條乃至第六百七條……………三四

第三章 抗告第六百八條乃至第六百二十二條……………三五

抗告の適否第六百八條乃至第六百十三條……………三五

抗告の提起第六百十四條乃至第六百十九條……………三六

抗告裁判所に於ける手續第六百二十條乃至第六百二十二條……………三六

第六部 無効及び再審の訴第六百二十三條乃至第六百四十條……………三六

手續第六百二十七條乃至第六百四十條……………三五

第七部 特種の手續第六百四十一條乃至第六百九十五條……………三七

第一章 支拂命令手續第六百四十一條乃至第六百四十八條……………三七

第二章 手形訴訟及び小切手訴訟に於ける手續第六百四十九條乃至第六百五十四條……………三七

第三章 使用及び用益賃貸借契約に基く訴訟の場合に於ける手續第六百五十五條乃至第六百七十一條……………三七

解約申入第六百五十五條乃至第六百五十九條……………三八

裁判外の解約申入第六百六十條乃至第六百六十一條……………三六〇

使用若は用益賃貸借の目的物の引渡若は引取の命第六百六十二條……………三八

承繼賃借人との關係第六百六十三條……………三八

使用若は用益賃貸借契約の黙示の更新第六百六十四條……………三八

使用若は用益賃貸借事件に於ける期間第六百六十五條……………三八

手續第六百六十六條乃至第六百七十一條……………三八

第四章 仲裁手續第六百七十二條乃至第六百九十五條……………三六

仲裁契約第六百七十二條乃至第六百八十二條……………三六

仲裁人の面前に於ける手續第六百八十三條乃至第六百九十條……………三九

仲裁判斷の無効第六百九十一條乃至第六百九十五條……………三九

附則第六百九十六條……………三五

目次

第一章 裁判所及び裁判機関

第一節 裁判所

第一條 民事訴訟事件に於ては特別の規定を爲さざる以上は區裁判所 Bezirksgericht 地方裁判所 Kreisgericht 商事裁判所 Handelsgericht 控訴院 Appellationsgericht 及び大審院 Kassationsgericht の各通常裁判所が裁判権を執行す。

第二條 特別法に別段の規定を爲さざる以上は第一審の裁判権を執行するは區裁判所地方裁判所及び商事裁判所とす。

第三條 區裁判所の裁判に對する上訴は第二審に於ては地方裁判所に向つて爲す。然れども第一審に於て區裁判所が商事裁判権 Handelsgerichtsbarkeit 又は海事裁判権 Seegerichtsbarkeit を執行して裁

司法資料 二百三號 ユーゴスラヴキヤ新民事訴訟法

第一部 裁判所

第一章 裁判所及び裁判機関



第一條 民事訴訟事件に於ては特別の規定を爲さざる以上は區裁判所 Bezirksgericht 地方裁判所 Kreisgericht 商事裁判所 Handelsgericht 控訴院 Appellationsgericht 及び大審院 Kassationsgericht の各通常裁判所が裁判権を執行す。

第二條 特別法に別段の規定を爲さざる以上は第一審の裁判権を執行するは區裁判所地方裁判所及び商事裁判所とす。

第三條 區裁判所の裁判に對する上訴は第二審に於ては地方裁判所に向つて爲す。然れども第一審に於て區裁判所が商事裁判権 Handelsgerichtsbarkeit 又は海事裁判権 Seegerichtsbarkeit を執行して裁

判を爲したる場合に於ては、第二審に於ては管轄海事裁判所又は管轄地方裁判所の商事部が裁判を爲す。鑛業事件についても亦同じ。

第三審に於ては區裁判所の裁判に對する上訴については大審院が裁判を爲すを要す。

第四條 第一審に於て地方裁判所又は商事裁判所の言渡したる判決及び決定に對しては、第二審に於ける上訴は控訴院に向つて之を爲し、第三審に於ける上訴は大審院に向つて之を爲す。

裁判權の執行

第五條 區裁判所に於ては民事訴訟に於ける裁判權は單獨判事の執行する所とし、地方裁判所及び商事裁判所に於ては特別の規定を以て別段の處置を爲さざる以上は各部の執行する所とし、各部は第一審に於て裁判すると第二審に於て裁判するとを問はず判事三人の構成を以てするものにして其の中の一人を裁判長とす。

商事裁判所の部及び商事 *Handelsache* 若は海事 *Seesache* に於ける裁判權商事部 *Handelsamt* 又は鑛業事件 *Angelegenheit des Bergbaues* (鑛業部 *bergrechtliches Senat*) に於ける裁判權を第一審又は第二審に於て執行する地方裁判所の部に於ては、争訟事件 *Rechtssache der streitigen Gerichtsbarkeit* に於ては判事の中の一人に代ふるに商人、航運業者又は鑛業者中より選出したる素人判事 *Laientrichter* を以てす。

長期間互に於ては裁判長に於て一人若は數人の補充判事 *Ergänzungsrichter* を參與せしむ

ることを得るものとし、補充判事は辯論に參與し、部員差支あるとき之に代ることを得るものとす。

委任手續 *Mandativverfahren* 爲替手續 *Wechselverfahren* 又は小切手續 *Scheckverfahren* の規定に基く支拂の委託 *Zahlungsauftrag* の申請は、第一審の裁判所長に於て、單獨判事としての一判事には是が處理を委任すべし。

第六條 地方裁判所又は商事裁判所の管轄に屬する財産權上の請求に關する訴訟は、訴訟物が金額若は價額に於て三萬ドイツマルクの額を超えざるか又は口頭辯論の開始までに此の額若はそれ以下に制限せらるゝときは、裁判所長に於て是が爲に指定したる管轄裁判所の判事が第一審の裁判所の手續につき適用ある規定に従つて、單獨判事として審理し、裁判を爲す。

口頭辯論の開始せられたる後に至つて訴の請求 *Krangelbehren* が前項記載の額以上に擴張せらるゝも、單獨判事は辯論を遂行するを要す。

第九十一條及び第九十二條に列擧したる訴訟に於ては、單獨判事は訴訟價額 *Streitwert* には關係なく審理を爲し、裁判を行ふ。

訴訟物が三萬ドイツマルクの額を超ゆるときは、當事者は單獨判事の面前に於て事件が裁判せられんことを合意することを得。此の合意書は訴狀と共に之を提出すべし。かくの如き合意を存せざるも、被告が本案の辯論に於て應訴し、裁判所が規定に従つて構成せられざることに異議を申立てざるときは、單獨判事が辯論を爲し、裁判を行ふ。

第七條 控訴院にあつては民事訴訟に於ける裁判権は判事五人を以てする部に於て裁判権を執行するものとし、其の中一人を裁判長とす。

然れども控訴院は民事事件に於ける第一審裁判所の判決及び其の他の裁判にして單獨判事の裁判したるものに對する上訴は、判事三人の部に於て裁判す。

第八條 大審院は判事五人を以てする部に於て民事事件に於ける裁判権を執行するものとし、其の中一人を裁判長とするも、特別の規定を以て五人以上の判事を以てする部の構成を命じたる場合は此の限りにあらずとす。

第九條 他の法令中に規定したる場合を除き、控訴院及び大審院にあつては、土地の管轄権を有する裁判所の指定第二十五條、第二十七條乃至第二十九條に依る裁判所の専ら告知の目的を有する通知を掲ぐる事務上の書類 *Geschäftsstück* の處理には部の決定を必要とせず。部の報告判事 *Berichterstatter* の起案したる處理は、許可を求むる爲裁判長に提出するを要す。他の官廳に告知すべき裁判に關するとき、又は裁判所行政 *Gerichtsverwaltung* の作用範圍内に屬する作業又は處分を包含する事務に關する場合にあつても、同様にして提出することを必要とす。其の外權利保護の拒絶又は司法の遅延に關する請願 *Ansuchen* (訴願 *Beschwerde*) の處理、ユーゴスラヴキヤ國裁判所の外國官廳との書面の交換、證據方法又は記録の徵集又は送付並に他の官廳に付與すべき報告を目的事項とする事務上の書類又は他の官廳より徵集すべき報告を目的事項とする事務上の書類の處理も亦同じ。裁判長が

報告判事の案に納得せざるときは、之につき部が決定を爲す。

評議及び表決

第十條 部長は評議及び表決を指揮す。評議及び表決は原則として非公開の會議に於て之を爲す。評議が必要ならざるときは、同じ公判廷に於て裁判を爲すことを得。

報告判事は最初に意見を述べ、官等の低き判事は官等の高き判事に先だちて意見を述べ、裁判長は最後に自己の意見を述べ、素人判事は報告判事の次に意見を述べ、其のものと、報告判事の任設なき場合には、他の判事に先だちて意見を述べ。

第十一條 最初に裁判所の管轄の存否、手續の補充の必要の有無及び其の他の先決問題に關して表決を爲す。本案に關する決議について決議を爲すに當り、數個の請求について裁判を爲すを要するときは、其のそれ／＼について各別に表決を爲すべし。

判事の一人が先決問題に關する表決に際し、少數意見たるも、其後決議に上したる問題に關する表決を拒むことを得ず。

第十二條 裁判所の決議には何れも絶対多數を必要とす。

意見が二派以上に岐れ、何れも絶対多數となるに至らざるときは、部長は問題を區分し、表決を更新することに依つて絶対多數を成立せしむるやう試む。數額に關して意見が二派以上に岐れ、其の何れも絶対多數を收むるに至らざるときは、絶対多數を成立せしむるまで最多額なる意見を順次次な

る多額に合算す。

部長の告知したる表決の結果に關して意見の相違を生じたるときは、部は是が裁判を爲す。第十三條 評議及び表決に關しては、直ちに特別の調書を作るべし。是が作成は裁判所の事務章程を以て之を規律す。

裁判所書記

第十四條 裁判所書記 *Schriftführer* は獨り裁判所の屬官 *richterlicher Hilfsbeamter* 中より採用することを得るのみに止まらず、本省の屬官中よりも之を採用することを得。

判事の除斥及忌避

第十五條 判事は以下に掲ぐる事件に於ては裁判官としての行爲より除斥せらるゝものとす。

- (一) 判事自身當事者たるか、又は自己が當事者の一方に對して共同權利者、共同義務者又は遡及權利者の關係に在る事件、又は自己が當事者の一方の債權者若は債務者たる事件。
- (二) 妻の事件並に許婚者の事件。前なる場合に於ては婚姻の解消若は離婚の行はれたる場合に於ても尙ほ且然りとす。
- (三) 血族又は姻族たる者の事件。直系血族の場合に於ては親等の遠近を問はず、傍系親に於ては四親等まで、姻族の場合に於ては二親等までとし、婚姻の既に解消したる場合に於ても尙ほ且然りとす。

(四) 當事者の一方が判事の養父母若は養子、育父母若は育子たる事件。

(五) 當事者の一方が判事の洗禮立會人たるか、又は當事者若は其の子が判事を洗禮立會人とする者なる場合の事件。

(六) 判事が當事者の一方の代理人、業務擔當者若は後見人、管理人又は被保護人たりしか、現に然る事件。

(七) 下級裁判所に於て判事として、又は仲裁裁判に際し仲裁人として裁判を爲したるか、又は係争の事件につき法律上の見解を披瀝したる事件。

(八) 訴訟代理人が判事と直系に於て血族たり、傍系に於て二親等以内の血族たるか、又は二親等以内の姻族たる事件。

第十六條 前條に記載したる事由の一を存するときは、判事は裁判所長に此の事情を説明し、當事者の請求なき場合に於ても裁判所に除外を請求するを要す。

裁判所長につきかくの如き除外の事由を存するときは、代理人に之を説明し、代理人なき場合に於ては直近上級の裁判所長に之を通知するを要す。

第十七條 各當事者は第十五條に記載せる一切の事由に因り判事の忌避を請求することを得べく、また偏頗の疑ある充分なる事由を存する場合に於ても判事の忌避を請求することを得るものとし、訴訟當事者の一方が既に遂行せられたる訴訟に於て判事若は其の親族第十五條第三號を裁判する

を要したりし場合に特に判事忌避の條件を存するものとす。
 第十八條 忌避は當該の當事者より當該の判事の所屬裁判所に書面を以てして、又は口頭を以て調書に録取せしめて申立を爲すべし。此の場合には當事者は同時に忌避の原因たる事情を精確に開示することを要す。

前項の申立については忌避せられたる判事は意見を述ぶることを要す。
 偏頗の懸念あるの故を以て判事を忌避したる當事者は、判事に於て争ひたる忌避の事由を疏明するを要す。

偏頗の懸念あるに基く判事の忌避は、當該の判事の面前又は當該の判事が部員として所屬する部の面前に於て辯論に應ずるに先だちて、又は是等のものの面前に申立を爲すに先だちて請求することを必要とす。それよりも後にありては當事者の一方は後に至つて初めて忌避の事由を知りたる場合、又は忌避の事由は後に至つて初めて發生したる場合に非ざれば偏頗の理由を以て判事を忌避することを得ず。

第十九條 裁判所は當事者が忌避の申請に依つて手續の遅延又は事務分配の破壊を期するものと認めたるときは、忌避を却下して申請を爲したる當事者に罰金 Geldstrafe を科す。(第二百六十八條)

第二十條 忌避せられたる判事は、忌避申請の確定的に完結するまでは、代理官を存せざる場合に限り且遅延を許さざる行爲のみを限つて之を爲すことを得。

第二十一條 區裁判所の判事の忌避の申請は、此の裁判所の上級の地方裁判所裁判を爲す。忌避せられたる判事が合議裁判所所屬の判事なるときは、此の合議裁判所がみづから裁判を爲す。此の判事の退去することに依つて管轄合議裁判所が忌避に關して決議を爲すこと能はざるに至るべきときは、直近上級の裁判所が裁判を爲す。

當該の判事が忌避の事由を認めたるときは、裁判所長は其の代りに代理官を任命することを得。此の場合に於ては本條第一項に依る裁判は必要ならず。

第二十二條 忌避に關する裁判は、豫め口頭辯論を経ることなく決定を以て之を爲す。管轄裁判所は裁判を爲すに先だちて取調を命ずることを得。

第二十三條 忌避を容るゝ裁判に對して不服を申立つることを得ざるものとし、忌避せられたる判事の屬する裁判所長に通知すべし。區裁判の監督判事を忌避する場合にあつては、決定は上級地方裁判所長に通知すべし。合議裁判所の所長が忌避せられたるときは、其の代理官に裁判を通知するを要するものとし、合議裁判所の所長が此の裁判所のすべての職員を併せて忌避せられたるときは、上級審の合議裁判所の所長に通知するを要す。

他の裁判機關の除斥及び忌避

第二十四條 第十五條乃至第二十三條の規定は裁判所書記並に裁判所書記課の傭員 Angestellte にも之を適用す。此の忌避の申請については是等の機關 Organ の隸屬する裁判所の所長が裁判を爲す。

他の裁判機關は判事をして其の職務の執行より除斥せしむべき關係と同様の關係に在る場合には、此の關係を裁判所長に申告するを要するものとし、裁判所長は是等の機關をして職務の執行より退かしむるを要するや否やを定む。

裁判所長の此の裁判は上訴を以て不服を申立つることを得ず。

第二章 管轄

第一節 管轄に關する通則

大審院の爲す土地の管轄の指定

第二十五條 或る民事訴訟事件につき内國の裁判權を存するも、本法の意味に於ての内國裁判所の土地の管轄についての條件は全然存在せざるか又は之を調査すること不可能なるときは、大審院は當事者の一方の申立に因り何れの事物の管轄を有する裁判所が土地の管轄を有するやを指定するを要す。

管轄の繼續

第二十六條 何れの裁判所も適法に繫屬したりし事件に於ては、手續の開始に際して管轄を定むる上につき標準となりたりし事情が、手續中に變動したりし場合にあつても、其の完結するまでは依然之

につき管轄權を有す。然れども訴訟事件をして全然内國の裁判權に服せざるに至らしむるか、又は少くとも通常裁判所の管轄の範圍外に出でしむる變動については、本條の規定を適用せず。

裁判の委囑 Delegation

第二十七條 裁判所が第十五條若は第十七條に列擧したる事由の一に基きて裁判權の執行を妨げられたるときは、一件記録を直接上級の裁判所に送付するを要するものとし、此の上級の裁判所は當該の訴訟事件の辯論及び裁判の爲に同種の他の裁判所を指定す。

第二十八條 管轄控訴院は合宜上の理由を存するときは當事者の一方の申立に依り訴訟事件の辯論及び裁判の爲に管轄裁判所の代りに自己の管轄區域内に在る他の同種の裁判所を指定することを得。

或る控訴院の管轄區域より他の控訴院の管轄區域に向つてする裁判の委囑 Delegation は、大審院にあらざれば之を命ずることを得ず。

第二十九條 裁判の委囑の申立は手續を停止する效力を有せず。此の申立に關する裁判は豫め口頭辯論を経ることなくして之を行ふ。裁判所は裁判の爲一件記録を控訴院若は大審院に送付するに先だち、一定の期間内に此の申立に關して意見を述べんことを當事者に催告することを得。

第三十條 裁判所は何れも其の行動の範圍内に屬する職務行爲を其の管轄區域内に於て執行するを

要す。

軍用の廳舎又は艦船に於ける送達及び其の他の裁判所の職務行爲は、廳舎又は艦船の指揮官に向つて豫め通知ありたる場合に限り之を行ふことを得。

治外法權享有者の居館に於ける治外法權享有者及び其の他の者に關する送達及び其の他の裁判所の職務行爲は、外務省を通じて之を行ふ。

宮城内に居住する者に對する職務行爲も宮内省を通じて之を爲すべし。

第三十一條 遲滯するに於ては危險なるとき、又は裁判所の管轄區域の境界に於て職務行爲を爲すべきときは、裁判所はユーゴスラヴ^ハヤ國の國境内に於て、自己の管轄區域の境界を越ゆることを得るも、自己の職務行爲の行はるゝ地を管轄する裁判所に、直ちに之を通知するを要す。

第三十二條 合議裁判所の所長又は訴訟事件の配當を受けたる部の部長に依る裁判所の行爲の履行、又は部若は管轄裁判所の各部員(受命判事)に對する裁判所の行爲の委任は、法定の場合にして且裁判所の事務章程の規定を以て表示したる場合にのみ之を許す。

第三十三條 口頭辯論外又は公判廷以外に於て爲すべき裁判官の職務行爲にして、其の爲に他の裁判所に囑託を爲すべき條件を存せざるものは、裁判所に於ける手續中に於て受命判事に之を委任すべし。

受命判事を指名したる部は、法律に別段の規定を爲さざる以上は、申立に依り又は職權を以て其の決定を變更することを得。

他の裁判所に對する職務行爲の委任

第三十四條 地方裁判所(商事裁判所)は、法令中に規定せらるゝか、又は事務の遂行を容易ならしむる爲

若は無用の費用を避くる爲に必要なときは、其の管轄に屬する職務行爲の執行を委任することを

得。管轄區域外に於て爲すべき職務行爲の執行に關しては、地方裁判所(商事裁判所)は此の行爲の行はるべき裁判所又は此の行爲の行はるべき地を管轄する裁判所に囑託を爲すを要す(司法上の共助

Rechtshilfe)

他の裁判所に向つてする職務行爲の執行の委任受託判事は、囑託に依つて之を爲す。

外國裁判所に囑託を爲す場合には、此の點についての規定國際條約、司法上の共助條約及び之に類似の規定)を遵守すべし。

内國の裁判所の間に於ける相互的の司法上の共助

第三十五條 内國の裁判所はすべて相互的に司法上の共助を爲すを要す。司法上の共助を爲す以上は職務行爲の行はるべき地を管轄する

區裁判所に向つて之を爲すべし。一定の裁判所に於てのみ爲すことを得べき職務行爲の履行の囑託は、此の裁判所に向つて之を爲すべし。

受託裁判所が請求せられたる職務行爲について土地の管轄を有せざるときは、此の裁判所が管轄裁判所を知れる以上は、囑託を管轄裁判所に送付し、囑託裁判所に之を通知す。受託裁判所が管轄裁判所を知らざるときは、囑託を囑託裁判所に返付す。

數個の區裁判所を存する土地については、司法大臣は命令を以て是等の裁判所の一を司法上の共助の爲に指定す。

第三十六條 内國の裁判所は外國の裁判所が國際條約、司法上の共助條約又は其の他の規程中に規定

したる方法に於て囑託を爲すときは、左の各號の一に該當する場合を除き、外國の裁判所にも司法上の共助を爲すを要す。

(一) 囑託裁判所の要求せる職務行爲が受託裁判所の權限に屬せざるとき。

要求せられたる行爲が他の内國裁判所又は他の内國官廳の事務の範圍内に屬すべきときは、受託裁判所は囑託を管轄裁判所又は管轄官廳に送付し、此の趣を簡單に外國裁判所に通知すべし。

(二) ニーゴースラヴ、ヤ國の法令に依つて禁止せらるゝ、或る行爲の履行を要求せらるゝとき。

(三) 司法上の共助を爲すにつき相互主義を存せざるとき。

受託裁判所が相互主義の存否につき疑念を挿めるときは、司法省に解明を請求し、其の指令に従つて處置を爲すことを必要とす。

第三十七條 司法上の共助は受託裁判所に關する規定に従つて之を爲すべし。

其の爲すべき行爲につき、内國の立法の何れの規定に依つても禁止せらるゝことなき一定の先例を遵守せんことを明示的に囑託せられたる場合にあらざれば、内國に於て行はるゝ規定に反することを許さず。

第三十八條 受託裁判所が司法上の共助を爲すことを拒めるか、又は其の實施に關して囑託裁判所と受託裁判所との間に意見の相違を生ぜるときは、囑託外國裁判所又は囑託を爲すの任を有する其の他の外國官廳の請求に依り、受託裁判所の上級の控訴院は、受託裁判所の手續を相當とするや否やを裁判するを要す。

第三十九條 訴訟事件が或る裁判所に繫屬するときは、此の裁判所は職權を以て自己の管轄を審査するを要す。

此の審査は原告の開示が不實なるものとして裁判所に知れたるにあらざる以上は、原告の開示に基きて行ふ。

第四十條 繫屬せる訴訟事件が内國の裁判権より奪はれたるとき、又は少くとも通常裁判所より奪はれたるときは、裁判所は手續の如何なる状態に在るを問はず其の管轄違又は無訴権及び先行せる手續の無効をば、決定を以て言渡すことを必要とす。上級審に至つて初めて右の管轄違又は無訴権が明白となりたるときは、上級審の裁判所にあつても同一の處置を執ることを必要とす。

然れども前項の管轄違又は無訴権が手續の確定的終結後に至つて初めて明白となりたるときは、最高行政官廳の申出に依り大審院に於て既に遂行せられたる裁判所の手續の無効を言渡すべし。無効の理由に關して同一若は他の裁判所の言渡したる、尙ほ羈束力を有する裁判の妨ぐるものを存するときは、本條第一項及び第二項に所謂言渡を行ふことを得ず。

第四十一條 (一) 裁判所が第四十條に列擧したる理由以外の理由に因つて自己を管轄違なりと認めたるときは第三十九條第二項職權を以て訴を却下すべし。

然れども訴に關して既に期日 Tagatzung の指定せられたる場合に於ては、裁判所は被告が適時に管轄違に抗辯を提出したるとき、又は裁判所が本法の規定に依り當事者双方の明示的の合意に依つて當該の訴訟事件につき管轄權を有する能はざるにあらざれば、みづから管轄違を宣言することを得ず。此の點については決定を以て裁判を爲すを要す。

(二) 裁判所が事物の管轄を有するものと裁判したるとき、又は事物の管轄は有せずと雖當事者双方の關與したる口頭辯論の後判決を言渡したるときは、當該の訴訟事件については他の裁判所又は

他の區裁判所が管轄權を有することを理由として、決定若は判決に不服を申立つることを得ず。

(三) 裁判所の事物の管轄違の言渡が確定したるときは、此の決定は將來此の訴訟事件の繫屬する何れの裁判所をも羈束す。

訴訟物の價額に顧みみづから管轄違なりと宣言したる區裁判所の裁判に基き、此の裁判の確定に先だちて既に訴訟事件を第一審の裁判所に提出することを得。管轄に關して言渡しありたる區裁判所の裁判が上級審に於て確定的に變更せられたるにあらざる以上は、此の訴訟事件を提出されたる裁判所も管轄に關して言渡しありたる區裁判所の裁判に羈束せらるゝものとす。

商事裁判所又は裁判所の商事部又は鑛業部が普通裁判權を執行するを要する裁判所又は部に移送したるとき、又は普通裁判權を執行するを要する裁判所又は部が第四十七條及び第四十八條の規定に顧みみづから管轄違と宣言したるときにあつても、亦同じ。

管轄に關する事

第四十二條 (a) 内國の裁判所間に於けるもの

第四十二條 一定の訴訟事件についての管轄に關する第一審の數個の裁判所の間に於ける争は、是等の裁判所に共通の直近上級の裁判所が決定を以て裁判を爲すべし。

前項の裁判は當事者の一方の申立に依り、又は關係せる數個の裁判所中の一の申告に依り、豫め口頭辯論を経ることなくして之を爲す。

本條の裁判に對しては不服を申立つることを得ず。

(b) 外國官廳との間に於けるもの

第四十三條 内國裁判所と外國の裁判所又は官廳との間に於ける管轄に關する争は、内國裁判所に於て司法省に申告するを要す。

司法大臣の宣言は内國裁判所を羈束す。

第二節 事物の管轄

區裁判所

第四十四條 左の事件は區裁判所の管轄に屬す。

(1) 財産權上の請求に關する訴訟にして訴訟物の價額が金額又は價額として一萬二千デイナーの額を超えず且此の訴訟が訴訟物の價額に關係なく第一審の裁判所に配當せらるゝにあらざるとき。

左の事件は訴訟物の價額に關係なく區裁判所に屬す。

(2) 私生子の父に關する争及び私生子の父が私生子の母及び私生子に對して法律上負擔する義務に關する争。

(3) 不動産の境界の劃定又は訂正に關する訴訟並に住居の役權 *Dienstbarkeit der Wohnung* 及び

隱居分 *Altenteil* に關する訴訟。

(4) 占有の妨害を理由とする訴訟にして訴の請求が最後の事實上の占有狀態を保護し回復することのみを目的とするとき。

(5) 賃貸借契約 *Bestandvertrag* (物の用益賃貸借 *Pachtung* 又は使用賃貸借 *Miete*) に關する契約に基く一切の訴訟。第六百七十一條に擧げたる契約も争がかくの如き契約の存否又は賃借料若は損害賠償の支拂に關せざる以上は亦こゝに所謂賃貸借契約中に入る。其の外解約申入、用益若は使用の賃貸借の目的の引渡若は收去に關する訴訟並に賃借人 *Bestandnehmer* に於て備付けたるか又は其の他賃借料の擔保の爲に賃貸人に對しての保證たる動産の留置に關する訴訟。

(6) 雇主 *Dienstgeber* と雇人 *Dienstbote* (僕婢 *Diener und Dienstmädchen*) 又は其の他雇關係 *Dienstverhältnis* に在る雇主の同居人に屬する者との間に於ける勞働力の使用賃貸借 *die Miete einer Arbeitskraft* に關する契約に基く訴訟、家屋の所有主と管理人との間の訴訟、土地及び山林の經營主と其の補助者又は日傭勞働者の間の訴訟、鑛業主及び其の他の一切の雇主 *Arbeitgeber* と其の役使する職工、長助手、勞働者又は徒弟との間の訴訟、並に船員の雇關係に基く訴訟。是等の訴訟はすべて特別の規定を以て通常裁判所の管轄せられあらざること條件とす。

- (7) 船舶所有者、船長、筏夫、荷馬車運送人及び旅店の主人と其の委任者たる旅客及び顧客との間に於ける、此の關係に由來する義務に關する訴訟。
 - (8) 家畜の瑕疵に關する訴訟。
 - (9) 田野地役 *Felddienbarkeit* に關する訴訟。
 - (10) 特別の法令に依つて區裁判所の事務の範圍に屬せしめたるすべての訴訟。
- 前項第五號に記載したる貸借契約の裁判上の解約申入 *gerichtliche Aufkündigung* に關する裁判も亦、區裁判所の事務の範圍に屬す。かくの如き貸借の目的物の引渡若は收去の命令を發し及び海難始末書 *Seeverklärung* を受理するも亦同じ。

第四十五條 第四十四條第一項第一號に記載したる限界内に於ても、督促手續 *Mandatsverfahren* 爲替手續 *Wechselverfahren* 及び小切手續 *Scheckverfahren* (第五條第四項) に依る支拂命令 *Zahlungsauftrag* 並に此の命令に對する異議に由來する訴訟も區裁判所に屬す。

地方裁判所

第四十六條 區裁判所に配當せられざる訴訟はすべて地方裁判所に屬す。地方裁判所は訴訟物の價額には關係なく左の訴訟につき管轄權を有す。

- (1) 子の嫡出の承認又は争に關する訴訟。
- (2) 別居 *Scheidung von Tisch und Bett* に關する訴訟、離婚若は婚姻の無效の宣言に關する訴訟は

特別の法令を以て此の訴訟を他の官廳の事務の範圍に屬せしむるにあらざる程度に於て。

- (3) 配偶者相互の關係に由來する、純然たる財産權上の訴訟にあらざる其の他の一切の訴訟並に父子の間の關係に由來し、官廳の事務の範圍若は非訟事件手續に屬せざる訴訟。
- (4) 國家若は自治體の行政機關が其の職權の規定に従はざる執行に依つて人民に加へたる損害の賠償に關する訴訟。
- (5) 鑛業事件に基く訴訟。
- (6) 法令の特別の規定に依つて地方裁判所の事務の範圍に配當せられたる一切の訴訟。

商事事件に於ける訴訟

第四十七條 (一) 訴訟物が金額又は價額に於て一萬二千デナールの額を超ゆるときは、左の訴訟は商事裁判所若は商事部に屬す。

- (1) 訴が商人、商會社又は組合に指向せらるゝ場合に於て、取引が被告の側に於て商行爲なるときの商行爲に由來する訴訟。
- (2) 商事仲立人 *Handlungsmäkler (Sensalen)*、測量人及び其の他商業上の取引に於てかくの如き商行爲を爲し且之を確認するの權限を有するの者の行爲より生ずる訴訟にして、是等の者と其の委任者との間に行はるゝもの。
- (3) 商人と其の業務代理人 *Prokurist*、商業代理人 *Handlungsvollmáchtigte*、番頭手代及び其の他

其の經營に於て使用せらるゝ者との間の權利關係に基く訴訟にして、是等の者が僕婢の範疇に屬せざるとき、其の外是等の者の全員の第三者に對する權利關係にして是等の者が傭主の營業に於て責任を負ふに至りたるものより生ずる訴訟。

(4) 手形法及び小切手法上の請求に因る訴訟。

(二) 左の訴訟は訴訟物の價額には關係なく商事裁判所又は地方裁判所の商事部に屬す。

(1) 權利關係に由來し且發明、意匠、雜型及び商標の保護及び使用に關する訴訟にして、之につき別段なる法令の規定を存せざるとき。

(2) 遠洋航海船並に海上及び公海上に於ける航行に關する訴訟並に海上私法に従つて判斷すべき一切の權利關係にして第四十四條第五號乃至第七號の規定の適用せられざるものより生ずる訴訟。

(3) 契約當事者間に於ける商業の讓渡に由來する訴訟。

(4) 商號の使用權に關する訴訟及び此の權利より生ずる訴訟。

(5) 株式會社の發起人相互間の争、及び株式申込人と發起人との間の争、商事組合員相互間の權利關係に由來する訴訟、組合の理事者と清算人との間の權利關係並に是等の者と組合員との間の權利關係に由來する訴訟、匿名組合員と商業の營業主との間の訴訟、共通の計算の爲に各個の商行爲の爲にする結合に參與せる者相互間の訴訟、特に是等のすべての場合を通じて

組合關係の存続中も其の解消後も然りとす。

第四十八條 鑛業に關する訴訟は、第四十四條第一號、第三號、第四號及び第六號に依り區裁判所の管轄

に屬せざる以上は、地方裁判所の鑛業部 *Bergschlichtho Senat* に屬す。

左の各號の二に該當する訴訟は、訴訟物の價額には關係なく地方裁判所の鑛業部に屬す。

(1) 鑛山採掘權 *Bergwerksajgenhunn* の目的物並に採掘せられたる鑛山採掘權の成分及び鑛業施設の從物に關する物權を主張する訴又はかくの如き權利の消滅を來すべき訴に關する訴訟。

(2) 第一號に記載したる物の利用に關する訴訟。

(3) 鑛業の特許の際に於ける就業年限に關する訴訟。

(4) 鑛區の擴張の催告(一定の制限を伴ふ坑區の態様)。

(5) 鑛業權の失効に關する訴訟。

(6) 坑内瀦留水の所有若は利用に關する訴訟。

(7) 鑛業法中に規律せられたる鑛山企業者相互間並に其の使用人若は代理人に對する關係に關する訴訟並に他の不動産所有者との關係に關する訴訟。

(8) 鑛山所有主と其の使用人若は鑛業及び其の從物の經營に關する代理人との間に於ける管理並に計算に關する訴訟。

- (9) 共同の鑛山業の經營、利用若は換價に關する組合契約に關する訴訟。
- (10) 鑛業法中に規律せられたる鑛山勞働組合の組合員に對する關係に關する訴訟。

訴訟物の價額

第四十九條 管轄について標準となる訴訟物の價額の計算には、訴狀提出の時を以て決定的の標準とす。果實、増加、利子、損害及び費用は訴求せられたる主たる請求の目的物を成さざる以上は、之を度外視す。

訴訟事件が單獨判事の管轄に屬するものなりや、又は第一審の裁判所の部の管轄に屬するものなりやの問題の裁判についても亦同じ。

第五十條 數人の共同訴訟人が一個の訴中に於て第一百十二條第一號に所謂數人の被告、又は同一の被告に對して數個の請求を主張し、此の後なる場合には數個の請求が同一の事實上の原因及び法律上の原因に立脚せるときは、訴訟物の價額は管轄を定むる上には訴求せられたるすべての請求の金額に從つて定まる。然れども一個の訴を以て第一百十二條第二號又は第三百二十二條第二段の意味に於ての數個の請求を主張せるときは、管轄を定むる上にはすべての請求の總價額を以て標準とせずして、各個の請求それ自體の目的物の價額に從つて管轄を判斷す。

元本債權の一部のみ請求せらるゝときは、未拂の元本債權の總額を以て標準とす。當事者双方に互に屬する債權を比較對照することに依つて明白となる殘額を請求するときは、原告が請求に係る

殘額を理由付くる爲に主張したる總額を以て標準とす。

第五十一條 原告が請求したる物の代りに一定の金額を受領せんことを申出でたる時、又は原告が物若は金額を原告に歸せんことを求むる請求を爲したるときは、此の金額は管轄を判斷し、又は裁判所の構成を定むる上に、第六條第一項標準となる。

金額より成るにあらざる訴訟物の價額が管轄を定め若は裁判所の構成を定むる上に重要な其の他の一切の場合を通じて、原告は此の價額を訴狀中に於て開示することを必要とす。特に確認の訴に關しても然りとす。訴訟物を評價するに當つては、其の或は原告の負擔に屬することあるべき反對給付は之を控除せず。

第五十二條 債權の擔保又は質權のみを目的物とする訴訟については、訴訟物の價額は擔保すべき債權の額に從つて定まる。質權の目的物が擔保すべき筈の債權の額よりも少額なるときは、訴訟物の價額は此の目的物に從つて定むべし。

第五十三條 反覆せらるゝ使用収益を求むる權利の價額は左の區別に依る。

- (1) 無限の期間のときは年收額若は年給付額の二十倍。
- (2) 期間の定めなきとき又は終身間の期間のときは年收額又は年給付額の十倍。
- (3) 期間の定めあるときは將來の収益又は給付の期間なるも、何れの場合に於ても年給付額の二十倍以上なることを得ず。

用益貸借關係若は使用貸借關係の存否につき争あるときは、三年間の貸貸料の額を以て評價の基本と爲すべし。

法定の扶養料に關して争あるときは、それよりも短き期間についての扶養料の請求せられたるにあらざる以上は、年額の三倍の額を以て訴訟物の價額と認む。

第五十四條 勞働を爲すこと、忍容若は不作爲又は意思表示を爲すことを求むる訴の場合に於て、訴の提起以前には其の財産上の價額が官廳の命令、契約若は慣習に依つては定まらざるときは、原告の開示したる其の利益の額を以て訴訟物の價額と看做すべし。

第五十五條 第一審の裁判所が訴訟物の價額は訴中に於ては一見過當に多額に見積られありと思料し、訴訟物を正當に評價するに於ては裁判所の管轄につき標準となる訴訟の限界に達せざるべしと認めたるときは、裁判所は口頭辯論に入るに先だちて當事者双方を審訊することに依り、又は檢證を行ふことに依つて原告の申立つる評價の當否を審査することを得べく、多額の費用を要することなくして、且特に手續を遅延せしむることなくして爲すことを得べきときは、鑑定人をして鑑定を爲さしむることに依つて審査を爲すことを得。裁判所が此の事件については區裁判所又は第一審裁判所の單獨判事が管轄權を有するものと認めたるときは、一件記録を管轄裁判所又は管轄單獨判事に送付す。此の場合に於ては調査の費用は原告の負擔とし、反對の場合には之を訴訟費用に通算す。

第五十六條 前條に記載したる場合の外、訴狀中に掲ぐる訴訟物の評價は、裁判所並に被告の双方を羈

束す。

民事部、商事部及鑛業部の管轄の争

第五十七條 地方裁判所の民事部に於て辯論せられたる訴訟事件に於て、事件を同一裁判所の商事部若は鑛業部に移付せんことを求むる申立管轄違の抗辯あり、裁判所は本案の辯論の終結するに先だちて此の申立を容るゝの必要ありと認めたるときは、辯論の狀況がかくの如き處置を適當と認めしむる以上は、同時に部員の一人に代ふるに専門的の陪席員 fachmännischer Beisitzer を以てするを要する旨の決議を爲すことを得。

當該の訴訟事件が通常の裁判權に屬するの故を以て商事部又は鑛業裁判權を執行するの任を有する部の管轄違が主張せらるゝ場合には、専門陪席員に代ふるに判事を以てすることに依つて、同一の處置を爲すことを得。

是等の場合に於ては管轄違の抗辯に關する裁判は特に正本を作成することを必要とせずして、本案に關する辯論の終結後に言渡す判決中に之を收むべし。

第五十八條 前條に記載したる場合に於て部が本案に關する裁判まで管轄違の抗辯に關する裁判を猶豫する旨を決定したるときは、裁判長は商事部若は鑛業部又は民事部への移付の請求せられたるに應じて専門陪席員一人又は判事一人を補充判事 Ergänzungsrichter として辯論に關與せしむることを得。

其の面前に於ける辯論期日の既に指定せられたりし部が管轄違の抗辯を正當なりと認めたるときは、民事部に於て辯論したる訴訟事件が商事部若は鑛業部に屬する以上は、部長は補充判事として辯論に關與したる専門陪席員をして判事に代らしむるやう處置するを要す。

然れども民事部に屬する訴訟事件が商事部又は鑛業部に於て辯論せられたるときは、専門陪席員に代らしむるに補充判事として此の部に關與せしめられたる判事を以てするを要す。

此の決定に對しては獨立して上訴を爲すことを許さず。部の構成に於ける變動及び判決の言渡に事實上關與したる部員の氏名は、之を判決中に於て明かにすべし。

本條の方法に於て退去したる部員は辯論及び評議に參與することを得るも判決に關する評議及び表決には關與することを得ず。然れども此の訴訟事件の裁判に關する自己の意見は、三日内に書面を以て裁判長に上申するを要するものとし、此の意見書は之を評議の調書に添付すべし。

第五十九條 第五十七條及び第五十八條の規定は商事裁判所に出訴したる訴訟事件に於て、訴訟事件が通常裁判權を行使するの任を有する地方裁判所に屬するの故を以て、管轄違の抗辯の提出せられたるとき又は地方裁判所に出訴したる訴訟事件に於て、訴訟事件が商事裁判所に屬するの故を以て管轄違の抗辯の提出せられたる場合にあつても之を適用することを得。

第六十條 補充判事一人を關與せしめて言渡したる裁判が裁判所の管轄違の故を以て不服を申立て

られ、上級裁判所が其の面前に於ける口頭辯論期日の指定せられたりし部が事實上訴訟事件の裁判につき管轄權を有したりしなるべしとの見解なるも、終局裁判に先だちて部より退きたる部員の意見が不服を申立てられたる裁判と一致せるときは、上級裁判所はもはや管轄違を斟酌することを必要とせず。

第三節 土地の管轄

土地の普通裁判籍

第六十一條 他の裁判所に特別裁判籍の存せざる一切の訴は事物の管轄を有する裁判所にして被告が普通裁判籍を有するものに之を提起すべし。

第六十二條 人の普通裁判籍は、永續的の居所 *Aufenthalt* をトするの意圖を以て定住 *niederlassen* したる地に依つて定まる(住所 *Wohnsitz* *Domicil*)。

一人にして數個の裁判所の管轄區域に住所を有する場合には、原告は是等の裁判所の一に訴を提起することを得。

第六十三條 ユーゴスラヴキヤ國に於ても、はたまた他の國に於ても住所を有せざる者は、訴提起の當時其の者の居住せる地を管轄する裁判所が普通に土地の管轄を有す。

かくの如き者が全然ユーゴスラヴキヤ國內に居住せざるか又は其の内國の居所が知れざると

きは、其の内國に於ける居住中設定したる義務又は内國に於て履行するを要する義務の一切に關して、其の内國に於て有したる最後の住所又は居所の裁判所に出訴することを得。

第六十四條 ユーゴスラヴキヤ國の官吏若は傭員として常時外國に居住するユーゴスラヴキヤ國國民は、其の内國に於て生活したりしときに有したりし普通裁判籍を保有す。かくの如き普通裁判籍を調査すべからざるときは、其の管轄地に從つて此の者につき普通裁判籍を定む。此の土地の普通裁判籍も存せざるか又は之を調査すべからざるときは、大審院は第二十五條の意味に於て之を定む。

第六十五條 兵役に服する者並に憲兵隊、税關衛隊、國境警備隊に屬する者については、此の者の屬する直接の上班司令官憲の所在地を管轄する裁判所が管轄權を有す。

轉任の場合に於ては、此の普通裁判籍は、本人が新赴任地に到着するまで繼續す。内國に在らざる軍人については、本人の隸屬する上班司令官憲又は此の軍人の直接の上班司令官憲の所在地を管轄する裁判所が管轄權を有す。

第六十六條 國については、此の點に關して適用ある法律若は其の他の規定に從つて訴訟事件に於て國を代表するの任を有する公の機關の所在地を管轄する裁判所が管轄權を有す。然れども縣、郡又は市町村については、當該自治行政機關の管理の所在地を管轄する裁判所が管轄權を有す。第六十七條 一般を羈束する方法に於て何等別段の定めは行はれざるときは、合名會社、合資會社、株式

會社、有限責任會社、組合、勞働組合、公の基金及び社團、寺院、寺扶持及び財團、公の目的の爲に成立する施設、財團、團體、財產團體、寺院團體、宗教團體及び其の他の團體、土地共同體、家族共産體並に其の他自然人に屬せざる權利の主體にして第六十六條の規定の適用を受けざるもの土地の普通裁判籍は、其の所在地に依つて定まる。疑ある場合には、管理の行はるゝ地を以て其の所在地と看做す。第六十八條 法人に對する訴を管轄する裁判所は、法人が社員關係に基きて其の社員に對して提起する訴並にかくの如き法人の理事若は代表者に對する社員關係に基く社員の訴についても管轄權を有す。

第六十九條 夫の普通裁判籍第六十一條は、婚姻が夫の死亡又は離婚に因つて解消せざるか又は配偶者双方が裁判所に依つて別居を宣告せられたるにあらざる以上は、同時にまた妻の普通裁判籍たるものとす。夫がユーゴスラヴキヤ國內に於ける其の住所を拋棄したるも妻は尙ほ内國に殘留せるときは、配偶者双方が其の共同の婚姻生活を再始せざる以上は、妻については其の常時居住の場所の裁判所が管轄權を有するものとす。

第七十條 父につき管轄權を有する裁判所第六十三條は、子が父の親權 väterliche Gewalt に服せる以上は、嫡出子、準正子又は養子についても管轄權を有す。父の親權の消滅したる子、尙ほ未成年なる子並に保佐 Kuratel を受くる者の普通裁判籍は、後見又は保佐の施行につき管轄權を有する裁判所の所

在地に依つて定まる。

第七十一條 私生の未成年の子については、其の未だ成年に達せざる以上は、母につき管轄権を有する裁判所第六十一條第六十九條が管轄権を有す。然れども私生の未成年の子にして公の施設の保育を受くる者については、此の施設の所在地を管轄する裁判所が管轄権を有す。

第七十二條 第七十條第一項に記載したる婦女及び第六十四條に記載したる者並に第六十五條末項に挙げたる者の子については、其の共同の世帯gemeinschaftlicher Haushalt内に生活する以上は、夫若は父につき管轄権を有する裁判所が管轄権を有す。其の場合にあつては、其の住所の地又は居所の地の裁判所が之につき管轄権を有す。

特殊の土地の管轄

(1) 専屬的土地の管轄

婚姻事件

第七十三條 別居Scheidung von Tisch und Bett離婚Trennung einer Ehe又は婚姻無效の宣言を求むる訴、別居若は離婚の訴に伴ふ婚姻關係に由來する財産權上の訴並に純然たる財産權上の請求に關するにあらざる婚姻關係に因る一切の訴は、配偶者双方が其の最後の共同の住所を有したりし地を管轄する裁判所に屬す。

遺産事件

第七十四條 左の訴については遺産の引渡が行はれざる以上は、遺産についての審理の繫屬したる裁判所の所在地を管轄する事物の管轄を有する裁判所が管轄権を有す。

- (1) 相續權又は遺贈又は其の他の死因處分に基く權利。
 - (2) 自稱相續人に對する相續人の訴。
 - (3) 被相續人又は相續人自體に對する請求に基く遺産債權者の訴。
- 相續財産の分割を目的とする訴は、遺産の確定的引渡の前及び後に從つて、遺産についての審理の繫屬する裁判所又は繫屬したりし裁判所に屬す。

判事の訴及び判事に對する訴

第七十五條 區裁判所判事の訴及び區裁判所判事に對する訴にして當該の判事の服務する裁判所に提起せられたるものは、上級地方裁判所の管轄に屬す。地方裁判所長がかくの如き立場に在るときは、最近接地方裁判所は訴訟が地方裁判所に屬すべきや、之に下隸する區裁判所に屬すべきやを問はず是が管轄権を有す。

國の行政機關及び自治行政機關に對する賠償の訴

第七十六條 國又は自治體の行政機關が其の職務を執行するに當つて加へたる權利の侵害に基く賠償の請求を主張する上に於ての裁判籍は、權利を侵害したるか又は其の使用人が權利の侵害を惹起

したる國家官廳又は自治行政體の所在地に従つて定まる。

第七十七條 不動産物權、かくの如き物權の存否又は消滅に關する訴、不動産分割の訴、不動産の境界更

正の訴並に占有の訴及び占有妨害の訴は、不動産の所在地を管轄する裁判所に屬す。

田野又は家屋の役權 *Diensherkheit* 若は物的負擔 *Reallasten* に關する訴については、承役不動産又は負擔不動産の所在地を管轄する裁判所が管轄權を有す。

水利權占有妨害の訴訟

第七十八條 水利權についての占有の妨害に關する訴訟は、妨害の行はれたる地を管轄する裁判所の管轄に屬す。

賃貸借に關する訴訟

第七十九條 土地、建物又は民法に依つて不動たるものと宣言せられたる物船、水車及び其の他船舶上に設置せられたる工作物に關する賃貸借上の訴訟は、賃貸借の目的物の存在する地を管轄する裁判所に屬す。

前項の裁判所は第四十四條末項に列擧したる賃貸借事件に於ける處分及び命令を發するの權を有す。

數個の裁判所の管轄区域内に存在する不動産



第八十條 不動産が數個の裁判所の管轄区域内に在るときは、裁判籍を指定する上に訴訟物の位置が

標準となる一切の場合を通じて、原告は是等の裁判所の何れに訴を起すべきやの選擇權を有す。

數個の裁判所の管轄區域の境界を斟酌するに於て係争物が何れの管轄区域内に存するや疑あるとき亦前項に同じ。

本條の規定に依れば係争物の位置を斟酌するに於て數個の裁判所の管轄に屬すべき數個の請求を一個の訴に併合するときは、此の訴は原告の選擇に従つて是等の裁判所中の何れの裁判所にも提起することを得。

第八十一條 第七十七條、第七十八條及び第七十九條に依る土地の專屬管轄に關する規定は、治外法權享有者にも之を適用す。

團體關係に基づく訴訟

第八十二條 第四十七條(一)の第三號及び(二)の第五號に依る訴訟並に商事會社又は營利組合若は經濟組合の總會の決議の取消を求むる訴は、商業登記簿に商號を登記したるか又は登記すべかりし裁判所の專屬管轄に屬す。

(2) 選擇裁判籍

從業地の裁判籍

第八十三條 其の性質上長期間の居住を必要とする事情の下に、特に労働者、雇人又は生徒として一つ

の地に居住し、訴訟能力を有する者に對しては、財産權上の請求に關しては、居住地の裁判所に訴を起すことを得。

營業所の裁判籍

第八十四條 其の住所の地の裁判所の管轄區域外に、鑛業、工場、營業所又は其の他の經營所を有する者に對しては、此の企業に關する訴訟事件に於ては、此の企業の存在する地を管轄する裁判所に訴を起すことを得。

鑛業、工場商業又は營業上の企業の經營主が企業の所在地外に特殊の營業所を有するときは、此の營業に關する權利關係に由來する訴訟は、營業所の所在地を管轄する裁判所にも之を起すことを得。
住宅又は農場附屬建築物を具備する不動産を所有者、用益者又は用益賃借人として經營し、又は自己の選任したる者をして經營せしむる者に對しては、此の不動産の經營に關する一切の權利關係に由來する訴は、此の不動産の所在地を管轄する裁判所に之を起すことを得。

履行地の裁判籍

第八十五條 契約の存否の確認、其の履行若は取消、並に不履行又は不適當なる履行に基く損害賠償を求むる訴は、當事者の合意上被告に於て契約を履行することを必要としたりし地の裁判所にも之を起すことを得。此の合意は書面を以て立證することを必要とす。

商業を營む者の間に於ては履行地の裁判籍は、注文者に於て署名したる注文證 Bestellschein 中に注

文品の代金は一定の地に於て支拂ふべく、此の地に於て訴求することを得べき旨の注意書を掲ぐることに依つても之を設定せらるゝものとす。

第八十六條 手形に基きて義務を負へる者は、手形の持參人に於て支拂地の裁判所に訴求することを得。

第八十七條 船舶の賃貸借 Schiffsmiete、船員の雇傭關係、海上物品運送行為に由來する訴訟は、被告の居住する地、物品の引渡さるべき地、旅客の輸送の終了すべき地又は旅行の斷絶せらるゝ地の裁判所にも之を提起することを得。

負擔物の裁判籍

第八十八條 第七十七條に依り管轄權を有する裁判所に於ては、質權を主張する訴と質權を以て擔保せらるゝ債權の支拂を求むる訴とが同一の被告に指向せらるゝ場合には、此の二つの訴を併合することを得。

物上負擔に由來せる延滞の給付を求むる訴は、負擔を負ふ不動産の占有者に對しては負擔を負ふ不動産の所在地を管轄する裁判所にも之を起すことを得。

動産についての占有の妨害の場合に於ける裁判籍

第八十九條 動産についての占有の妨害に關する訴、第四十四條第四號は、妨害の行はれたる地を管轄する裁判所に提起することを得。

第九十條 數個の裁判所に土地の普通裁判籍を有する數人の者に對しては、此の訴訟につき共通の特
別裁判籍の設定せらるゝにあらざる以上は、共同訴訟人として共同訴訟人の一人が土地の普通裁判
籍を有する内國の何れの裁判所にも訴を起すことを得べく、共同訴訟人中に主たる義務者及び従た
る義務者を存するときは、主たる義務者の一人が土地の普通裁判籍を有する内國の何れの裁判所に
も訴を起すことを得るも、第一百一條第三項の意味に於ての裁判所が當事者双方の明示的の合意を以
てしても、管轄權を有せしむること能はざる場合は、此の限りにあらずとす。

手形に基いて義務を負へる數人の者に對しては、共同訴訟人として支拂地の裁判所に訴を起すこ
とを得。

第九十一條 物又は權利についての請求にして他人の間に訴訟の繫屬せるものを主張する訴(主參加

Hauptintervention)は、此の訴訟の裁判の確定するまで之を同一の裁判所に提起することを得。

第九十二條 手数料及び立替金に關する訴訟代理人及び送達代理人の訴は、此の手数料及び立替金の
由來したる訴訟の繫屬したる裁判所に之を提起することを得。

第九十三條 第八十八條、第九十一條及び第九十二條に記載したる訴は、是等の各條に記載したる裁判
所が事物の管轄を有せざるべきときにあつても、是等の裁判所に提起することを得。

第九十四條 被告は第一審に於ける本訴の口頭辯論の未だ終結せざる間は本訴の裁判所に反訴を提

起することを得るも、反訴の請求が本訴の請求と相關聯せるか、又は其の他是等の請求と相殺するこ
とを得べきとき、及び反訴が訴訟の經過中に争となりたる權利關係又は權利にして訴の請求に關す
る裁判の全部若の一部が其の成立若は不成立に依つて左右せらるゝものゝ確認に指向せらるゝと
きにあらざれば、反訴を提起することを得ず。

裁判所の管轄が反訴を以て爲したる請求又はかくの如き確認の訴(第二百二十三條)については、當
事者双方の合意(第一百一條第三項)に依つても設定することを得ざるべきときは、反訴の裁判籍を生ず
ることなし。

第九十五條 職工、小商人、旅館、飲食店の亭主、船頭、荷馬車運送人及び其の他の營業者並に給料を受けて

従業する助業者、雇人及び其の他の労働者は、其の供給したる製作品及び貨物、其の致したる勤務及び
勞務に對しては、最後の供給又は給付の時より三ヶ月内は買手、註文者若は傭主が其の間に其の住所
を他の裁判所の管轄區域内に移したる場合にあつても、前の住所に従つて管轄權を有する裁判所に
訴訟を起すことを得。

家庭教師の報酬の請求に關しても亦同じ。

船長及び船員の裁判籍

第九十六條 船長及び船員に對しては、第九十五條に記載したる權利關係に基く債權は、訴の提起の當時被告が他の裁判所の管轄区域内に其の住所を有したりし場合に於つても、訴の提起の當時被告が居住せる地を管轄する裁判所に之を主張することを得。

財産の裁判籍

第九十七條 内國に於て住所を有せざる者に對しては、財産權上の請求に關しては此の者の財産の所在地又は訴を以て請求したる目的物自體の所在地を管轄する何れの内國の裁判所にも訴を提起することを得。

債權については第三債務者の住所の地を以て財産の所在地と看做す。第三債務者も亦内國に住所を有せざるも此の債權を擔保する物が内國に存在するときは、此の物の所在地を管轄する裁判所が管轄權を有す。

外國の營造物財團會社、組合及び其の他の外國の社團に對しては其の外、ユーゴスラヴキヤ國關係の常置代理機關又はかくの如き營造物及び會社の事務の處理を委任せられたる機關の存在する地を管轄する内國の裁判所にも訴を起すことを得。

遠洋航行の船舶及び遠洋航行に關する訴訟については、此の船舶の登記せられたる内國の港を以て財産の所在地と看做す。

婚姻關係若は親子關係に基く訴についての補充的裁判籍

第九十八條 ユーゴスラヴキヤ國國民に對する別居離婚又は婚姻の無効の宣言を求むる訴及び其の他の婚姻關係若は親子關係に基く純然たる財産權上の争にあらざる争の爲の訴は、かくの如き訴が他の官廳の事務の範圍に屬せず且内國に於ては之につき普通裁判籍及び特別裁判籍の何れも設定せらるゝことなきときは、原告の土地の普通裁判籍又は原告についても内國に土地の普通裁判籍を存せざるときは、原告が公民權を特許せられたる *heimathberechtigt* 地を管轄する地方裁判所に之を起すことを得。原告につき此の土地の裁判籍も存せざるときは、大審院は何れの事物の管轄を有する裁判所が此の訴訟事件につき土地の管轄權を有するやを指定す。

此の規定は、婚姻締結の當時ユーゴスラヴキヤ國の國民たり、後に至つて其の國籍を拋棄し若は喪失したる夫又は父に對する訴についても之を適用す。

外國人に對する訴についての相互主義に依る裁判籍

第九十九條 外國に於てユーゴスラヴキヤ國國民に對し民事訴訟事件に於て、本法の規定上かくの如き訴訟事件については全然管轄を認めず、又は制限的の管轄若は土地の管轄を認むるに止まるべき裁判所に訴を提起することを許す場合に於ては、此の國の國民に對してはユーゴスラヴキヤ國の裁判所に於ても同一の裁判籍を存するものとす。

數個の同等の裁判籍の間に於ける選擇

第百條 數個の裁判所が同一の訴訟につき管轄権を有するときは、原告は是等の裁判所の一に訴を提起することを得。原告にとつては選擇の權利は被告に對する訴狀の送達と同時に消滅す。

第百一條 當事者双方は書面に依る合意を以てして第一審の特定の裁判所の管轄に服することを得。此の件についての書面に依る合意は既に訴狀に之を添付することを必要とす。

此の合意は或る特定の訴訟又は或る特定の權利關係に由來する數個の訴訟に關する場合に限り效力を有す。

通常裁判所の事務の範圍より全然除外せられたる訴訟は本條の合意に依つて通常裁判所に提起することを得ず。また區裁判所に屬する訴訟は合議裁判所に提起することを得ず。合議裁判所に專屬的に配當せられたる訴訟(第四十六條第二項、第四十七條(二)及び第四十八條第二項は區裁判所に提起することを得ず。

それ自體としては管轄違なる裁判所は、當事者双方の合意に依つて管轄権を有せしめられ得る以上は、被告が此の裁判所の管轄違なることにつき適時に異議を申立つることなくして、本案についての口頭辯論に應訴することに依つても管轄権を有するに至るものとす。

第二部 手續に關する通則

第一章 訴訟當事者

第一節 當事者能力及び訴訟能力

第百二條 自然人又は法人は現行法の規定上權利能力を有する以上は何れも訴訟當事者たることを得るものとし、社團及び財團も法令の特別の規定が當事者能力の權利を認むるものは訴訟當事者たることを得るものとす。

苟も獨立して義務を負擔することを得る者はすべて、當事者として裁判所の面前に於て獨立して訴訟行爲を爲すの能力(當事者能力)を有す。

第百三條 本法に別段の處置を爲さざる以上は、義務負擔能力の存否、訴訟能力を欠缺せる者の代理の必要の有無並に訴訟の遂行若は各個の訴訟行爲の爲の特別の授權の必要の有無は、現行法の規定に依つて之を判斷す。

第百四條 其の本國の法令に依れば訴訟能力の欠缺せる外國人と雖、ユーゴスラヴ^{*}ヤ國の現行の法令に依れば訴訟能力を有する場合にあつては、内國の裁判所に於ては訴訟能力を有するものと看

做すべし。

前項の規定はかくの如き外國人が訴訟の遂行を自身に引受くべき旨を宣言せざる以上は其の本國の法令に従つて其の権限を有する代理人をしてかくの如き外國人を代理せしむることを妨ぐるものにあらずとす。

第一百五條 訴訟能力を欠缺せる當事者の一方の法定代理人は、其の代理權並に各個の場合に其の或は必要とすることあるべき訴訟遂行の爲の特別の権限が、既に裁判所に於て顯著なるものあるにあらざる以上は、其の裁判所に於て爲す最初の訴訟行爲に際し、是等の権限を立證することを必要とす。各個の訴訟行爲を爲すに必要なる特別の権限は、同様にして此の訴訟行爲を爲すに當つて之を立證するを要す。

第一百六條 本法に特に區別を爲さざる以上は、當事者に關する本法の規定は其の法定代理人にも適用すべし。

第一百七條 裁判所は訴訟の如何なる状態に在るを問はず當事者として認めらるゝ者が訴訟能力を有するや否やに職權を以て注意し、訴訟能力、法定代理權並に其の或は必要とすることあるべき訴訟遂行の権限の欠缺を斟酌することを必要とす。

前項の欠缺が除去し得るものなるときは、裁判所は職權を以て之に必要な命令を爲し、相當の期間を定めて其の徒過せらるゝまでは欠缺の法律上の結果に關する言渡を猶豫するものと指定する

ことを必要とす。然れども遲滯するに於ては當事者となるの能力の欠缺せる當事者、又は訴訟能力を有せざる當事者にとつて危險を伴ふときは、當事者又は當事者に代つて代理人として行爲を爲す者には、此の期間の未だ滿了せざるに先だちて欠缺の補正を留保して所要の訴訟行爲を爲すを許すことを得。

前項に記載したる裁判所の處置に對しては獨立の上訴を以て不服を申立つることを得ず。欠缺を補正する爲に與へたる期間の伸長は、當事者又は其の代理人の力を以てしては如何ともすべからざる事情に依つて欠缺の補正の妨げらるゝ場合にあらざれば、之を許さず。

第一百八條 當事者能力、訴訟能力、法定代理權又は訴訟遂行の権限の欠缺を補正すること能はざるとき、又は是が爲に與へたる期間が徒過せられたるときは、訴訟事件の繫屬せる第一審又は上級審の裁判所は決定を以て手續の無効を言渡すことを要す(第一百五十三條)。

無効の理由に關して同一又は他の内國の裁判所の言渡したる確定の裁判が前項の言渡と相容れざるときは、前項の言渡を爲すことを得ず。

第一百九條 訴訟能力を有せざる當事者にして法定代理人を有せざる者に對して訴訟行爲を爲すことを必要とし、且遲滯は訴訟能力を有せざる當事者の相手方にとつて危險を伴ふべきときは、受訴裁判所は其の申立に依り訴訟能力を有せざる當事者の爲に管理人を任設するを要す。

○管理人は法定代理人の訴訟に加入するまで裁判上の手續に關與するを要す。其の外管理人は其

の必要ある場合には此の當事者の爲に法定代理人を任設せんことを請求するを要す。
 第一百十條 第九條第一項の意味に於て爲したる申立に關しては決定を以て裁判し、申立が口頭辯論に際して提出せられたるにあらざるときは、豫め口頭辯論を経ることなくして裁判す。然れども裁判に先だちて所要の調査を爲すことを得。
 合議裁判所に於ける手續中に於ては申立が口頭辯論中に提出せられたるにあらざるときは、此の訴訟事件の配當を受けたる部の長は申立に關して裁判を爲すを要す。
 民法の規定に従ひ又は本法に依り當事者の一方につき民事訴訟事件に於て受訴裁判所に於て代理人を任設することを必要とする其の他の一切の場合に於ても亦前項に同じ。
 第一百一十條 管理人の任設及び其の行動に伴ふ費用は、其の訴訟行爲に依つて任設を促したる當事者に於て之を支辨することを必要とするも、此の當事者に歸することあるべき賠償請求權を妨ぐることなし。

第二節 共同訴訟人

第一百十二條 他の法令に於て特に記載したる場合を除くの外、左の各號の一に該當するときは數人は共同して訴を起し、又は訴を受くることを得共同訴訟人。
 (1) 數人が訴訟物に關して權利共通の關係に在るとき、又は同一の事實上若は法律上の理由に

因り權利を有し又は義務を負ふとき。

(2) 本質に於て同種なる事實上及び法律上の理由に基く同種の請求又は義務が訴訟の目的物を成し、同時に各被告に關して裁判所の土地及び事物の管轄を存するとき。

第一百十三條 保證契約の特別の條件の妨げを爲すものあらざるときは、主たる債務者と保證人は共同的に訴へらるゝことを得。

第一百十四條 各共同訴訟人は訴訟に於ては相手方に對して獨立にして共同訴訟人中の一人の行爲若は不作爲は他人に對して利益若は不利益に歸着することなし。

第一百十五條 言渡すべき判決の効果が争ある權利關係の性質の然らしむる所として又は法律の規定に依り共同訴訟人の全員に及ぶときは、共同訴訟人の全員は一個の統一的なる訴訟當事者を成し、従つて一人の共同訴訟人が或る訴訟行爲を懈るも、他の共同訴訟人の訴訟行爲の效力は懈怠したる共同訴訟人にも及ぶ。

第一百十六條 各共同訴訟人は訴訟の遂行を求むる申立を爲すの權利を有す。

第一百十五條の場合に於ては各期日に共同訴訟人の全員を呼出すことを要するものとし共同訴訟人の若干者が前の期日を懈怠したる場合に於ても之を呼出すことを要す。

第三節 第三者の訴訟參加

第十七條 他人の間に既に訴訟の繫属せる物又は権利の全部若は一部を自己の爲に請求する者は此の訴訟の裁判の確定するまでは當事者双方を共同的に訴ふることを得。

從 参 加

第十八條 他人の間に繫属せる訴訟に於て當事者の一方の勝訴することに権利上の利益を有する者は訴訟に於て此の當事者に附隨することを得。

法令の規定に依つて從参加の権利を認められたる者は、すべて前項の附隨の權を有す。

第十九條 從参加は裁判所に特別の申請を提出することに依つて之を爲すものとし、此の申請書中には参加人は自己が訴訟當事者の一方の勝訴について有する自己の利益を記載す。此の申請書は訴訟當事者の双方に之を送達すべし。

参加は訴訟の裁判の確定するまでは、何時たりとも之を爲すことを爲す。

訴訟當事者の一方の提出したる從参加の却下を求むる申立については、從参加人と参加の權利を争ふ當事者との間に豫め口頭辯論を経たる後決定を以て裁判を爲すべし。之に依つて本手續の進行を妨ぐるることなし。

却下の申立を確定的に認めざる間は参加人の本手續に關與するを許すことを必要とし、其の訴訟行爲を除外することを得ず。

從参加を不適法なりと宣言する裁判に對しては獨立の上訴を以て不服を申立つることを得ず。

第二十條 参加人は其の附隨の當時現に在りたる状態に於て訴訟を認むるを要す。参加人は勝訴につき自己が權利上の利益を有する當事者、主たる當事者を補助する爲、訴訟の爾後の經過に於て攻撃及び防禦の方法を主張し、證據を申出で、其の他一切の訴訟行爲を爲すの權を有す。其の訴訟行爲は主たる當事者自身の訴訟行爲と矛盾盾せざる程度に於て、權利上效力を有す。

訴訟當事者双方の承諾ありたるときは、参加人は自己の附隨したる當事者の代りとして訴訟に於て當事者たることを得。

第二十一條 或る訴訟に於て言渡す判決が係争の權利關係の性質の然らしむる所として、又は法令規定に依つて主たる當事者の相手方に對する参加人の權利關係に關しても權利上效力を有するときは、参加人は第十五條に所謂共同訴訟人の地位を有す。

訴訟告知

第二十二條 民法上の效力の根據を與へんが爲には繫属せる訴訟を第三者に通知することを必要とするときは、通知の理由を掲げ、訴訟の既に開始したる場合に於ては訴訟の狀況を簡單に記載することを必要とする書面を送達することに依つて之を爲すことを得。

既に繫属せる訴訟又は新に開始すべき訴訟に代理人を出すべき旨の民法の規定に根據を有する催告をかくの如き通知に結合することを得。

訴訟告知は通知を爲したる當事者に繋屬せる訴訟を中斷し期間を伸長し又は口頭辯論の爲に定めたる期日を變更せんことを請求する權利を與ふるものにあらず。

原權利者の指名

第二百二十三條 物の占有者又は物權者として訴へられたるも、自己は第三者の名義に於て占有を爲すものと主張するの故を以て應訴することを欲せざる者は、訴狀の送達後直に此の第三者（原權利者 Anktor）に向つて訴訟物又は訴狀中に於て主張したる請求に對する自己の關係につき、受訴裁判所に於て指定せられたる最初の期日に陳述を爲さんことを催告するを要す。

此の原權利者に對する催告並に其の呼出は此の催告を理由付くるに必要な開始ありたる訴訟に關する通知を包含するを要する書面を送達することに依つて之を爲す。此の書面の正本は最初の期日に先だつて原告に之を通知すべし。

第二百二十四條 原權利者が期日に際し被告の主張したる關係を承認したるときは、原權利者は被告の承諾を得て之に代つて當事者として訴訟に關與することを得。

原權利者が被告に代つて當事者として訴訟に關與する件についての原告の承諾は被告が物又は權利を原權利者の名義に於て占有するや否やの問題に依つて成立不成立を左右せらるゝことなき請求を原告が主張する程度に於てのみ必要とす。原權利者が被告に代つて當事者として訴訟に關與するときは、受訴裁判所の決定を以て原權利者が訴訟を擔任したるの結果として、被告の申立ありたるときは、受訴裁判所の決定を以て

被告を訴訟より解放すべし（第三百三十六條）。之に反して最初の期日に原權利者の訴訟の擔任に關する合意が成立せざるときは、被告はそれ以上は應訴を拒むことを得ず。

第二百五條 相當に呼出したるにも拘らず原權利者が指定したる最初の期日に出頭せざるか、指定したる最初の期日に被告の主張を争ひたるか、又は原權利者が最初の期日に全然陳述を爲さざるときは、被告は原告の請求に應ずることに依つて訴訟より免るゝの權利を有す。被告は原告の請求に應ずるや否や、民法被告の前項の處置に依つて如何なる程度に於て原權利者に損害賠償の請求權を生ずるやは、民法の規定に従つて判斷すべし。

第二百二十六條 第一百九條、第二百二十二條及び第二百二十三條に記載したる書面の送達は、部長に於て之を命ず。

第四節 訴訟代理人

第二百二十七條 本法に別段の規定を爲さざる以上は當事者双方はみづから訴訟行爲を爲すことを得べく、又は訴訟代理人を通じて訴訟行爲を爲すことを得。

訴訟代理人に依つて代理せらるゝ當事者も訴訟代理人と帶同して裁判所に出頭することを得べく、辯護士をして代理を爲さしむることが必要な場合にあつても、辯護士と相並んで口頭の陳述を爲すことを得。

第二百二十八條 合議裁判所の手續に於ては何れの審級にあつても、訴訟が部に繫屬せると單獨判事の面前に繫屬せるとを問はず、當事者双方は辯護士に依つて代理せらるゝことを必要とす。

前項の規定は婚姻事件に於ける第一審の手續には適用せず。また最初の期日及び本法に別段の規定を存せざる以上は受命判事若は受託判事、或る部の部長又は裁判所長の面前に行はるゝ訴訟行爲及び裁判所書記課に於て爲すべき陳述及び行爲にも適用せず。

國庫及び公の基金の代表は特別法を以て之を定む。辯護士及び其の代理人に關する本法の規定は國庫の代表者及び其の代理人にも適用す。

第二百二十九條 辯護士、公證人、法科大學教授、裁判官、税關官吏、檢事、司法省高等官は判事の職務を執行し若は訴訟代理を爲すの資格を有する場合に限りみづから訴訟行爲を爲すことを得べく、自己の訴訟又は其の妻子の訴訟並に自己が他人の法定代理人たる訴訟に於ては、第一審に於ても上級審に於ても辯護士を必要とすることなし。

第三百十條 辯護士に依る代理を必要とせざる場合には、苟も自主權を有する者は何人も訴訟代理人に選任せらるゝことを得。

三百代言として裁判所に周知の者は、口頭辯論及び其の他の訴訟行爲の何れにも訴訟代理人として行動することを得ず。此の行動の拒否に對しては獨立して上訴を爲すことを許さず。

第三百十一條 辯護士及び其の他の訴訟代理人は訴訟事件に於て爲したる最初の訴訟行爲に際し、原

本又は認證したる謄本に於てする委任狀(第三百八十八條乃至第三百九十條を以て其の訴訟代理權を證明するを要す。此の委任狀は裁判所に留置くべし。

訴訟代理權の委任が私文書に依つて行はれ、其の眞否に關して懸念を存するときは、裁判所は申立に因り又は職權を以て裁判所又は公證人に依る委任狀の認證を命ずることを得。認證の命令に對しては上訴を以て不服を申立つることを得ず。

自身其の代理人と共に裁判所に出頭する當事者は期日に、自己は代理人に委任狀を與ふる旨を陳述することを得るものとす。裁判所は此の口頭を以てする訴訟委任を調書に錄取す。

第三百十二條 辯護士に付與したる訴訟遂行の委任狀(Prozessvollmacht)は、法律上當然に辯護士に左の權限を附與するものとす。

(1) 訴を提起し、之を受け並に反訴無効確認の訴若は再審の訴に依り、假處分の申請に依り、第十七條の意味に於ての訴に依つて促さるゝ訴訟行爲を包含する、訴訟に關する一切の行爲を爲すこと。

(2) 訴訟物に關して和解を締結し、相手方の請求を認諾し、並に代理權を附與したる當事者の主張せる請求の拋棄を爲すこと。

(3) 假處分を求むること。

(4) 保全若は辨濟の爲に執行を開始すること、及び此の手續に於て必要なることの判明せる一

切の行爲を爲すこと。...

(5) 相手方に於て償還すべき訴訟費用を受領すること及び

(6) 各個の行爲乃至は手續の一節について自己の附與せられたる訴訟代理權を他の辯護士に委任すること。辯護士をして代理を爲さしむべき旨の規定せらるゝ場合に於ては辯護士は自己の許に於て使用しつゝある本法(第百三十三條)に依つて代理權を有する辯護士試補

Rechtsanwaltsanwärterをして自己を代理せしむることを得。履行に辯護士に依る代理を必要とせざる訴訟行爲については、他の代理人を任設することをも得。

第百三十三條 辯護士試補名簿 Verzeichnis der Rechtsanwaltsanwärter に登録せられたる辯護士試補は辯護士會の委員會の證明書に依つて證明せらるゝ場合には、自己の事務修習を指導する辯護士を代理することを得。控訴院又は行政裁判所に於ける代理は辯護士試験に合格したる後に非ざれば之を爲すことを得ず(辯護士法第二十六條)。

第百三十四條 訴訟代理權の法定の範圍の制限は、其の委任狀中に明示せらるゝ場合に於ても、相手方に對しては第百三十二條第二號及び第三號に記載したる權限に關し、且受訴裁判所を通じて相手方に特に通知したる制限たる程度に於てのみ法律上の效力を有す。...

訴訟代理權の範圍、效力及び期間は本法の規定に依つて判断すべく、各個の訴訟行爲の代理權の範圍、效力及び期間は本法に別段の規定を存せざる以上は、委任の内容に依り且民法の規定に従つて判断すべし。

第百三十六條 訴訟代理權に基き代理人に於て爲したる訴訟行爲は相手方との關係に於ては、委任者自身に於て爲したると同一の法律上の效力を有す。然れども、自白及び其の他の事實上の陳述は、同時に出現したる當事者が直ちに之を取消し、補充し又は訂正せざる程度に於てのみ本條の規定を適用す。

第百三十七條 訴訟代理權は委任者の死亡に依つても、其の訴訟能力若は法定代理權に關する變動に依つても消滅せず。

然れども委任者の權利承繼人又は訴訟能力を有せざる當事者の新法定代理人は、何時たりとも訴訟代理權を取消すことを得。

第百三十八條 取消若は解約申入に依つて招來せられたる訴訟遂行若は各個の行爲の履行の代理權の消滅は、相手方に對しては當事者が受訴裁判所を通じて代理權の消滅を相手方に通知し、辯護士に依る代理を必要とする訴訟に於ては相手方に他の辯護士の選任を通知せる場合に初めて、法律上の效力を生ず。此の通知は第一の場合及び第二の場合に於ては書面を送達することに依つて之を爲す。此の送達には第百二十六條の規定を適用す。

委任の解約申入ありたる後にあつても、訴訟代理人は委任者の権利上の不利益を防衛する上に必要なるときは、尙ほ一ヶ月間引続き委任者の爲に行爲を爲すの権利を有し義務を負ふ。

第三百三十九條 裁判所は手續の如何なる状態に在るを問はず職權を以て委任の欠缺を斟酌するを要す。

辯護士に依る代理の規定せらるゝ訴訟に際し訴狀又は答辯書中に於て既に委任狀を提出せず、且部長の指定する期間内に當事者が辯護士に附與したる委任狀を提出せざるときは、部長は訴狀又は答辯書を却下す。此の期間の伸長を許さず。

第四百十條 委任狀の附與の行はれたるを證明するを得ることなくして各個の急迫なる訴訟行爲の履行を目的として當事者の一方の爲に行爲を爲さんとする者は、裁判所の裁量に従ひ豫め費用及び損害の擔保を提供せしめたる上にて又はかくの如き擔保の提供なきも尙ほ訴訟代理人として此の當事者の爲に一時之を認許することを得。

裁判所は直に前項の訴訟行爲を正當ならしむる委任狀の事後提出又は當事者の事後承諾書の提出を命ずるを要するものとし、是が爲に定めたる期間の満了するまでに發すべき裁判又は處分を中止するを要す。此の期間を徒過したるときは右の訴訟行爲には關係なく處置を爲すべし。相手方は假の認許に依つて生じたる費用及び損害の賠償を求むる請求權を有す。

費用及び損害の賠償に關する決定を除き前項の意味に於て爲す裁判所の決定は、獨立の上訴に依

つて不服を申立つることを得ず。

第四百十一條 本法に區別を爲さざる以上は、當事者に關する本法の規定は其の訴訟代理人にも關係せしむべし。

第五節 訴訟費用

第四百十二條 各當事者は自己の訴訟行爲に因つて生じたる費用は一應みづから之を支辨すべし。

當事者双方が共同して生ぜしめたるか又は裁判所が當事者双方の利益に於て申立に依り又は職權を以て爲す裁判上の行爲の費用は、當事者双方に於て共同して之を支辨すべし。

當事者は如何なる程度に於て其の支辨したる費用の賠償を求むる請求權を有するやは、本法に別段の規定を爲さざる以上は、本節の規定に従つて判斷すべし。

第四百十三條 訴訟に於て完全に收訴したる當事者は其の相手方並に之に附隨したる從參加人に對して訴訟の遂行に因つて惹起せられたる適當なる權利の追求若は權利の防衛に必要な費用の一切を賠償するを要す。如何なる費用を必要と認むべきやは、裁判所が證據調手續を行ふことなく一切の事情を周匝に評價することに依つて歸納したる裁量に従つて之を定むるを要す。

辯護士に對する報酬の程度又は其の他訴訟費用の額が官の規定したる率に依つて規律せらるゝ以上は、訴訟費用の分擔額の確定は此の率に従つて爲すを要す。

本條第一項の規定は特に訴訟行爲の行はれたる地に居住せざる辯護士を聘用せしむることに因つて生じたる費用についても之を適用す。當事者が數人の辯護士を聘用したるときは、一人の辯護士を關與せしむることに依つて生じたる程度に於てのみ訴訟費用を償還するを要するものとし、辯護士を更迭せしむることを餘儀なくせられたりし場合は此の限りにあらずとす。

第四百十四條 其の一身に關する盡力に對しては當事者も從參加人も報酬を請求することを得ず。

其の裁判所への自身の出頭を必要としたりしとき、特に當事者が訴訟代理人を帶同せずして區裁判所に出頭せる場合に於て、時間を徒過することに因つて損害を生じたるときは此の損害につき、並に旅行の立替金につきて此の當事者に賠償を與ふる判決を爲すべし。

當事者の一方が辯護士又は公證人に屬せざる訴訟代理人に依つて代理せらるるときは、國家の手数料及び訴訟の遂行に依つて惹起せられたる必要な現金立替金の相手方に對する賠償のみを敗訴したる當事者に命ずべし。然れども此の制限は法令の規定に基き財務監督官 Finanzprokurator に依つて代表せらるゝ當事者には之を適用せず。

第四百十五條 當事者のそれ／＼が請求の一部につき勝訴し、一部につき敗訴したるときは、訴訟費用は互に相銷し、又は按分して之を分配すべし。其の賠償すべき部分を數字上又は百分率に従つて定むることを得。

然れども裁判所は訴訟がかくの如く落着したる場合にあつても、相手方が其の請求の比較的些細なる部分についてのみ敗訴したるに止まり、且其の主張の爲に特別の費用を生ぜしめざるとき、又は相手方より取立てたる債權の額が鑑定人に依る調査、交互計算の決算又は裁判官の裁量に依る認定に依つて左右せられたりしときは、相手方及び其の從參加人に生じたる訴訟費用の全額の賠償を當事者の一方に命ずることを得。

第四百十六條 當事者は事實に關する主張又は證據方法を早く主張することを得たりしものとの心證を裁判所に與ふる事情の下に事實に關する主張又は證據方法を提出し、此の遅延に依つて訴訟の完結を遅延せしめたるときは、裁判所は申立に因り又は職權を以てかくの如き申出を爲したる當事者に對し、其の勝訴したる場合にあつても訴訟費用全部若は一部の賠償を命ずることを得。

前項の規定は勝訴したる當事者に於て提出したる準備書面中に既に記載すべかりし陳述及び證據の申出にして時機に後れて提出せられたる結果辯論の遅延又は訴訟の完結の遅延したるものにも特に之を適用す。

第四百十七條 被告が其の行狀 Verhalten に依つて訴を提起するに至らしめず、且最初の期日に際し直ちに訴狀中に起したる請求を認諾したるときは、訴訟費用は原告の負擔とし、且原告は被告に訴訟の費用を賠償するを要す。

第四百十八條 訴訟費用賠償の義務を負ふ當事者が、本案に於て連帶責任を負ふに非ざる數人の者より成るときは、頭割にて訴訟費用を賠償せんことを此の當事者に命ずるを要す。然れども訴訟へ關

與する程度が著しく異なる場合に於ては裁判所は、此の關與の割合に應じて賠償の割前を定むべし。

訴訟費用賠償の義務を負ふ者が民法の規定に従つて本案に於て連帶の責任を負はざるべからざる以上は、此の連帶責任は相手方に歸したる訴訟費用にも及ぶ。各關係者に於て爲したる特別の訴訟行為に因つて生じたる費用については、他の關係者は責任を負はず。

第四百四十九條 締結したる和解の費用は、別段の合意の行はれざる以上は、相銷したるものと看做すべし。和解に依つて完結したる訴訟の費用についても、其の賠償が既に當事者の一方に確定的に命ぜられず且和解中に於ては此の點に全然言及せざる以上は亦同じ。

當事者双方は締結したる和解に基き當事者の一方が相手方に賠償するを要する訴訟費用の額の算定をも併せて裁判所に委任することを得。かくの如き裁判所の裁判に對しては上訴を爲すことを得ず。

其の効なかりし和解の試みの費用は、之を訴訟費用と看做すべし。第五百二十九條の場合に於ても此の規定を適用す。

第五百十條 當事者の一方が自己の責任に因つて、又は偶々生じたる偶然に因つて相手方に費用を惹起したるときは、裁判所は中立に因り又は職權を以て訴訟の成行には關係なく此の費用の賠償を命ずることを得。

訴訟中既にかくの如き費用の賠償を判決を以て約束せられたる當事者は、本案に於て裁判の費用

の賠償を言渡されたる場合に於ても前掲の費用は賠償するの義務を負はず。

第五十一條 法定代理人、辯護士及び其の他の訴訟代理人は裁判所に於て中立に因り又は職權を以て、是等の者が重大なる責任に依つて生ぜしめたる費用を負担し、又は其の財産中より之を賠償すべき旨を命ずることを得。

重大なる責任に因り或は本案に屬せざる陳述を書面中に掲ぐることに依り、又は書面を無用に冗長ならしむることに依つて生ぜしめたる増加費用についても、特に前項の規定を適用す。

本條に關する裁判は特別の決定を以て之を爲す。裁判を爲すに先だち法定代理人又は訴訟代理人を審訊すべし。此の決定は其の確定したる後に於ては此の者の財産に對して執行力を有す。

第五十二條 第四百十二條乃至第五十一條の規定は上訴手續及び第二審、第三審の裁判所に於て上訴手續の費用に關して言渡すべき裁判にも標準となる。尚ほ下級裁判所の裁判を變更する場合に上級裁判所が前行の一切の手續の費用に關して裁判を爲すを要する場合にあつても、本條の規定を適用す。當事者の一方が自己に利益なる下級審の判決を有するの事情は、手續全般の費用の賠償の問題については標準とならず。

第五十三條 下級裁判所の手續が上訴の結果又は職權を以て取消さるゝか又は其の無効の宣告せらるゝとき及び取消若は無効の事由を存するにも拘らず手續が開始若は續行せられたることは同時に當事者の一方の責任に歸するを得べきとき、又は取消若は無効の事由が當事者自身の責任に在

るときは、裁判所は申立に因り又は職権を以て取消されたる手續の費用の賠償を此の當事者に命ずることを得べく、若し上訴手續を存するときは此の手續の費用の賠償をも此の當事者に命ずることを得。

取消又は無効の事由の存在するを斟酌せざりしことが明白に裁判所の重大なる責任に基くか、又は裁判所の明白に重大なる責任が手續の取消を惹起したる以上は、取消したる手續並に若し上訴を存するときは上訴手續の費用の賠償は、申立に依り若し職権を以て單獨判事若し此の明白なる重大の責任につき責任を負ふ部員に命ずることを得。此の裁判を爲すに先だち裁判所は責任ある判事を審訊す。此の判事は自己に費用の賠償を命じたる決定に對し、抗告 *Rekurs* を以て不服を申立つることを得(第六百八條)。

無効の故を以て裁判のみは取消したるも手續は取消さざるときは、本案に於ける新しき裁判まで訴訟費用に關する裁判を猶豫す。

本條記載したる以外の場合にあつては、取消し若し無効として宣言したる手續の費用は互に相銷すべし。

第五百五十四條 裁判所は判決及び決定にして苟も當該の審級につき訴訟事件を完結するものに於ては、訴訟費用の賠償に關しても裁判す。事件を完結せざる決定中に於ては裁判所は賠償義務が本案の成行と無關係なる程度に於てのみ費用の賠償に關して裁判を爲すことを得。

一分判決を言渡すに當つて裁判所が判決せられたる請求又は請求の一部に關して直ちに費用に對しての裁判を爲すことを得ざる立場に在るときは、如何なる範圍に於てかくの如き裁判を爾後の判決に留保せるやを判決中に於て宣言すべし。

第五百五十五條 判決又は訴訟費用賠償の義務を言渡す決定を口頭を以て言渡すに當つては判決若し決定を更に書面に作成するを要するすべての場合を通じて訴訟費用額の確定を此の書面を以てする作成に留保することを得。

第五百五十六條 訴訟費用賠償の義務については訴訟費用目録 *Kostenverzeichnis* のみが適時に提出せられたる以上は、當事者の申立なくとも裁判を爲すべし。

訴訟費用の賠償を請求する當事者は訴訟費用の請求に關する裁判に直接先行する口頭辯論(第五十四條)の終結するに先だち、必要な證書と併せて訴訟費用目録を裁判所に差出すべし。然れども豫め口頭辯論を経ずして決定を爲すべきときは、當事者は其の訊問に際して、又は決定を受くべき申立と同時に附屬書類と併せて訴訟費用目録を裁判所に提出するを要す。

第五百五十七條 受訴裁判所の判決中に包含せらるゝ訴訟費用に關する裁判は、同時に本案に於て爲したる裁判に對して不服を申立つるに非ざれば、抗告を以てしてのみ之に對し不服を申立つることを得。

當事者の一方は訴訟費用に關してのみ判決に對して不服を申立て、相手方は本案に關してのみ不

服を申立てたるときは、裁判所は第二審に於ては同時に控訴及び抗告の双方に關して裁判を爲す。

第六節 擔保の提供

擔保の種類

第五十八條 本法の規定に基きて爲すべき擔保の提供は、當事者双方が別段の合意を爲さざりし場合には、現金を裁判所に拂込むことに依つて之を爲す。

裁判所の許可ありたるときは、現金の代りに裁判所の裁量上充分なる擔保を提供するに足るべき取引所に上場せらるゝ内國の有價證券並に内國の銀行若は農業組合の預金通帳を擔保として裁判所に豫託することを得。ユーゴスラヴキヤ國內に在る不動産に抵當權を設定することに依つて又は保證を立つることに依つて爲す擔保の提供は、他の種類の擔保を全然調達することを得ざるか、又は他の種類の擔保を調達すること非常に困難なるの證明ありたる場合に限り、裁判所に於て之を許すことを得。

裁判所に豫託すると同時に豫託の目的物については擔保の提供の行はるゝ當該の請求の爲にする質權設定せらるゝものとす。

訴訟費用の爲にする擔保の提供

第五十九條 外國人がユーゴスラヴキヤ國の裁判所に於て原告たるときは、被告の請求ある場合

には國際條約に依つて別段の規定の行はるゝにあらざる以上は、訴訟費用に關して被告の爲に擔保を提供することを必要とす。然れども左の場合にはかくの如き義務を生ずることなし。

- (1) 原告の屬する國の法令上セルビヤ・クロアシヤ及びスラウオニヤ王國の國民が擔保提供の義務を負はざるとき。
- (2) 原告がセルビヤ・クロアシヤ及びスラウオニヤ王國の領土内に訴訟費用を支辨するに充分なる不動産若は不動産登記簿上擔保せらるゝ債權を有するとき。
- (3) 婚姻訴訟に於ける訴につき。
- (4) 手形手續、小切手手續及び支拂命令手續につき、反訴につき、並に裁判上の公の催告の結果開始せられたる訴につき。

原告の屬する國の立法、制度又は態度に關して疑念を生じたるときは、此の點につき司法大臣の解明を求むべし。此の解明は裁判所を羈束す。

第六十條 被告は最初の期日に本案に應訴するに先だつて訴訟費用の爲にする擔保の提供を求むる申立を爲し、擔保の金額を申出づるを要するものとし、然らざるときはもはや此の申立を爲すことを得ず。それより後には被告は訴訟の經過中に擔保提供の條件が発生せるか、又は訴訟の進行中に與へられたる擔保の不充分なることが判明したるにあらざれば擔保の提供を請求することを得ず。原告の請求の争なき部分が訴訟費用を支辨するに充分なるときは、後に至つて擔保の提供を請求し

又は擔保の補充を請求するも之を許さず。

擔保の提供を求むる申立又は擔保の補充を求むる申立に關する裁判は、決定を以て之を爲す。

第六十一条 前條の申立を許す場合には、同時に提供すべき擔保の額と原告が此の金額を裁判所に豫託するにつき遵守すべき期間とを定むべし。

擔保の金額を定むるに當つては、被告が自己を防衛する爲に支出すべしと察せらるゝ費用を計上するを要するも、反訴に因つて生じたる費用を計上すべからず。原告は定められたる期間内に擔保を提供するを要す。

原告に送達すべき決定の正本中に於ては、第一項に記載したる期間を徒過したる場合には、被告の申立に依り裁判所は訴を取下げられたるものと宣言すること、又は上訴手續中に此の申立の行はれたる場合に於ては、(第六十條)原告の提起したる上訴は取下げられたるものと看做すべき旨を原告に通告すべし。此の兩者共に口頭若は書面を以て原告を訊問したる後決定を以て之を爲す。

第六十二条 被告が訴訟費用についての擔保の提供を求むる申立を適時に爲したるときは、此の申立につき裁判の行はるゝまでは、被告は本案に於ける手續を續行するの義務を負はず。

被告の前項の申立が却下せられたるときは、裁判所は本案に於ける手續の續行を命ずることを得るものとし、申立却下の裁判の確定を待つを要せず。此の裁判所の命令に對しては抗告を爲すことを得ず。

擔保の補充を求むる申立は手續を停止する效力を有せず。

第六十三条 擔保金額を適時に豫託したる後に於ては、當事者の一方又は他方の申立に依り本案に依ける手續を續行すべし。

第七節 訴訟上の救助

第六十四條 裁判所は自己の生計若は家族の生計を害することなくしては、訴訟費用を負擔すること能はざる當事者の一方の、あらゆる事情を細心に判斷したる上に於て、訴訟上の受救權を認むることを得。

外國人に對しては相互主義の條件の下にのみ此の權利を認む。相互主義の遵守が曖昧なるときは、此の點につき司法大臣の解明を求むべきものとし、此の解明は裁判所を羈束す。

第六十五條 訴訟上の受救權を認めらるゝことに依つて當事者は特定の訴訟につき左の特典を得ず。

- (1) 訴訟の機會に納付すべき税金及び其の他の手数料を一時免除せらるゝこと。
- (2) 訴訟費用につき擔保の提供を免除せらるゝこと。
- (3) 訴訟事件に於て辯護士に依る代理の必要とせらるゝ場合には、自己の爲に差當り無償を以て訴訟を遂行せんが爲に辯護士一人を選任せられんことを請求する權利を認めらるゝこと。

(4) 法令上辯護士に依る代理を必要とせざる訴訟事件に於て貧困なる當事者の住所若は常時の居所以外の地の裁判所に訴を提起することを必要とする場合に、住所若は常時の居所の地の區裁判所に於て裁判所の調書を以て訴提起の陳述を爲すの權及び此の調書を受訴裁判所に送付せられんこと並に受訴裁判所に於て口頭辯論の際此の當事者の權利を無償にて保護せんが爲に代理人一人を選任せられんことを請求する權利を認めらるゝこと。此の代理は檢事局又は裁判所の官吏に之を命ずべし。

(5) 派遣せられたる裁判官及び隨行者、執行機關、證人及び鑑定人の手數料、旅費、日當其の他の辨濟必要な公告、謄本の費用及び裁判所の任設したる法定代理人若は貧困なる當事者に附添はしめたる辯護士若は代理人に於て爲したる必要な現金立替金の費用を一時免除せらるゝこと。此の立替金は一時國庫より支出す。

第六十六條 訴訟上の受救權を認められんことを求むる申請は、第一審に於て管轄權を有する受訴裁判所に書面又は調書を以て提出すべく、又は當事者の住所若は常住の居所の地を管轄する區裁判所に於て調書を以て陳述すべし。

前項の申請中に於ては訴訟上の受救權を認められんことを欲する訴訟事件を表示し、貧困なる當事者の財産關係に關する證明書を添付すべし。此の證明書中には當該の當事者が其の營利若は其の他の源泉より受くる所得並に此の訴訟當事者に於て生計の配慮を爲すを要する者を舉示し、其の

外此の當事者は手續の費用第六十四條第一項を支辨することを得べき狀況に在らざることを明示的に確認するを要す。

かくの如き證明書を發するの權は、貧困なる當事者の住所若は居所の地の地方團體官廳たるものとしかくの如き證明書を作成し、認證する場合に於ける手續は命令の方法に於て主管大臣に於て之を規定す。

被保佐人 *Pflegebefohlene* については保佐官廳 *Pflegschaftsbehörde* も亦此の證明書を發行することを得。

第六十七條 訴訟上の受救權を認められんことを求むる當事者に辯護士を附添はしむべきや否や(第六十五條第三號)も亦、第一審の受訴裁判所に於て裁判するを要す。

辯護士自身の選任は辯護士會の委員會に於て之を爲す。
第六十八條 訴訟の經過中に辯護士の協力を必要とする訴訟行爲を、貧困なる當事者の爲に選任せられたる辯護士が其の住所を有する地を管轄する裁判所の管轄區域外に於て爲すの必要を生じたるときは、選任せられたる辯護士又は貧困なる當事者の申立に依り管轄辯護士會の委員會に於て此の訴訟行爲を爲すべき地を管轄する裁判所の管轄區域内に居住する辯護士一人を是が爲に選任すべし。

第六十九條 第一審の受訴裁判所は訴訟上の受救權を認むるに當つて成立せるものと認めたる條

件が其の當時既に存在せざりしこと判明せるときは、何時たりとも申立に依り又は職権を以て訴訟上の受救権を取消す。第一審の受訴裁判所は財産状態に於ける變動に依つて訴訟の進行中に訴訟上の受救権を認むる條件が熄みたるときにも、申立に依り若は職権を以て訴訟上の受救権の消滅を言渡す。

當事者の死亡は其の認められたる訴訟上の受救権の消滅を來す。

第七十條 不實の申告を爲すことに依つて騙罔に依つて訴訟上の受救権を獲得したる當事者に對しては、專恣の罰 *Mutwillensstrafe* を科すべし(第二百六十八條)。

第六十六條に記載したる證明書に認識と欲求を以て *wissentlich* 不實の申告を爲し、又は認識と欲求を以て不實の事項を眞實たるものとして確認する者は、其の訴訟上の受救権を認められたる場合にあつては、此の當事者が一時辨済を免除せられたりし金額辯護士に依る代理の費用及び其の他生じたる一切の損害につき代當の責任を負ふ。

第七十一條 貧困なる當事者の相手方に訴訟費用の賠償の命ぜられたるときは、第六十五條第一號及び第五號に記載したる費用にして貧困なる當事者が一時辨済を免除せられたりしもの、並に貧困なる當事者の爲に選任したる辯護士の手數料及び立替金は、直接相手方について取立つることを得。

七十二條 訴訟上の受救権の爾後に於ける取消の條件を存するときは、訴訟上の受救権を取消さ

れたる當事者に對しては職権を以て又は關係者の一人の申立に依り、其の一時辨済を免除せられたりし金額の追加支拂を命ずべし。貧困なる當事者の財産状態に依つては、訴訟費用の一部の追加支拂を之に命ずることを得。

前項の追加支拂の義務を存する場合には、當事者に對しまづ第六十五條第五號に依り國庫の負擔に屬する現金立替金の賠償を命ずべく、次に辯護士の手數料及び費用の辨済を命じ、最後に税金及び國の手數料の支拂を命ずべし。

第一項の意味に於て爲したる決定は、其の確定したる後にあつては、爾後支拂の義務を負ふ當事者の財産に對して執行することを得。

第七十三條 第六十六條、第六十七條、第六十九條及び第七十二條中に記載したる場合に於ては、豫め口頭辯論を経ることなくして提出せられたる申立に關して裁判を爲すべし。然れども裁判所は必要なる解明を求むることを得。

貧困なる當事者に訴訟上の受救権を認むる決定並に貧困なる當事者の爲に辯護士を選任すべき旨の決定に對しては、上訴を以て不服を申立つることを得ず。

當事者は本節に由る行爲は合議裁判所に於ても辯護士を俟たずして爲すことを得。

第七十四條 訴訟上の受救権を認められんことを求むる申請の提出並に其の他本節の規定に依り許さるゝ申立の提出は、應訴又は辯論の續行を拒み又は期間の伸長を請求し、又は期日の變更を請求

するの権利を何れの當事者にも與ふることなし。
辯護士に依る代理の規定せらるゝ手續に於ては貧困なる當事者の適時に提出したる訴訟上の受
救權を認められんことを求むる申請についての決定が未だ行はれざるとき、又は訴訟上の受救權の
認められたる場合に於ては貧困なる當事者の爲に未だ全然貧困當事者代理人 *Armenvertreter* の選
任せられざるときは、貧困なる當事者が口頭辯論の爲に定めたる期日に際し辯護士に附添はるゝこ
となくして出頭したるの故を以て、又は適時に答辯書を提出せざるの故を以て、懈怠に因る判決又は
答辯書不提出に基く判決を言渡すことを得ず。

第二章 手 續

第一節 書 面

第七十五條 本法上口頭辯論外に於て裁判に申立申請若は通知を爲すべき書面は左の諸件を掲ぐ
るを要す。

- (1) 裁判所の表示、當事者の住所氏名及び職業並に其の當事者としての地位、其の代理人の開示、
訴訟物の表示。
- (2) 附屬書類及び其の數の表示並に附屬書類は原本に於て添付せるや又は謄本に於て添付せ

るやの開示。

- (3) 當事者自身及び其の法定代理人若は訴訟代理人の署名及び辯護士に依る代理の規定せら
るゝ訴訟第二百二十八條及び第二百二十九條に於ては辯護士の署名。

第七十六條 其の外何れの書面に於ても提出せられたる申立を理由付くべき事實上の關係を簡潔
明瞭に説明すべし。

各個の主張を證明又は疏明することを必要とするときは、當事者の使用せんとする證據方法をも
一々之を表示すべし。

第七十七條 書面中に於て爲したる申立に關して口頭を以て辯論を爲すべきときは、當事者の採用
する證書の謄本のみを書面に添付すべし。一つの證書の一部分のみが斟酌せらるゝ場合に於ては、
冒頭事件にとつて必要な箇所末尾、日附及び署名を掲ぐる抄本を添付するを以て足る。

證書が既に相手方に知れたるか、又は著大なる範圍に互るときは、書面中に於て此の證書を精確に
表示し、相手方に是が閱覽を許す旨又は請求あり次第之を裁判所に提出すべき旨を申出づるを以て
充分とす。

證書が當事者の手中に存せざるときは、如何にして此の證書を招來すべきやの方法を開示するを
要す。

第七十八條 口頭辯論を準備する爲の書面(準備書面)は、第七十五條に掲げたる要件と併せて左の

諸件を掲ぐるを要す。

- (1) 當事者に於て口頭辯論の際提出せんことを意圖せる申立。
 (2) 當事者が申立を理由付くる爲又は相手方の申立を排撃する爲口頭辯論に際し採用せんとする事實關係の第七十六條の規定に相當する説明並に當事者が此の辯論に際し自己自身の演述の眞實なるを證し又は相手方の事實上の主張を反駁する爲に利用せんことを意圖する證據方法の開示。

- (3) 事情に依つては、相手方の前行の書面中に掲げられたる事實上の主張の眞實、正確にして且完全なること及び相手方の表示したる證據方法の許否に關する陳述。

各個の事實上の主張の蓋然性若は信憑性又は提供せられたる證據の推定證據力 *vernünftliche Beweiskraft* に關する法律的論述及び説明は、之を準備書面中に掲ぐべからず。

第七十九條 法令の許す場合には、申立、申請若は通知は調書を以て裁判所に之を爲すことを得るものとし、是は書面の提出と同一の效力を有す。此の調書は書面に關する規定に従つて作るべし。

口頭辯論以外に於ては、合議裁判所の手續に於ける調書は、裁判所長又は部長の指名する判事又は判事試補に於て之を作るべし。

第八十條 本法上相手方にも通知すべき書面は本法に別段の規定を存するにあらざる以上は相手方の數文の同文に於て裁判所に提出すべく、且又裁判所の爲に更に一通を添付すべし。

其の外他の關係者に説明を與ふるに必要な目次 *Rubrik* を書面に添付すべし。

目次には裁判所、當事者及び訴訟物の表示を第七十五條に定めたる方式に於て掲ぐるを要す。略式の正本を作るに適したる場合に於ては、訴訟物の代りに書面と同文の請求を目次中に掲ぐべし。此の點に關する細則は裁判所の事務章程中に掲ぐべし。

第八十一條 本法の規定上書面一通を送達すべき場合には、附屬書類の謄本をも之に添付すべし。原本に於て提出したる證書は之を裁判所に留置き、相手方の請求ありたるときは閱覽の爲之を相手方に呈示すべし。

第八十二條 當事者の一方が或る書面中に於て其の手中に在る證書を採用したるときは、此の當事者は相手方の請求に依り此の證書を原本に於て三日内に裁判所に豫託し、相手方に是が通知を爲すの義務を負ふ。相手方は通知を受領したる後三日内に證書を閱覽し、是が謄本を作ることを得。

閱覽の爲の期間は當事者が證書の必要の急迫なるを證明し得るときは裁判所に於て、また合議裁判所の手續にあつては部長に於て、申立に依り相當に之を短縮することを得。かくの如き申立に關して爲したる決定に對しては上訴を爲すことを得ず。

第八十三條 本法に別段の規定を存せざる以上は裁判所は職權を以て書面の適法なる取扱を妨ぐる形式上の欠缺の補正を命ずるを要す。かくの如き決定に對しては獨立の上訴を以て不服を申立つることを得ず。

第七十五條及び第七十七條の規定を遵守せざる時、又は必要なる部数の書面若は目次を存せざるときは、特に形式上の欠缺たるものと看做すべし。上訴の名稱を謬るも其の請求を明瞭に識認することを得べきときは、此の謬りは重要なものにあらず。

合議裁判所の手續に於ては此の指圖を爲すは訴訟事件の配當を受けたる部長の權限に屬す。

第八十四條 形式上の欠缺を補正する爲に當事者を呼出し、又は同時に表示すべき形式上の欠缺を除去すべき旨の指令を附して書面を差戻すことを得。

書面を提出するに當つて期間を遵守すべかりしときは、是が再提出の爲に新に期間を定むべし。此の新しき期間内に書面の提出ありたるときは、書面は其の最初に提出せられたるときに提出せられたるものと看做すべし。此の期間を伸長することを許さず。

本條の規定に基きて言渡す決定に對しては獨立して上訴を爲すことを得ず。此の爲に如何なる程度に於て上級裁判官廳の監督權の發動を求むることを得べきやは、裁判所構成法及び裁判所の事務章程を以て之を定む。

第八十五條 電報は其の送達後三日内に成規の方式に於てする書面の提出あるか、又は其他此の期間内に電報の欠缺の補正せらるゝ場合に限り之を斟酌す。特定の方式の規定せられざる申請及び通知にあつては、かくの如き書面を以てする補完を必要とせず。提出が期間に羈束せらるゝときは、其の満了する以前に前記の書面を以てする補完が裁判所に到達することを必要とす。當事者が

受訴裁判所の所在地外に居住し且此の裁判所の所在地に訴訟代理人を有せざるときは、此の期間の満了するに先だちて電報が到達し、且電報後三日内に書面自體が裁判所に提出せられたるときは、期間に羈束せらるゝ書面の適時に提出ありたるものと看做す。

第八十六條 書面中に於て侮辱の言辭を以て裁判所に對して拂ふべき敬意を害したる者又は相手方、代理人、訴訟代理人、證人若は鑑定人を侮辱したる者は、裁判所に於て秩序罰を科することを得るものとし、是が爲に其の或は行はるべき刑事訴追を妨ぐることをなし。

かくの如き書面に署名したる辯護士に對しても、同一の事由に因り秩序罰を科することを得。

第二節 期間及び期日

第一款 期間

第八十七條 訴訟行爲を爲すについての期間が直接法令に依つて定められざる以上は法定期間 *gesetzliche Fristen*、裁判所は各個の場合の要件を斟酌して之を裁判所又は裁判長の定むる期間 *Richterliche Fristen* を定むるを要す。

第八十八條 裁判所又は裁判長の定むる期間は法令に別段の規定を存せざる以上は、期間を命ずる決定の送達と同時に始まる。此の決定を送達することを必要とせざるときは、此の期間は決定の言

渡と同時に始まる。

第八十九條 日を以て定まる期間を計算するに當つては、期間の起頭を定むべき時點又は出來事の當日は通算せず。

週、月又は年を以て定めたる期間は、其の呼稱又は數上期間の開始せらるゝ當日に相當する最終週又は最終月の日の経過と共に満了す。最終月に此の當日を存せざるときは、期間は此の月の最終日の経過と同時に満了す。

期間の終期は特定の暦日を示すことに依つても表示することを得。

本條の規定は法定期間並に裁判所又は裁判長の定むる期間の何れにも之を適用す。

第九十條 法定期間及び裁判所又は裁判長の定むる期間の開始及び進行は、日曜及び祭日に依つて妨げらるゝことなし。然れども期間の末日が日曜又は祭日なるときは、次の週日を期間の末日と看做すべし。

如何なる日を祭日と看做すを要するやは、司法大臣に於て命令を以て之を定む。

第九十一條 同一の訴訟行爲を爲す爲に各個の共同訴訟人に屬する法定期間又は裁判所若は裁判長の定むる期間が異なる時期に満了するときは、共同訴訟人の一人にとつて此の訴訟行爲の爲の期間を剩す間は、すべての共同訴訟人に於て問題たる訴訟行爲を爲すことを得。

第九十二條 法令が明示的に伸長を禁止せる期間(嚴格期間 *strange Fristen*) 又は除權期間 (*Präklusiv-*

Fristen)—不變期間 (*Notfristen*) を除き、法定期間も裁判所若は裁判長の定むる期間も共に裁判所に於て之を伸長することを得。當事者の合意に依つて期間を伸長することを許さず。

期間の利益を受くる當事者が避くべからざる事由又は少くとも非常に重大なる事由に因つて、期間付の訴訟行爲を適時に履行することを妨げられ期間を伸長することなくしては回復すべからざる損害を被るの虞あるときは、裁判所は申立に依り期間を伸長することを得。

此の申立は伸長すべき期間の満了するに先だち裁判所に提出するを要す。此の申立については豫め口頭辯論を経ることなくして裁判を爲すことを得。然れども當事者双方が承知の上にて *einverständnislich* 此の申立を爲したるにあらざるときは、期間の反覆の伸長を許すに先だち相手方を審訊すべし。

申立を辯明する爲に援用したる事情は、之を疏明すべし。充分なる理由を存せざるときは申立を棄却すべし。

期間を伸長するに當つては、同時に伸長したる期間の満了する日を定むべし。

第九十三條 裁判所に宛てたる書面の郵便に附せられたる日は、裁判所自體に提出せられたる日と看做すべし。

前項の日附は郵便局の受取證又は封筒上に押捺せられたる消印に依つて之を確認す。

第二款 期 日

第九十四條 法令に別段の規定を存せざる以上は、期日の指定は當事者の一方の申立に依つて之を爲す。本法に掲ぐる特別の規定を留保して期日の場所、年月及び時刻の指定を包含する期日の指定は裁判所の任とする所とす。

期日の指定並に期日への呼出に對しては、獨立の上訴を以て不服を申立つることを得ず。

第九十五條 呼出は期日の指定を申請したる當事者には目次を以て爲し、相手方には書面又は調書の謄本の一部を送達することに依つて之を爲す。職權を以て期日を指定するに當つては、裁判所の目次を送達することに依つて當事者双方を呼出すべし。

辯護士訴訟に於ては口頭辯論の爲の第一回の呼出は其の既に辯護士に向つて行はれたるにあらざる以上は、辯護士一人を代理人として選任すべき旨の催告を掲げ、且法律は辯護士の選任の懈怠及び期日に於ける闕席に如何なる不利益の結果を伴はしむるやの點につき、當事者に注意を促すを要す。

期日に於て口頭を以て新しき期日を指定したるときは、新期日の言渡に際し在延せざりし當事者に限り特に之を呼出すべし。

第九十六條 法令に別段の規定を存せざる以上は、期日は裁判所の廳舎内に於て之を開く。

口頭辯論期日は、裁判所の廳舎以外の場所に於て辯論を容易に遂行することを得べく、之に依つて非常に費用を節約し得る場合には、裁判所の廳舎以外の場所に定むることを得。

第九十七條 期日は事件の呼上を以て始まる。

當事者が事件の呼上より口頭辯論の終結に至るまでに出頭せざるとき、又は出頭したるも判事の催告あるに拘らず辯論に應ぜんとせざるとき、又は事件の呼上後再び退延したるときは、期日は懈怠せられたるものと看做す。

本法が辯護士に依る代理を規定せる訴訟行爲につき、當事者が辯護士を帶同することなくして出頭したる場合に於ても期日を懈怠したるものと看做す。

第九十八條 期日は左の各號の一に該當する場合に申立に依り又は職權を以てする判事の裁判に依るに非ざれば之を變更することを得ず。

- (1) 當事者の一方又は双方の適時の出頭又は辯論の再始若は續行にそれ自體として凌ぐべからざる障碍又は少くとも甚しく重大なる障碍の反對を存し、期間を伸長することなくしては當事者が回復すべからざる損害を被るの虞あるとき。
- (2) 裁判所が他の緊急の職務上の義務又は其の他重大なる事由に因り辯論の再始若は續行を妨げられたるとき。
- (3) 受訴裁判所に於て即時に執行すべからざる、然れども辯論を續行する上には重要な證據

調の命ぜられたるか又は辯論を續行し及び施行する爲には證書報告物 *Auskunftssache* 若は
 檢證物 *Augenscheingegenstand* を取寄することを必要とすることが判明したるとき。

(4) 其の他の事由に因り指定せられたる期日に辯論を終結すること能はざるとき。
 第九十九條 前條第一號の場合に於ける期日の伸長を求むる申立は當事者双方が承知の上にて提出したる場合にあつても之を辯明すべし。當事者の出頭辯論の再始若は續行を妨ぐる事情は之を開示すべく請求ありたるときは之を裁判所に疏明すべし。充分なる理由を存せざるときは申立を却下すべし。

第二百條 期日の伸長を求むる申立は此の期日自體の際又は期日の開始に先だつて之を提出することを得。

前なる場合に於ては在廷の相手方の意見を求めたる後遲滯なく決定を以て申立について裁判を爲すべし。伸長を拒むときは更に中斷を爲すことなく辯論を再始し續行すべし。裁判に先だつて退廷したるか又は申立を却下せられたる後事件につき辯論することを拒む相手方に對しては期日懈怠の法律上の結果を生ず。

期日に先だつて到達したる期日伸長の申立には第九十二條第三項の規定を適用す。

第二百一條 或る期日を伸長する場合には成るべくは直ちに口頭を以て新しき期日の日時を當事者双方に通知すべし。然らざる場合には目次を以て通知をなすを要す。

前項の規定は特に證據調の爲に期日の伸長を爲す場合にあつても之を適用するを要す。

第二百二條 第五百八條第二項の意味に於ての裁判所の構成に於ける變更の廉を以て新しき辯論を爲すことを必要とせざるも期日を伸長する場合に於ては辯論を指揮する判事若は部長は後なる期日に際し辯論調書及び其の他斟酌すべき訴訟記録に基きて口頭を以て前なる口頭辯論の要領を演述し然る後中斷したる辯論を續行するを要す。

第二百三條 準備書面又は調書の謄本にしてそれに關して呼出の行はれたるもの、送達が遅延して呼出狀の送達と指定したる期日との間に存する期間が相手方に口頭辯論の爲に充分なる準備の餘裕を與へざるか又は辯護士訴訟の場合に於てはもはや辯護士の適時選任の餘裕を存せざるとき及び同時に相手方が送達のかくの如き遅延につき責任を負はざるときは、裁判所又は合議裁判所の手續に於ては辯論を指揮すべき部長は申立に依り又は職權を以て、其の開催に先だち既に期日を伸長することを要す。之については期日に呼出したるすべての者に遲滯なく通知することを必要とす。

第三款 通 則

第二百四條 期間の劃定又は期日の指定が裁判所の裁判中に於て又は口頭辯論の際に行はれざるときは、合議裁判所の手續に於ては劃定又は指定は此の訴訟事件の配當を受けたる部長の任とする所とす。期間の伸長又は期日の延長を求むる申立の裁判についても、口頭辯論中に申立の提出せられ

ざる場合に於ては亦前段に同じ。
第二百五條 期間の最初の伸長及び期日の最初の延長は認められたる期間の伸長が本来の期間の日数を超えず認められたる期日の延長が四週間以上に互らざる以上は、上訴を以て之に對し不服を申立つることを得ず。

第二百六條 期間の伸長又は期日の延長の機会を與へたる當事者に對しては相手方の申立に依り又は職權を以て之に因つて相手方に生じたる費用を裁判所の定むべき金額に於て賠償せんことを命ずべし。此の費用の償還は相手方が本案に於て裁判費用の賠償を言渡されたる場合に於つても之を請求することを得ず。

裁判費用の賠償を求むるかくの如き申立が或る期日に提出せられたるときは、直に在廷の相手方の意見を求めたる後、此の申立に關して裁判を爲すべし。

當事者双方の不出頭に依つて期日が無爲に終りたるときは、各當事者は之に因つて生じたる費用を均分して負擔す。

第二百七條 本節に於て裁判所又は部長に附與したる權限は、受命判事若は受託判事の指定すべき期間及び期日に關しては受命判事若は受託判事に屬する所とす。

第三節 懈怠の結果及び原狀回復

懈怠の結果

第二百八條 訴訟行爲の懈怠は當事者が其の爲すべき訴訟行爲より除外せらるゝの結果を伴ふものとし、本法が各個の場合につき規定する別段の作用を妨ぐることをなし。

第二百九條 本法に特に表示したる場合に於けるの外は、懈怠の法定の結果を警告することを必要とせず。是等の結果は本法の規定に依つて懈怠の法律上の不利益の實現に指向せらるゝ申立に其の發生を繋らしめらるゝにあらざる以上は當然に發生す。

懈怠の法定の結果が其の法律上の不利益の實現を目的とする申立に其の發生を繋らしめらるゝ場合に於ては、懈怠したる訴訟行爲につき期間の定められたりし場合に於ては、裁判所に申立の提出せられたる日までに追完的に此の懈怠せられたる訴訟行爲を爲すことを得。懈怠せられたる訴訟行爲を或る期日に爲すことを必要とするときは、懈怠の結果の實現を求むる申立に關して爲す辯論の終結するまでは、此の懈怠せられたる訴訟行爲を追完することを得。

原狀回復

第二百十條 當事者の一方が豫見せざりし出來事又は免るべからざる出來事に依つて適時に期日に出現すること又は期限付の訴訟行爲を適時に爲すことを妨げられ、且之に因つて生じたる懈怠が當事者にとつて其の爲すべき訴訟行爲を除外せらるゝの法律上の不利益の結果としたりし場合に於ては、本法に別段の規定を存せざる以上は、申請に依り此の當事者に原狀回復を許すべし。

懈怠したる期間又は期日に於ける原状回復の申請は、當事者が此の期間の伸長又は期日の延長を申請したるの當時既に裁判所が不充分と認めたる事情を基礎とすることを得ず。

第二百一十一條 原状回復の申請は、當事者が第二百九條第二項の意味に於ての懈怠したる訴訟行爲をば原状回復なくとも爲すことを得る間は、口頭辯論を経ずして之を却下すべし。

當事者が期日の懈怠の結果として言渡されたる判決第四百九十二條及び第四百九十五條又は答辯書を懈怠したるの結果言渡されたる判決第四百九十四條に對する原状回復と其の他此の判決に對する控訴の爲の期間の満了に對する原状回復を申請するときは、後なる原状回復の申請に關する手續は前なる原状回復の請求に關する裁判の確定するまで之を猶豫すべし。

當事者が原状回復の申請を辯明する爲に援用したる障礙に關して期間の伸長又は期間の變更を請求することを得べかりしとき、又は此の障礙は當事者が第二百九條第二項に依り訴訟行爲自體を尙ほ追完することを得べかりしときに既に再び消滅したるものなるときは、原状回復の申請を許すべからず。

第二百十二條 原状回復の申請は懈怠したる訴訟行爲を履行すべかりし裁判所に提出すべし。此の申請は法律に別段の規定を存せざる以上は、十五日内之を提出することを必要とす。此の期間は懈怠を惹起したる障礙の消滅したる日より進行を始め、當事者が後に至つて初めて懈怠を知りたる場合にあつては、此の日より進行を始む。此の期間は伸長することを得ず。懈怠の日より三ヶ月を

經過したるときは、もはや原状回復を請求することを得ず。

第二百十三條 原状回復を申立てたる當事者は書面又は書面に代る調書中に於て原状回復の申立を理由付くる一切の事情を列擧し、之を疏明する爲の證據方法を開示するを要す。原状回復の申立に關する相手方の承諾並に相手方の申請を理由付くる事情の承認は、申請を理由付くる事情を疏明する申請人の義務を免除するものにあらず。

申請と同時に懈怠したる訴訟行爲、又は期日を懈怠したる場合にあつては申請人が口頭辯論を準備する爲に爲すことを必要としたりし事項をも申請人に於て追完することを必要とす。

原状回復の申請については裁判所は豫め口頭辯論を経たる後決定を以て裁判を爲すことを要す。然れども申請の基礎となる事實が周知の事實なるときは、裁判所は口頭辯論を経ることなきも尙ほ原状回復を許すことを得。

明白に時期に後れて提出せられたる申請は別段の手續を俟つまでもなく之を却下すべし。

第二百十四條 原状回復を認むることに依つて訴訟は懈怠の發生する以前に在りたりし状態に復歸す。期日の懈怠又は答辯書の不提出の結果言渡されたる判決は、原状回復を認むる際之を取消すべし。

期日が懈怠せられたるときは、原状回復に關する辯論の爲に指定せられたる期日に際し既に之に關する辯論を懈怠せられたる期日に爲すことに定められ居たりし辯論と併合することを得べく、又

は原状回復の認められたる場合に於ては右の併合を爲すことなきも直に此の辯論を施行することを得。

第二百十五條 原状回復の申請を爲す期間の懈怠及び原状回復の申請に關する辯論の爲に指定したる期日の懈怠に關しては、原状回復を許さず。

第二百十六條 原状回復の申請に依つて訴訟の續行を妨げらるゝことなし。然れども認めらるゝものと豫見せらるゝ原状回復に完全なる結果を確保せんが爲には缺くべからざるの必要と認めらるゝとき及び同時に訴訟の中斷が原状回復の申請人の相手方に重大なる不利益を被らしめざるときは、裁判所は申立に依り一時訴訟の中斷を命ずることを得。

訴訟が前項の時期には上級審に於て辯論せらるゝときは、其の命じたる上訴手續の一時の中斷を直に上級審に通知すべし。

原状回復の申請の完結したるときは、申立に依り又は職權を以て中斷せられたる手續を續行すべし。

第二百十七條 原状回復を認むる裁判に對しては、原状回復の申請の時機に後れて提出せられたるに拘らず原状回復の認めらるゝとき、又は第二百十五條の規定に反して原状回復の認められたるとき以外には上訴を爲すことを得ず。

第二百十八條 原状回復を申請したる當事者には申請を許したると否とには關係なく、懈怠に因つて

又は原状回復に關する辯論に因つて生じたる一切の費用の賠償並に原状回復の結果無効となりたる手續の費用の賠償を命ずべし。

第四節 手續の中斷及び休止

手續の中斷

當事者の死亡
第二百十九條 死亡したる當事者が辯護士に依つても代理せられず、また當事者より訴訟代理權を附與せられたる其の他の者に依つても代理せられざるときにあらざれば、當事者の一方の死亡に因つて手續は中斷せず。

中斷は權利承繼人(一般承繼人 *Universalsukzessoren*)に依る手續の受繼あるまで存續するものとし、又は相手方が手續續行の相手とする爲に民法の規定に従つて管理人一人の選任を申立てたる場合に於ては、管理人に依る手續の受繼あるまで中斷は存續す。

死亡したる當事者の權利承繼人に依る手續の受繼を實現せんが爲、相手方は死亡したる當事者の死亡の當時訴訟事件が繫屬したりし裁判所に、此の權利承繼人の呼出をも申立つることを得。かくの如き申立の結果として手續を受繼ぎ且同時に本案の辯論を爲さしむる爲權利承繼人を呼出すべし。

此の呼出状の送達は第三百二條及び第三百三條の規定に従つて之を爲すことを必要とす。
第二百二十條 呼出したる権利承繼人の何人も出頭せざるときは、権利承繼の疎明あるに於ては相手方の申立に依り裁判所に於て、決定を以て手續は死亡したる當事者の権利承繼人に於て受繼ぎたるものとして宣言すべし。
手續の受繼に關する決定の言渡ありたる期日に於ては、直に本案に於ける手續を再始することを得。

第二百二十一條 呼出されたる権利承繼人又は其の中の若干者が期日に出頭して訴訟に加入するの義務を争ふときは、裁判所は口頭辯論を経て此の點に關して裁判を爲すを要す。裁判所が権利承繼人に依る手續の受繼の義務ありとする裁判を爲すときは、此の裁判の言渡ありたる後同一の期日に事件の狀況に依つて本案に於ける手續を受繼ぎ又は續行することを得。
言渡ありたる決定に對する抗告が成功の見込なしと豫見せらるゝ場合には、特に前項の規定を適用するを要す。

訴訟能力の喪失及び法定代理人の更迭

第二百二十二條 當事者の一方が訴訟能力を喪失したるか又は當事者の一方の法定代理人が死亡したるとき若は當事者が訴訟能力を有するに至るに先だち其の代理權が消滅したるときは、此の變動に關係ある當の當事者が辯護士又は其の他訴訟代理權を有する者の何れに依つても代理せられざ

る場合に限り手續を中斷す。
中斷は此等の場合に於ては此の法定代理人若は新法定代理人が自己の選任を相手方に通知して手續を受繼ぐまで存続す。
相手方も亦訴訟能力を有せざる當事者の法定代理人の手續の受繼の爲にする呼出を申立つることを得。

破産の開始
第二百二十三條 當事者の一方の財産に關し破産の開始せるときに、如何なる程度に於て手續の中斷を生ずるかは破産法の定むる所とす。

辯護士の更迭

第二百二十四條 當事者の一方の辯護士が死亡せるか又は當事者の一方の代理を續行するの資格を喪失したるときは、法律が辯護士に依る代理を必要とせる程度に於て手續の中斷を生ず。
本條の中斷は他の辯護士の選任あるまで、且此の辯護士が裁判所を通じて相手方に選任の通知を爲し、同時に手續を受繼ぐまでは存続す。

手續の受繼を實現する爲、新法定代理人を選任するを要する當事者にも其の相手方の申立に依つて裁判所に於て、指定すべき期間内に此の選任を爲すべき旨を命ずることを得。此の申立は辯護士の死亡又は其の代理を繼續する資格喪失の當時訴訟事件の繫屬し居たりし裁判所に提出すべし。

新しき代理人が確定の期間内に裁判所に委任状を提出して通知せられざるときは、此の期間の満了と共に手續の受継ありたるものと看做すべく、申告を懈怠せる當事者には此の時以後本法が辯護士訴訟の場合に於ける辯護士の不選任に附随せしめたるあらゆる法律上の不利益の該當あるものとす。

當事者が期間の満了後に提出したる書面に關しては、第三百三十九條第二項の規定を準用すること
を必要とす。

合議裁判所の手續に於ては、訴訟事件を配當せられたる部の部長は新辯護士選任の命令を發するの權を有す。

裁判所の職務行爲の停止

第二百二十五條 戦争又は其の他の事變の結果として裁判所の職務動作が熄みたるときは、此の裁判所に繫屬せるあらゆる訴訟事件に於て其の状態の存続中手續を中斷す。

障碍止みたるときは當事者双方は何れも手續の受継を招來することを得。

第二百二十六條 當事者の一方が戦時軍務に服せるとき、又は官憲の命令に依り、戦争に依り、若は其の他の事故に依つて訴訟事件の繫屬せる裁判所との交通を遮斷せらるゝとき、及び同時に是等の事情が不在の當事者の不利益に於て訴訟の遂行に影響を及ぼす虞あるときは、不在の當事者が訴訟代理

權を有する當事者に依つて代理せらるゝ場合にあつても、申立に依り又は職權を以て障碍の止むまで手續の中斷を命ずることを得。

手續の中斷を目的とする申立は訴訟事件の繫屬する裁判所に提出すべく、調書を以ても是が陳述を爲すことを得。裁判は豫め口頭辯論を経ずして之を爲す。然れども裁判所は裁判に先だち解明の爲に必要な調査を命ずることを得。

中斷したる手續の再始は當事者双方の何れよりも爲すことを得。

中斷の效力

第二百二十七條 手續の中斷はすべての訴訟當事者及び参加人につき、中斷中は訴訟事件の辯論の爲にする呼出を爲すことを得ざること、其の從來既に呼出の行はれたる場合にあつては呼出は其の效力を失ふこと、最後に訴訟行爲を履行する爲の何れの期間の進行も停止することの效力を有す。手續の再始と同時に一切の期間は新に進行を開始す。

中斷中に當事者の一方が繫屬せる訴訟事件に關して爲したる訴訟行爲は、相手方に對しては法律上の效力を有することなし。此の訴訟行爲の法律上の效力は、此の訴訟行爲が其の性質上新に履行することを得べからざるものなる以上は、手續の受継後に至つて初めて始まる。

口頭辯論の終結後に至つて生じたる中斷に依つて、此の辯論に基いて裁判を爲し、之を言渡すことを妨げず。

第二百二十八條 中斷したる手續の受繼は、前數條に別段の規定を存せざる以上は口頭辯論期日又は口頭辯論續行期日の指定を求むる申請に依つて之を爲す。然れども或る訴訟行爲を爲すべき期間の進行中に中斷を生じたるときは、此の訴訟行爲の爲に新に期間を指定せんことを求むる申請に依つて手續は續行せられたるものと看做す。

中斷の事由の消滅は之を疏明すべし。此の規定は當事者の一方の死亡に因り民法又は其の他の法令の規定に依つて其の遺産につき管理人の選任せられたる場合にあつても特に之を適用す。受繼は獨り管理人のみに止まらず、死亡したる當事者の相手方に於ても之を申立つることを得。

第二百二十九條 前條に依り手續の受繼を爲すに必要な申立は、中斷の事由の發生の當時訴訟事件の繫屬したりし裁判所に之を爲すべし。

前條に記載したる申立に關する裁判は、豫め口頭辯論を経ずして之を爲す。然れども中斷の事由の消滅に疑ありと認めらるるときは、裁判所は此の裁判に先だち相手方を審訊することを得。

手續の受繼を求むる申立に關する辯論期日第二百十九條後より二番目の項を指定するに當つては、並に第二百二十二條、第二百二十三條、第二百二十四條、第二百五條、第二百二十六條及び第二十八條に依つて提出する受繼の申立を許すか、又は職權を以て手續を受繼ぐ決定中に於ては、當事者双方に對し懈怠の場合に生ずる結果につき注意を促すべし。

第二百三十條 第二百二十條、第二百二十一條及び第二百二十二條第三項の場合に於ては、手續を受繼ぎたるものと看做すを要する日は、本案に於ける手續が受繼の申立に關する辯論の爲に定めたる期日に於て直に受繼がれたるにあらざるときは、手續の受繼の義務に關して爲す裁判中に於て之を開示すべし。

前項以外のあらゆる場合を通して此の日は、第二百二十四條の規定を適用せざる以上は、受繼の申立に關する裁判又は職權を以て手續を受繼ぐ決定中に於て裁判所之を定むべし。

第二百三十一條 前條の規定は本節に記載したる事由以外の事由に因り手續の中斷を爲したる場合に、本法中に別段の規定を存せざる程度に於て之を準用することを必要とす。

手續の休止

第二百三十二條 當事者双方は手續を休止せんことを合意することを得。かくの如き合意は其の當事者双方より裁判所に通知せられたる時より初めて效力を發生す。手續の休止と同時に手續の中斷の場合に於けると同一の法律上の效力を生ずるものとし、只例外として不變期間の進行を停止せず。其の外手續の休止は休止の合意を裁判所に通知したる日より三ヶ月の満了する以前には、手續を受繼ぐことを得ざるの結果を伴ふ。

第二百三十三條 手續の休止は當時者の一方が口頭辯論期日の指定を申立てたるとき、又は手續が期間の進行中に或る訴訟行爲を爲す爲に停止せられたる場合に、あつては、此の訴訟行爲の爲に更めて

期間を指定せられんことの申立のあるまで存続す。三ヶ月の期間(第二百三十二條)又は合意したる更に長き期間の満了するに先だち前項の申立を爲したるときは、裁判所は職権を以て又は相手方の請求に依り口頭辯論を行ふことなくして關係の申立を却下し、又は期日の指定若は期間の劃定の行はれたる場合に於ては其の行はれたる指定又は劃定の無効を言渡すを要す。

第二百三十四條 口頭辯論の爲に指定したる期日に當事者双方の何れもが出頭せざるとき、又は出頭するも口頭辯論に應ずることを爲さざるときは、かくの如き闕席が本法の規定上訴訟の經過に影響なきに非ざる以上は、手續の休止の結果を伴ふ。

手續の休止を結果とする懈怠に關しても申立ありたるときは原狀回復を認むることを得。

第三章 口頭辯論

第一節 辯論の公行

第二百三十五條 受訴裁判所に於ける辯論並に裁判の言渡は之を公行す。

武器を携帯せざる成年者に非ざれば傍聽人として入廷することを得ず。

其の公の勤務の然らしむる所として武器を携帯するの義務を負へる者に對しては、入廷を拒むこ

とを得ず。

第二百三十六條 公行に依つて善良なる風俗若は公の秩序又は國の特別の利益を害するものと認めらるゝとき、又は辯論を妨害し若は事實關係の確認を困難ならしむるの目的を以て辯論の公行を濫用するの理由ある懸念を存するときは、公行を停むべし。

其の外家庭生活の事實を究明し、之を立證するの必要ある場合には、裁判所は當事者の一方の申立に依り公行を停むることを得。

公行の停止は辯論の全部又は其の一部につき之を行ふことを得。公行の停止は如何なる場合にも判決自體若は其の他手續を完結する裁判の言渡には及ぶことを得ず。辯論の公行の停止せらるゝ程度に於ては、辯論の内容を公表することを禁止す。

第二百三十七條 公行の停止を求むる申立に關する辯論は非公開の公判廷に於て爲す。

公行の停止に關する決定は公に言渡すことを必要とす。かくの如き決定に對しては獨立して上訴を爲すことを得ず。

第二百三十八條 公行を停止せらるゝときは、何れの當事者も其の訴訟代理人の外其の指名する三人の者(第二百三十五條)に辯論に立會ふことを許されんことを請求することを得。

判事並に檢事、財務監督官及び司法高等官にして判事たるの資格を有する者、辯護士及び公證人並に法科大學の教授に對しては公行の停止にも拘らず、第二百三十六條第二項に列擧したる事由に因

つて公行を停止せられたるに非ざる以上は、在廷を許す。
第二百三十九條 辯論の公行の要件は、本法の規定上申立に關する決定に先行する當事者双方の一方の訊問又は意見の徴取には適用せず。尙ほ公行に關する規定は、受訴裁判所に於ける辯論外に於て行ふ當事者、證人、鑑定人及び其の他の者の訊問にも適用せず。

第二節 當事者の演述、訴訟の指揮

當事者の演述

第二百四十條 受訴裁判所に於ては當事者双方は訴訟に關して口頭を以て辯論す。辯護士をして代理を爲さしむることを必要とする訴訟事件に於ては、口頭辯論は書面を以て準備す。其の外準備書面の提出は本法に特に記載したる場合に非ざれば必要ならず。
第二百四十一條 事件の呼上ありたるときは、當事者双方の申立、申立を理由付くる爲の事實上の陳述、又は相手方の申立を辯駁する爲の事實上の陳述、並に其の證據及び證據の申出及び訴訟關係に關する法律上の論述を聴取すべし(當事者の演述)。口頭を以て演述せずして文書を朗讀することを許さず。

演述中に於て援用したる書類は、裁判所又は相手方にとつて未だ知れざるか、又は其の文字上の旨趣を重要とする程度に於てのみ之を朗讀すべし。

第二百四十二條 各當事者は其の演述中に於て各個の場合に其の申立を理由付くるに必要な一切の事實上の事情を、眞實に従つて完全且確定的に開示し、其の開示を確認するに必要な證據を提供し、相手方の提出したる事實上の開示及び申出でられたる證據につき明確なる陳述を爲し、援用したる證據の結果を説明し、相手方の相當の論述についても明確に意見を表示することを必要とす。

第二百四十三條 當事者双方は口頭辯論の終結するに至るまでは此の辯論の目的事項に關する新しき事實上の主張及び證據方法を提出することを得。然れども裁判所が當事者は新しき開示及び證據方法を早く提出することを得べかりしも明白に訴訟を引伸す爲に早く之を提出することを懈怠したるものなりとの心證を得且かくの如き新しき開示及び證據方法を許すことに依つて訴訟の完結を著しく遅延せしむるの虞あるときは、申立に依り又は職權を以てかくの如き開示及び證據を許さざる旨を宣言することを得。

前項の場合に當事者の辯護士にも重大なる責任あるときは、其の外辯護士に對して秩序罰を科することを得。

訴訟の指揮

(1) 部長に依る訴訟の指揮

第二百四十四條 口頭辯論は合議裁判所にあつては此の訴訟事件の配當を受けたる部の部長に於て之を指揮す。

部長は辯論を開き指揮し且之を閉づ。部長は發言を許し、また自己の命に従はざる者の發言を取消すことを得。部長は證據調の目的の爲に訊問すべき者を訊問し、部の裁判を言渡す。

部長は事件が遺漏なく究明せらるゝやう、然も冗長に互り且重要ならざる枝葉の辯論に依つて辯論を擴張することを得ず、また成し得る限りは間斷なく終局に導くやう配慮することを必要とす。

第二百四十五條 既に開始したる辯論を延期することを必要とするときは、部長は其の可能なる限りは獨り直に新期日を定むるを要するのみに止まらず、同時に職權を以て次の期日に訴訟事件を完結することを得んが爲に必要な一切の處置を爲すことを要す。

かくの如き處分を爲すに先だち其の必要と認めらるゝ以上は部の決定を求むることを得。特に當事者双方に向つて同時に指定すべき期間内に證據方法として利用すべき證書を相手方にとつての閱覽の爲に裁判所に豫託し、訊問すべき證人の住所氏名を通知せんことを當事者双方に命ずることを得。當事者が訴訟を引伸ばすの意圖に於てかくの如き命令に服従せず、請求せられたる證據方法を續行したる口頭辯論の際に至つて初めて提出したるときは、部は申立に依り又は職權を以て、此の證據方法に依つて辯論の續行を遅延せしむべきときは、是等の證據方法を使用すること得ざる旨を言渡すことを得。

第二百四十六條 裁判長は口頭辯論に際して質問を爲すことに依り又は其の他の方法に於て裁判にとつて重要な事實又は請求を理由付け若は辯駁する爲に爲したる事情に關する開示を完全にし、ことを必要とす。

當事者の一方が其の演述中に於て自己の提出したる準備書面の内容に異りたるとき、又は當事者双方の演述が職權を以て斟酌すべき其の他の訴訟記録と一致せざるときは、部長は此の點につき注意を促すことを要す。

部長の外他の部員も訴訟關係を調査し、事實を認定するに適したる問を當事者に向つて發することを得。

第二百四十七條 口頭辯論を準備する爲、及び事實を完全に究明する爲部長は、

- (1) 自身口頭辯論に出頭することを當事者に命ずること。
- (2) 當事者の手中に在る證書にして當事者の何れか一方の採用したるもの、記録、報告物、圖畫、及び其の他の圖形及び表を裁判所に提出し、一定時間裁判所に留めんことを命ずること。
- (3) 官公署又は公證人の許に保管したる證書にして當事者の一方の採用したるもの、報告物及び檢證物の招來を促すこと。

(4) 當事者の面前に於て檢證を爲すこと及び鑑定人をして鑑定を爲さしむることを命ずること、並に訴に依り又は辯論の狀況に應じて重要な事實に關する解明を期待すべき證人たる

人物を呼出すこと。
を得。
然れども是等の處分は當事者双方が之に反對なる旨を陳述したる場合には、證書及び當事者に關しては之を爲すことを得ず。

前項の調査は若し之を命ぜざるに於ては裁判にとつて重要な事情をもちや認定することを得ざるか、又は時機を失するに於てはもはや證據方法を利用することを得ざるべきとき若は少くとも非常に困難なる條件の下に於てするに非ざれば之を利用することを得べからざるの懸念を存するときは、口頭辯論の開始前にあつても既に前項の調査を命ずることを得。

第二百四十八條 各當事者は訴訟若は口頭辯論の目的事項に關する、訴訟の遂行にとつて重要な一切の事情についての事實關係を解明する爲在廷の相手方又は其の代理人に向つて部長を通じて問を發することを得べく、又は部長の許可を得て自身直接に問を發することを得。特に各當事者は證書、報告物及び檢證物は果して存在するや否や、若し之を存すとせば如何なる證書、報告物及び檢證物なるやを問ふことを得。

部長が問を不相當なりとして却下したるとき、又は相手方が問の相當不相當を争ひたるときは、當事者は此の點について部の裁判を請求することを得。
第二百四十九條 訴訟代理人を帶同することなくして出頭したる當事者が訴訟又は口頭辯論の目的

事項に關して明瞭なる陳述を爲すの能力を有せざるときは、部長は成るべく短期内に期日を延期し、當該の當事者に向つて新期日には適當なる訴訟代理人を帶同して、必要な場合には辯護士を帶同して出頭すべく、然らざれば當事者は闕席したるものと看做さるべき旨を指示すべし。此の理由に因つては期日の延期の反覆することを得ず。

前項の規定は當事者の一方の訴訟代理人が訴訟又は口頭辯論の目的事項に關して明瞭なる陳述を爲すの能力を有せず、且此の當事者が自身に延せざるの故を以て又は是と辯論することを得ざるの故を以て辯論を遂行すること能はざる場合(第二百二十八條第一項)にあつても、之を準用することを必要とす。當事者の一方の法定代理人についてかくの如き障礙を生ずるときは部長は直に適當なる訴訟代理人の選任に關して必要な命令を爲すことを要す。

第二百五十條 訴訟の指揮に關する部長の命令又は部長若は部員の一人の發したる問を辯論に關與せざる者の一人が不適當なりとして争ひたるときは、かくの如き異議に關しては部が裁判を爲す。部の前項の裁判に對しては獨立して上訴を爲すことを得ず。第二百四十三條第一項、第二百四十五條第二項及び第二百四十八條第二項に基きて爲す部の裁判についても亦同じ。

第二百五十一條 同一人間に行はるゝ數個の訴訟又は同一人が數人の原告又は數人の被告に對して相手方として對立する數個の訴訟が或る裁判所に繫屬するときは、辯論を併合することに依つて訴

訟の完結を簡易にし又は促進し又は訴訟費用を減少し得るものと豫見せらるゝときは、辯論を共通する爲に部の決定を以て是等の訴訟を併合することを得。

部は數個の訴訟中の若干者が同一地方裁判所の單獨判事の管轄に屬する場合にあつても、部の面前に於て辯論を共通にする爲數個の訴訟の併合を決定することを得。

然れども同一當事者間の訴訟にあらざれば共通の判決を以て裁判を爲すことを得ず。

第二百五十二條 部は同一の訴に於て起したる若干の請求に關して辯論の分離を命ずることを得。

また被告の主張したる反對債權に關して辯論の分離を命ずることを得。

第二百五十三條 同一の請求を理由付け又は之を辯駁する場合に數個の獨立したる争點を生じたるとき、又は同一の請求に關して數個の獨立したる攻撃若は防禦の方法の主張ありたるときは、部は先づ辯論を是等の争點中の一若は若干者に制限せんことを命ずることを得。

特に裁判所の管轄連の抗辯訴訟繫屬の抗辯確定裁判既存の抗辯の提出ありたるときは、部に於て先づ此の抗辯に關して辯論を爲すの處置を執ることを得。

第二百五十四條 訴訟の裁判の全部又は一分が繫屬中なる別の訴訟の目的たる或る權利關係又は繫屬中なる他の行政手續に於て認定すべき或る權利關係の存否に繫るときは、部は此の權利關係に關する裁判が確定するに至るまでの間手續を中止せんことを命ずることを得。

かくの如き中止は主參加若は從參加(第十七條)の許否に關する訴訟の場合に於ても申立に依り

部が之を命ずることを得。

關係の訴訟若は行政手續の確定的に完結したるときは、申立に依り又は職權を以て本案に於ける手續を再び受續ぐべし。

第二百五十五條 訴訟の經過中に罪となる行爲の嫌疑を生じ、是が調査及び判決が訴訟にとつて標準的影響を及ぼすものと豫見せらるゝときは、部は訴訟手續の完結するまでの間訴訟を中止せんことを命ずることを得。

訴訟の裁判にとつて重要な證書が偽造せられたるか又は變造せられたるものなること又は主要なる事情に關して訊問したる當事者若は證人又は鑑定人が偽證を爲し、其の供述は部に於て裁判に際して斟酌すべきものと豫見せらるゝことについての嫌疑の事由を生ずるときは、特にかくの如き中止を命ずることを得。

此の刑事訴訟手續が確定的に完結したるときは、申立に依り又は職權を以て中止せられたる本案の手續を受續ぐべし。

第二百五十六條 部は其の爲したる手續若は辯論の分離併合若は中止に關する處置を申立に依り又は職權を以て再び取消すことを得。

第二百五十一條乃至第二百五十五條に依り爲したる處置は、それが手續の中止を命じたる程度に於てのみ上訴を以て之を取消すことを得。

辯論の終結

一〇六

第二百五十七條 部長は部が訴訟事件又は獨立して完結すべき申立にして辯論の行はるゝものが完全な解明せられ且取調べたる證據に基き裁判を爲すに熟するものと認めらるゝときは、辯論を終結したるものと宣言することを必要とす。

辯論は其の終結の言渡までを全體として看做すべし。

辯論は認められたる一切の證據の取調の以前にあつても終結したるものと宣言することを得るも、只決議の爲に必要な一定の記録の到達の不足するに止まる場合に限り、又は受託判事に依つて爲すべき各個の證據の取調のみが未済なるのみに止まり、且當事者双方が此の證據調の結果に關する辯論を抛棄せるか、又は部がかくの如き辯論を無用なるものと認めたる場合にあらざればかくの如き宣言を爲すことを得ず。此の場合に於ては請求されたる記録又は證據調記録の到達したるときは、更めて口頭辯論を命ずることなくして裁判所に於て裁判を言渡すべし。

第二百五十八條 部は裁判の目的の爲に主張したる事項の解明若は補充、又は部が辯論の終結後に至つて初めて證明の必要ありと認めたる事實の證明に關する究明の必要なること判明したるときは、既に終結したる辯論の再開を命ずることを得。其の外第二百五十七條第三項の場合に於て部が證據調記録の到達後證據調の結果に顧み、又は當事者双方が證據調に際して爲したる意思表示を斟酌するに於て更に辯論を爲すの必要ありと認めたるるとき亦同じ。

第二百五十九條 第二百四十四條乃至第二百五十八條に於て部長及び部に與へたる權限は區裁判所の手續に於ては訴訟事件の口頭辯論を指揮する單獨判事にも屬す。合議裁判所に於ける單獨判事についても亦同じ第六條。

手續規定の違反の場合に於ける責問

第二百六十條 手續及び特に訴訟行爲の形式を規律する規定に對する違反は、抗告を爲すの權利を有する當事者に於て直に之を主張すべし。抗告を爲すの權利を有する當事者が違反を知りたりしに拘らず、又は必然的に違反を知らざるべからざりしに拘らず此の違反を責問することなくして事件に於て更に辯論を爲すに應じたるときは、此の違反に關してはもはや異議を申立つることを得ず。前項の規定は當事者が抗告を抛棄したる場合にあつても遵守すべき規定の違反ありたる場合には之を適用せず。

口頭辯論中に責問の行はれ且辯論の際直に主張せられたる違反を除去することに依つて責問に應ぜざりしときは、之を記録に記載すべし。

第三節 法廷警察

第二百六十一條 合議裁判所に於ける口頭辯論の場合にあつては、部長は秩序の維持に配慮することを必要とす。

部長は不相當なる舉止に依つて辯論を妨害する者に秩序の維持を警告し、秩序を維持するに必要なる處置を爲すの權利を有す。

第二百六十二條 賛成又は不賛成の意を表することを禁止す。

警告を與へたるにも拘らず辯論を妨害したる者は、辯論より退斥せしむることを得。辯論に關與せる者の退斥は豫め退斥を警告し、かくの如き處分の法律上の結果について諭示を爲したる後にあらざれば之を命ずることを得ず。

特に當事者に對しては其の退斥せしめられたる結果懈怠に基く判決又は第四百九十五條に依る判決を言渡さるゝことあるべきことにつき注意を促すことを必要とす。

辯論に關與したる者が退斥せしめられたるときは、申立に依り此の當事者が任意に退斥したると同様の方法に於て處置を爲すことを得。

第二百六十三條 辯論に際し重大なる不作法、特に裁判所の部員、當事者代理人、證人若は鑑定人に對して侮辱の行爲を犯したる者には、部に於て六百デイナー以下の秩序罰を科することを得。此の罰は刑事裁判上又は懲戒上の責任を阻却することなし。

秩序及び靜謐を維持する爲に爲したる部長の命に違反したる者は、三日以下の拘留に處することを得。

第二百六十四條 訴訟代理人が辯論の妨害第二百六十二條又は不作法若は侮辱(第二百六十三條)の行

爲を犯したる者に對しては、部に於て譴責又は千二百デイナー以下の罰金に處することを得。

前項の訴訟代理人が不當なる振舞を續行するとき、又は秩序若は靜謐の維持の爲に爲したる部長若は部の命に違反したるときは、部は其の發言を禁止し、必要な場合には別の訴訟代理人を選任せんことを當事者に催告することを得。別の訴訟代理人の選任が直には行はれざるときは、職權を以て期日を延期すべし。徒爾に終りたる期日及び延期の費用は責任ある訴訟代理人に於て之を支辨す。困難なる事情を存するときは、訴訟代理人が辯護士若は辯護士試補なるときは、其の外事案を其の主管懲戒官廳に移付することを得。

第二百六十五條 前條の規定に依り爲したる決定は、即時に之を執行することを得。合議裁判所に於ける手續中に於ては辯論に關與したる者の退斥は、部の決定を以てするに非ざれば之を科することを得ず。

第二百六十六條 刑事事件に於て軍法會議の管轄に服する者が第二百六十三條に依り罰すべき行爲を犯したるときは、裁判所が其の之に對して科したる罰金の外刑事裁判上若は軍紀上の責任をも問ふことを必要とするものと認むる以上は、部長は之を主管軍事官廳に通知することを必要とす。

第二百六十七條 本節に於て部長及び部に附與したる權限は其の面前に於て口頭辯論の行はるゝ單獨判事にも屬するものとし、其の面前に於て行はるゝ辯論及び證據調の場合並に口頭辯論外に於て職務行爲を履行したる場合にあつては、受命判事及び受託判事にも屬す。

第四節 罰 則

第二百六十八條 秩序罰は六百ディナールを超ゆることを得ず、また其の辯護士に對して科せらるゝ場合に於つては千二百ディナール、また放恣に對する罰 *Mutwillensstrafe* は三千ディナールを超ゆることを得ず。

罰金の納付不能の場合にあつては罰金は拘留に換刑すべし。拘留の期間は裁判所に於て定むるを要す。然れども拘留は十日を超ゆることを得ず。

罰金が辯護士、辯護士試補、公證人、公證人試補又は公務員たる訴訟代理人にして其の訴訟代理人としての其の職務の執行に關與したる者に對して科せらるゝ場合に於つては、之を拘留に換刑することを得ず。

處罰命令 *Strafverfügung* は職權を以て之を執行すべし。

第五節 調 書

辯論調書

第二百六十九條 裁判所に於ける口頭辯論については、其の何れの口頭辯論に關しても調書辯論調書を作成すべく、調書には本法に依つて特に規定せられたる事項の外、特に左の諸件を記載することを

必要とす。

(1) 裁判所の名稱、判事書記並に通事の立會はしめられたる場合に於つては通事の氏名、辯論の時及び所の表示、判決裁判所に於ける辯論の場合にあつては辯論を公行したるや又は公行を停めたりしやの開示。

(2) 當事者及び其の代理人の氏名並に訴訟物の簡單なる表示。

(3) 當事者又は代理人若は訴訟代理人として辯論に出頭したる者の氏名。

第二百七十條 最初の期日又は最初の口頭辯論の際、第五百三十六條第一項第一段(原告の申立に依り懈怠に基く判決又は拋棄若は認諾に基く判決の言渡ありて、此の判決が第五百十六條の意味に於て備考 *Vermerk* に依つて固執せらるゝときは、此の判決に關する備考は辯論調書に代る。

原告は第二百七十五條の意味に於て此の備考の内容に對して異議を申立つることを得。

第二百七十一條 普通の記載、第二百六十九條の外調書には左の諸件を掲ぐべし。

(1) 訴の請求の制限若は變更、責任若は責任の一部の明示的の承認、又は主張せられたる請求若は其の一部の拋棄、又は上訴の拋棄を包含する當事者の陳述並に當事者の一方の申立てられたる宣誓訊問に關する陳述。

(2) 辯論中に當事者双方より提出したる申立にして裁判所の容れざりしもの又は期日の終結するまでに當事者の取下げざるものにして本案に關するとき又は訴訟の進行若は裁判にと

つて重要なるとき。

(3) 辯論に際し言渡したる裁判並に部長の處分にして上訴を許すもの。

本條第一號及び第二號に記載したる陳述及び申立は特別の書面に於ても附屬書類として之を調書に添付することを得。此の場合に於ては是等の陳述及び申立は辯論調書には登載すべからず。

かくの如き書類に對しては特別の費用を請求することを得ず。

言渡されたる裁判を言渡と同時に書面に認めて調書に添付したるときは、言渡されたる裁判をも調書に登載すべからず。

第二百七十二條 口頭辯論に關する調書中には、何れの調書にあつても辯論の經過の概略を識認せしむるに足る記載の外、事實に關する當事者双方の主張の内容を簡潔明瞭に説明して登載すべし。

更に調書には争ある陳述につき當事者双方の申出でたる證據方法を記載すべし。裁判所は申立に依り又は職權を以て事實に關する主張又は證據の申出の若干の部分を詳細に調書に掲載せんことを命ずることを得。

同一日中に辯論を終局まで導くことを得るときは、各個の期日につき同日中に提出せられたる所のものを各別に調書に記載すべし。

第二百七十三條 事實に關する主張及び證據の申出の内容を記載するに當つては成し得る限り準備書面準備手續の記録並に證據決定の正本中に於ける事實關係の説明(第三百七十三條を援用すべし。

準備書面又は準備手續の記録を存するときは、口頭を以てする陳述と書面を以てする陳述との間の一切の重要な相違の調書に錄せらるゝを以て足る。

當事者の演述を一々調書に錄取するを許さず。辯論調書の草稿を認むべからず。

當事者が調書の錄取に關與することを拒絶するも、調書の作成を妨げず。

第二百七十四條 第二百七十二條に規定したる調書の錄取は、部長又は辯論を指揮する單獨判事が當事者の辯論の終結後遅滞なく當事者双方の面前に於て(第二百七十三條第四項)其の陳述より生ずる事實關係を簡單明瞭に説明し、成るべく訴訟記録の内容を援用して調書に掲載する方法に於ても之を爲すことを得。

辯論資料の範圍又は其の他の事情を辯論の經過中に既に調書を以て確定することが必要若は適當なりと認めらるゝときは、辯論の各部分の内容(第二百五十二條及び第二百五十三條)を要約して調書に記載する方法に於ても調書の錄取を行ふことを得。

第二百七十五條 錄取したる調書は査閲の爲之を當事者双方に呈示し、又は之を朗讀し、當事者双方に於て之に署名することを必要とす。調書を閱覽し又は朗讀を受けたる後辯論の内容の説明が辯論の事實上の經過と一致せざる點につき注意を促すことを當事者双方に許す。

裁判所にとつて必要と認めらるゝ調書の内容の訂正は調書の附録に依つて之を爲すことを要す。

一一三

當事者双方の陳述が斟酌せらるゝことなきときは、當事者双方は辯論調書の關係の記載に對して異議を申立つることを得。

何れかの事由に因り當事者の一方が調書の各個の記載に對して異議を申立てたるときは、調書の附録中に於て調書の錄取に對して如何なる異議の申立ありたるやを記載すべし。

辯護士が當事者を代理するに當つては、異議は附録として調書に添付すべき簡單なる書面を提出することに依つて確認せられんことを裁判所に於て指圖することを得。

第二百七十六條 當事者が全然署名することを得ざるか、又は拇印 *Handzeichen* を以てするに非ざれば署名する能はざるときは、裁判所書記に於て其の氏名を調書に附記すべし。

調書の作成に先だつて當事者が退斥せしめられたるとき、又は當事者が調書に署名することを拒みたるときは、當事者の主張したる事由と併せて之を調書の附録中に記載すべし。

調書には部長又は辯論を指揮する單獨判事、裁判所書記及び通事が辯論に立合ひたるときは、通事に於て署名することを要す。

部長差支あるときは、其の代りに官等の最も高き部員に於て之に署名す。

第二百七十七條 調書の錄取に關する決定及び辯論を指揮する單獨判事の命令に對しては獨立して上訴を爲すことを得ず。

合議裁判所の部の手續に於て關係を有する決定及び部長の命令に對して異議の申立ありたると

きは、部は之について裁判を爲すを要す。部の此の裁判に對しては獨立して上訴を爲すことを得ず。

第二百七十八條 當事者の一方の明示的の異議を存するにあらざる以上は、前條の規定に従つて作成したる調書は、辯論の経過及び内容に關して充分なる證據を與ふるものとす。

口頭辯論につき規定したる形式の遵守は、調書を以てしてのみ之を證明することを得。

調書を以てする錄取の證據力は判事の更迭に依つて其の效力を妨げらるゝことなし。

第二百七十九條 或る期日に際し第三百七十三條第三項の意味に於ての證據決定を爲すの必要を生

じ、一日のみの期日を以て辯論を閉づべからざるときは、此の期間後直に作成すべき證據決定の正本中に事實關係に關する當事者の提出事項を收容することを得るものとし、此の場合に於ては當事者の提出事項の調書への錄取を見合はすことを得。

此の證據決定の正本は之を當事者双方に送達すべし。當事者の事實に關する提供及び證據に關する提供に關し證據決定中に不實の記載を存するときは、此の不實の記載に對しては當事者双方は次の辯論期日に異議を申立つることを得。此の異議は辯論調書中に登載し、又は簡單に文書に作成して調書に添付すべし(第二百七十五條第四項及び第五項)。

辯論外に於て作成したる調書

第二百八十條 口頭辯論外に於て作成したる調書は第二百六十九條中に掲げたる記載事項並に第二百七十一條に依り爲すべき確認と併せて職務行爲を簡單に説明し、且訴訟當事者及び關係第三者の

事實に關する提供の内容の摘示を掲ぐるを要す。第二百七十二條乃至第二百七十八條の規定は此の調書にも適用す。

調書の内容

第二百八十一條 辯論調書の内容及び其の附屬書類並に訴訟の經過中に受命判事若は受託判事に於て作成して判決裁判所に提出したる調書及び其の附屬書類の内容は職權を以て之を斟酌すべし。當事者双方が受命判事若は受託判事の爲したる職務行爲に立合はざりしときは、第二百五十七條第三項の規定の適用せられざる以上は、裁判を爲すに先だち口頭辯論に於て關係の職務行爲の結果及び到達したる記録の記載について意見を述ぶるの機會を當事者双方に與ふべし。

第六節 和解

第二百八十二條 裁判所は口頭辯論に際し申立に依り又は職權を以て訴訟の好意的解決 *stille Beilegung* 又は各個の争點についての和解の招來を試むることを得。和解が成立せるときは其の内容を辯論調書中に掲載すべし。

當事者双方は受命判事若は受託判事をして和解を試みしめ、其の成立せる場合に調書を作成するを得しめんが爲に、相互承諾の上にて受命判事若は受託判事に事件を附託せしむることを得。當事者の一方の和解の提案又は和解辯論の繫屬の故を以て如何なる程度まで辯論の受繼若は續

行を延期することを得べきや、第九十二條及び第九十八條の規定に従つて判斷すべし。

第二百八十三條 裁判上の和解に於ては權利關係の認諾又は給付、忍容若は不作爲の義務の負擔は合意したる宣誓を爲すや否や *Ablegung eines vereinbarten Eides* に繫らしむることを得。

宣誓は係争事實に限り目的と爲すことを得。和解に於ては宣誓を爲すべき期日、又は少くとも宣誓義務ある當事者に於て此の期日の指定を請求するを要する期間を定むることを必要とす。

宣誓は和解中に於て擧示したる裁判所の長官に於て宣誓を徴するの命を與へたる判事の面前に於て之を爲す。

第二百八十四條 當事者双方の請求ありたるときは其の費用を以て辯論調書の正本を當事者双方に付與すべし。

和解に依つて宣誓を合意したるときは、之を申請したる當事者には宣誓に關して作成したる調書の謄本又は宣誓が行はれたりしこと若は行はれざりしことの裁判所の認證をも付與すべし。

第七節 記 録

第二百八十五條 各當事者は其の申立を理由付くる爲に相手方の申出 *Veranlassung* に依りて自己に送達せられたる書類をも援用することを得。此の書類が滅失して其の一通も裁判所に存在せざる

ときは相手方は此の當事者に此の當事者の費用を以て自己の手中に在る關係の書類を閲覽し其の
謄本を作成するを許さんことを請求することを得。

第二百八十六條 當事者双方は判決及び決定案、裁判所の評議及び表決に關する調書及び懲戒上の處
分を包含する書類を除き、裁判所に存する自己の訴訟事件に關する一切の記録を閲覽することを得
へく、また自己の費用を以て是が謄本を作ることを得。其の演述を準備する爲當事者双方に準備手
續の調書及び記録の閲覽を許すべし。

當事者双方の承諾ありたるときは第三者も亦訴訟記録を閲覽し、是が謄本を作ることを得。かく
の如き承諾を存せざるときは、裁判所の長官は第三者が權利上の利益を疏明せるの程度に於て第三
者にかくの如き閲覽及び謄本の作成を許すことを得。

當事者の一方が裁判所に交付したる書類は、保管の目的が消滅したるときは、其の請求に依り再び
此の當事者に還付すべし。

第四章 送 達

第二百八十七條 送達は本法に別段の規定を存せざる以上は職權を以て之を爲す。

第二百八十八條 送達は原則として郵便に依つて之を爲し、其の他廷丁に依り、市町村長の仲介に依り

又は警察官廳を通じて之を爲すべし。

各個の裁判所が送達の爲に如何なる機關を使用すべきや及び本法の規定に添はんが爲には如何
に送達を爲すことを必要とするや、並に送達人が規定に従つて職務を執行せざる場合には如何なる
處置を爲すを要するやは、命令の方法に於て之を定む。

廷丁、市町村長、及び警察官廳は其の管轄區域内に於てのみ送達を爲すことを得。

送達方法を指定するは送達すべき裁判を爲したる裁判所、又は送達すべき書面の提出せられたる
裁判所又は送達すべき調書を作成したる裁判所の任とする所とす。此の裁判所は送達に關して必
要なる處分が直接送達を施行する官廳の擔任に屬するにあらざる以上は、かくの如き處分を爲すこ
とを必要とす。合議裁判所にあつてはかくの如き處分は訴訟事件の配當を受けたる部の部長に於
て之を爲すことを得。

第二百八十九條 數人の關係者が共通の代理人を有するときは、送達すべき書類の一通を此の代理人
に交付するを以てすべての代理人に對して送達を施行したるものと看做す。

一人の關係者に送達を受領するの權を有する數人の代理人を存するときは、是等の代理人中の一
人に送達すべき書類の一通の交付ありたるときは、送達は施行せられたるものと看做すべし。

本條の規定は書類若は調書の附録の送達すべき謄本に關しても之を適用す。
第二百九十條 現役中なる軍人に對する送達は其の直接の上級司令官憲を通じて之を爲すことを要

軍衙又は軍用の廳舎に於て送達を爲すことを必要とするときは、前以て此の廳舎の司令官に通知したる後直接之に向つて爲すことを要す。

第二百九十一條 當事者が或る訴訟につき訴訟代理權を付與したるときは、此の訴訟代理權の消滅するまでは、第三百三十八條此の訴訟に關する一切の送達は、此の訴訟代理人のみに向つて之を爲すことを要す。

商業の經營に關する訴訟事件に於ては、經營主に對する送達は、業務代理人に對しても之を爲すことを得。

送達代理人

第二百九十二條 受訴裁判所の地に居住する者に、訴訟關係者の一人に宛てたる書類を受領するの權を付與したるときは、送達は此の者に對して爲す。

數人の關係者の送達代理人には關係者が存在する丈の通數の送達すべき書類を交付するを要するも、各附屬書類の謄本各一通を送達するを以て足る。

第二百九十三條 當事者又は其の訴訟代理人に直接送達を爲すときは、著しく手續を遅延せしむるの虞あるときは、單獨判事又は部長は申立に依り又は職權を以て當事者の一方に一定の期間内に受訴裁判所の所在地に居住する送達代理人一人を指名せんことを命ずることを得。

かくの如き命に對しては獨立して上訴を爲すことを得ず。

第二百九十四條 當事者が裁判所の命に反して送達代理人を選任せざるとき、送達代理人を見出すこと能はざるとき、又は送達代理人が其の任務を引受けざるときは、最後に知れたる當事者の所書を以て書留の信書として書類を郵便に附することに依つて、爾後の一切の送達を施行することを得。郵便物が配達不能として還付せられたる場合にあつても、送達は郵便に附することに依つて既に行はれたるものと看做す。

郵便に依る送達が許されざる場合に、送達代理人を指名する爲に當事者に與へたる期間を徒過したるときは、此の當事者に向つて今後は此の當事者に宛てたる書類は送達の行はれたるの效力を以て裁判所に預託する旨を通知すべし。

第二百九十五條 共通の代理人を有せざる共同訴訟人は、特に原告としては、最初の訴訟行爲を爲すに當つて受訴裁判所の所在地に居住する共同の送達代理人一人を裁判所に指名することを必要とす。共同訴訟人は其の中の一人が受訴裁判所の所在地に居住せざる場合にあつても、此の事件に於て受訴裁判所たる第一審の合議裁判所の管轄區域内又は其の管轄區域内に受訴裁判所として干渉する區裁判所を存する第一審の合議裁判所の管轄區域内に居住する場合にあつては、共同訴訟人中の一人を共同の送達代理人に選任することを得。

共同訴訟人が適時に前項の委任に應ぜざるときは、相手方の申立に依り共同訴訟人の爲に其の危

險及び費用を以て受訴裁判所の所在地に共同の送達代理人を選任すべし。此の決定に對しては獨立して上訴を爲すことを得ず。

かくの如き決定は訴訟事件の配當を受けたる部の部長の爲す所とす。第二百九十六條 從參加人の附隨したる主たる當事者第二百一十一條は從參加人の同意を得て他の共同の送達人代理人を裁判所に於て選任したるにあらざる以上は第二百九十五條第二項及び第三項、共同訴訟人として取扱ふべき從參加人の送達代理人と看做す。

第二百九十七條 各個人の爲に選任したる送達代理人は自己に送達せられたる本人に宛てたる書類を隨時遅滞なく本人に送付するを要す。

共同の送達代理人も亦自己の受領したる書類を自己に於て送達を代理したる本人に隨時遅滞なく送付し、自己の保管すべき附屬書類の謄本の閱覽並に是が謄本の作成を本人に許すことを必要とす。

送達の場所及び時

第二百九十八條 送達は送達を爲すことを必要とする場所(送達地)に於て、原則として受領者の住居事務所、工場又は書齋に於て之を爲すことを必要とす。然れども受領者に對して爲したる送達は、其の何れの地何れの時に於て行はれたるを問はず效力を有するも、受送達者が次項に依つて自己の有する權利に基き受領を拒みたるときは此の限にあらざらず。

前項に記載したる場所以外の場所に於ける送達並に日曜、祝祭日又は夜間に於ける送達は、裁判所の明示的の許可を以てするにあらざれば之を爲すことを得ず。此の許可は合議裁判所にあつては事件の配當を受けたる部の部長に於て之を附與することを得。此の決定に對しては不服を申立つることを得ず。此の許可は送達すべき書面上又は封筒に於て送達を爲す場合にあつては封筒上に記載すべし。かくの如き許可を存せざるときは送達を受くべき者は此の書面を受領するの義務を負はず。日曜及び祝祭日に於ける送達の前掲の制限は郵便を以てする送達には適用せず。

第二百九十九條 送達を受くべき者が其の住居に居合はせざるときは、居合せたる成年の同居人にして送達人に於て其の家庭に屬するものなること、又は此の家庭に勤務するものなることを知れる何人に適法に送達を爲すことを得。

前項の同居人も居合せざるときは、送達すべき書類は受送達者と同一の家屋内に居住する賃貸人若しは家屋の管理人が受取を諾するときは是等の者に之を手交することを得。

工場、營業所又は事務所に於て送達を爲すことを必要とするに拘らず送達を受くべき者がそこに居合はせざるときは、送達人に於て此の家庭に屬するか又は其處に従業する者なることを知れる、そこに居合はせたる成年者に對して送達を爲すことを得。

然れども家族、同居人、使用人、其他が送達の行はるべき者の相手方として訴訟に關與せるときはかくの如き送達を許さず。

第三百條 送達が直接送達を受くべき者に對しても、はたまた第二百九十九條の規定に依つても之を實施することを得ざる場合に於て、郵便に依つて送達を實行することを得べかりしときは送達人は送達すべき書類を送達地の郵便局第二百九十八條に、他の一切の場合に於ては送達地の市町村役場に豫託することを要す。送達人は此の點についての通知書を成年者一人の面前に於て認め、住居、營業所、工場若は事務所の扉に貼付するを要するものとし、此の成年者は通知書に署名することを必要とす。然れども此の成年者が無筆なるときは、送達人自身に於て之に署名す。

送達人は此の通知書中に貼付の日を記載することを必要とす。送達人は此の通知書に署名することを必要とす。送達は規定に従つて通知を貼付し、又は書類を預託することに依つて施行せられたるものと看做す。

前項の方法に於て爲したる送達については裁判所に通知することを必要とす。通知の毀損若は滅却は通知の效力を左右することなし。

第三百一條 民事訴訟に際し國を代表するの權を有する公の機關、又は其の他の官廳、地方團體、社團、營造物及び其の他の權利の主體にして自然人にあらざるものは、各個の場合に於て別段の規定を存するにあらざる以上は、前掲の受送達者に宛てたる書類を受領するの任を與へられたる官吏又は雇員に向つて爲すべし。

送達人がかくの如き官吏又は雇員を見出すこと能はざるときは、送達人は當該の官公署、當該の事務所又は營業所に於て見出したる受送達者の使用人の何人に對しても送達を爲すことを必要とす。

訴狀の送達

第三百二條 訴狀は被告、訴狀を受領するの權利を有する被告の代理人自身の手を送達することを必要とし、又は或る人の商業上の取引に關する訴訟に於ても訴へられたる商店の業務代理人の手に之を送達することを必要とす。

かくの如き送達を爲すこと能はざるときは、送達を受くべき當事者に向つて通知書を以て、是亦通知すべき一定の日一定の時刻に其の住居、營業所、工場若は事務所に送達の受領の爲に居合すべきを催告すべし。此の通知は前記の場所に差置き、其の閉鎖されたる場合に於ては成年者二人の面前に於て之を入口に貼付し、此の成年者に於て署名することを必要とす。是等の成年者が無筆なるときは送達人に於て之に署名す。當事者が此の催告に従はざるときは、第三百條の意味に於て處置を爲すべし。

此の通知を毀損し若は滅却するも送達に影響を及ぼすことなし。第三百三條 郵便に依り又は廷丁を以て送達を爲すべき所なれども、送達地の非常に隔絶せるの故を以て又は送達地に接近することが非常に困難なるの故を以て、直に更めて送達を爲す能はざるべきときは、訴狀は最初に試みて失敗に終りたる送達後直に市町村役場に之を交付し、市町村役場をして

被告に送達を爲さしむることを得。

かくの如き方法を以てするも訴狀を市町村役場に交付したる後四週間に被告又は其の権限ある代理人の手に送達を爲すこと能はざるときは、第三百條に依り送達すべき訴狀は送達が行はれたるの效力を以て市町村役場に豫託すべき旨を通知すべし。市町村役場は前掲の期間の満了後被告の住居營業所、工場若は事務所の扉に通知書を貼付することに依つて此の通知を爲すことを要す。

かくの如き通知の行はるゝ日は送達の日と看做す。必要の場合には送達すべき訴狀を送達の爲市町村役場に交付するの権限は、訴狀の送達を命ずるに當つて既に之を附與すべし(第二百三十八條)。

第三百四條 前二條の規定は、法律の規定に依り訴狀の送達について制定したる規定に従つて爲すべき一切の送達についても之を適用す。

受領の拒絶

第三百五條 其の者に對して送達を有効に爲すことを得べき者が法定の事由あるにあらずして自己は受領を拒む旨を表示したるときは、送達人は送達すべき書類を送達の場所に差置るか又は其の不可能なる場合には之を郵便局又は市町村役場に預置き且此の旨を送達證書に記載す。差置又は預置は送達の效力を有す。

送達證書

第三百六條 送達證書とは送達を命ぜられたる者が送達の施行を證明する書類を謂ふ。

何ものかの手交を受けたる者は送達證書に署名することを必要とす。此の者が署名を爲すこと能はざるときは、送達證書に拇印を押捺するを要するものとし送達人は文字ある證人の面前に於て之に署名し、尙ほ此の證人も亦送達證書に署名することを必要とす。

受取人が送達證書に署名せんとせず、また拇印を押捺せんとせざるときは、送達人は之を送達證書に記載す。

尙ほ送達人は各送達證書に署名し、受送達者に於て既に之を爲さざる以上は、送達の年月日と場所とを記載することを必要とす。

住居の變更

第三百七條 訴訟中に住所若は住居を變更したる當事者は、之を裁判所に通知することを要す。當事者の代理人又は送達代理人についても亦同じ。

此の通知を懈怠し、住居の變更の結果是等の者に出會ふ能はざるときは、此の訴訟事件に關する他の一切の送達は第三百條第一項に於て必要とせる告知に代ふるに同一の家屋内に居住する賃貸人又は其の選任に係り且其の家屋内に居住する家屋管理人に對する口頭の通知を以てするの標準を以て、第三百條の規定に従つて之を爲すべし。

直接の手交

第三百八條 送達すべき書類が尙ほ送達を實施すべき裁判所又は官公署内に在るときは、受送達者が其の必要とする所に應じて自己の同一性 *Nämlichkeit* を證明するときは、受送達者は是等の官公衙に於て直接書類を受取ることを得。

受取證 *Empfangsbekundigung* は訴訟書類に添付す。

第三百九條 送達を受取るべき者の居所が不明なることの疏明ありたるときは、第三百七條の規定を適用することを必要とせざる以上は、申立に依り公告を以て送達を爲すことを得。

前項の申立に關する裁判は、申立が口頭辯論の際提出せられたるに非ざるときは、豫め口頭辯論を経ることなくして之を爲し、合議裁判所の手續に於ては訴訟事件の配當を受けたる部の部長に於て之を爲す。

公告に依る送達は送達すべき書類を受訴裁判所の掲示板に貼付することに依つて之を爲す。

裁判所が公告を許可するに當つて更に長き期間を定めたるにあらざるとき又は送達を受くべき者が期限前既に裁判所に書類の受取を申出でたるにあらざるときは、貼付を爲してより三十日を経過せるときは此の書類は送達せられたるものと看做すべし。送達の効力は期限前に裁判所の掲示板より掲示を剝離し若は之を毀損することに依つて妨げらるゝことなし。

財産管理人に對する送達

第三百十條 居所の不明なるに因り公告を以てするにあらざれば送達を爲すことを得ざる者の爲には、是等の者に宛て、爲すべき送達の結果是等の者が或る訴訟行爲を爲すことを必要としたりしとき及び特に送達すべき書類が此の者の呼出状を包含するときにあつては、裁判所は申立に依り又は職權を以て財産管理人を選任するを要す(第百十條第三項)。

第三百十一條 財産管理人の選任其の氏名及び住所及び送達すべき書類の内容の簡單なる開示は受訴裁判所及び訴訟事件の表示と共に指令 *Befehl* を以て之を公示すべし。此の指令は財産管理人を任設せらるゝ本人は其の裁判所に出頭し又は訴訟代理人を指名するに至るまでの間、其の危険と費用とを以て此の財産管理人に依つて代理せらるゝ旨の注意を掲ぐることを要す。

前項の指令は訴訟裁判所 *Strafgericht* の掲示板に貼付し、裁判所の公の告示を公告する爲に定めたる新聞紙上に一回丈掲載すべし。具體の場合に適當と認められ且不相當に多額の費用を伴はざるときは、申立に依り又は職權を以て指令は他の新聞紙上にも掲載せんこと又は數回に互つて掲載せんことを命ずることを得。此の命に對しては上訴を爲すことを得ず。

合議裁判所の手續に於ては此の命は、訴訟事件の配當を受けたる部の部長に於て之を爲す。

第五百四ノール以下の訴訟事件に於ては、新聞紙に掲載する代りに其の土地に普通に行はるゝ方法に於て、通知を爲すことを得。

第三百十二條 送達は掲示を爲し且書類を財産管理人に送達することに依つて行はれたるものと看

做す。公告及び財産管理人任設の費用は、其の訴訟行為に因つてかくの如き事項を促したる當事者に於て之を支辨すべきものとし、尙ほ賠償の請求を妨ぐることなし。

治外法權享有者に對する送達

第三百十三條 治外法權を享有する者又は治外法權享有者の住居内に居住する者に對して送達を爲す爲には、裁判所は外務省に請求することを必要とす。

前項の方法に於て送達を爲すこと能はざるときは、訴訟事件の繫屬する裁判所は、申立に依り又は職權を以て此の者に、財産管理人一人を任設することを必要とす(第百十條)。

財産管理人は自己に交付せられたる書面の内容、訴訟裁判所及び訴訟事件を開示して送達を受くべき者に自己の任設を遅滞なく通知し、此の者が自身に出頭し若は訴訟代理人を指名するまで此の者に代つて訴訟手續に關與することを必要とす。然れども第三百九條若は第三百十條の條件を存するときは、第三百九條若は第三百十條の意味に於ての公告を申請すべし。

財産管理人の任設及び公告の費用に關しては第三百十二條第二項を適用することを必要とす。

(2) 外國に於ける送達

第三百十四條 外國に居住し且此の外國に於て治外法權を享有するセルボク、クロアット、スローウェン王國の國民に對する送達は、裁判所の請求に依り外務省を通じて之を爲す。

第三百十五條 外國に居住し且前條に記載したる者に屬せざる者に對する送達は、主管外國官廳に對する囑託に依つて爲すものとし、此の場合には各個の國につきて設けたる特別の規定を遵守すべし。

送達を爲すことを得べかりし期間内に送達の行はれたることについての證明書が到達せざるときは關係當事者は公告に依る送達又は第三百十條に所謂財産管理人の任設を申請することを得。

外國に於ける送達が試みたるも徒爾なりしとき、又は外國官廳が囑託に應ぜず且司法上の共助をも爲さざること疑を容れざるときにあつても亦前項に同じ。

第三百十六條 合議裁判所にあつては訴訟事件の配當を受けたる部の部長に於て第三百十三條乃至第三百十五條に依つて爲すべき囑託を爲す。

是等の場合に於ては送達は受託官廳の證明書又は其の行はれたる送達に關する通知書に依つて之を證明す。囑託書には送達を證明する根據となる送達證明書をも添付することを得。

第五章 祝祭日及び裁判所の休暇

第三百十七條 遅延するに於ては危險を存する場合にあらざれば日曜及び祝祭日に期日を定むることを得ず。

何れの日を宗教上及び法定の祭日と看做すことを必要とするやは、命令を以て之を定む。第三百十八條 裁判所の休暇中は休暇事件 *Ferialsachen* に於てのみ期日を開き、裁判を言渡す。然れど

も裁判所の休暇は執行手続には關係せず。

左の事件を休暇事件とす。

(1) 手形訴訟及び小切手訴訟。

(2) 開始したる工事の際に於ける労働の續行に關する訴訟。

(3) 訴の請求が事實上の占有状態の保全及び回復のみを目的とする場合に占有状態の妨害に關する訴訟。

(4) 使用賃貸借若は利益賃貸借の目的物、住居若は其の他の場屋並に第六百七十一條に掲げた契約を以て經營に引渡されたる農業土地の解約申入、引渡及び引取に關する訴訟。

(5) 雇主と労働者又は其の他の雇傭關係に在る者との間、家屋の所有者と管理人との間、農場經營主若は山林經營主と其の助業者又は日傭労働者との間、鑛業經營主及び其の他の一切の傭主と其の役使する鑛夫長、鑛夫取締、労働者若は徒弟との間の雇傭契約及び賃銀契約並に海員雇傭の雇傭關係に基く訴訟。

(6) 旅館飲食店の主人、船長、筏師又は荷馬車運送人と其の客人、旅客又は委任者との間の相互の雇傭關係に由來する義務に關する訴訟。

(7) 證據保全の申請。

(8) 強制執行及び保全處分法第三十四條乃至第三十六條に掲げたる訴訟。

(9) 假處分の許可、制限若は取消に關する申請。

第三百十九條 裁判所長は前條に列擧したる事件の外其の他の事件も敏速なる解決を必要とする以上は具體的の場合につきて之を休暇事件として宣言することを得るものとし、特に婚姻外の子の父たる身分に關する訴訟、私生の父が法律上私生の母及び子に對して有する義務に關する訴訟並に法律上當然或る人に歸屬する扶養料の提供に關する訴訟にして此の訴訟が休暇事件に屬せざる他の訴訟と結合するにあらざるものを然りとす。裁判所長は此の處分に對しては上訴を以て不服を申立つることを得ず。

第三百二十條 或る期間の進行中に裁判所の休暇の開始せらるゝとき又は或る期間の始期が裁判所の休暇中にあるときは、期間は裁判所の休暇の全期間又は其の殘餘の期間丈伸長せらるゝものとす。裁判所の休暇は休暇事件に於ける期間の始期又は終期、懈怠若は不作爲に由る判決に對する上訴に基く手續に於ける不變期間、又は認諾に基く判決に對する上訴に基く手續に於ける不變期間、原狀回復の申請の提出に關する期間並に支拂命令手續に於ける異議の申立に關する期間には影響を及ぼすことなし。

第三節 第一審の合議裁判の手續

第三部 第一審の合議裁判所に於ける手續

第一章 判決までの手續

第一節 訴狀、答辯書、準備手續及び口頭争訟手續

訴狀

第三百二十一條 訴狀は準備書面を以て提出すべきものとし此の準備書面には一定の請求を掲げ、本案及び附帶の案件に於ける原告の請求の理由となる事實を一々簡潔完全に記載することを要す。其の外原告が自己の事實上の主張を證明する爲に口頭辯論に際し使用せんことを意圖せる證據方法をも一々精確に表示すべし。訴を受けたる裁判所の管轄又は構成(第六條第一項)が訴訟物の價額に依つて左右せらるゝときは、訴訟物の價額に關する必要な記載をも訴狀中に掲ぐべし。訴が商業裁判權、海事裁判權又は鑛業裁判所の目的物に關するも獨り此の特別裁判權のみに止まらず普通裁判權も歸屬する裁判所に提出せらるゝときは裁判所を表示するに當つて商業部又は鑛業部に於て此の訴訟事件を辯論せられんことを申立つる旨を記載すべし。其の他の點に於ては訴狀には準備書面に關する一般の規定(第七十八條以下)を適用す。

第三百二十二條 一個の訴は同一の被告に對する數個の請求を包含することを得。然れども是等數個の請求が同一の事實上若は法律上の原因(第五十條第一段)に基かさるときは、かくの如く數個の請求を一個の訴に併合するは、受訴裁判所がすべての請求につき事物並に土地の管轄を有する場合にあらざれば之を許さず。然れども此の場合に於ては受訴裁判所がすべての請求の金額に關しても事物の管轄を有することは必要ならず。然れどもそれ／＼の場合に於て各個の請求につき同種の手續の規定せられあることを必要とす。

第三百二十三條 權利關係、權利若は證書の眞否の成るべく迅速に裁判所の裁判に依つて確認せらるゝことにつき原告が一定の權利上の利益を有する場合には、權利關係若は權利の成立若は不成立の確認證書の眞正の承認、又は其の不眞正の確認を訴を以て請求することを得。第三百二十四條 左の申立は訴狀中に於て既に之を提出することを得。

(1) 原告に於て舉證の必要ありと認むる被告の占有中なる、精確に表示すべき或る種の證書、報告物又は檢證物を辯論に携行せんことを最初の期日の爲にする呼出に際し、又は口頭争訟辯論への呼出に際して被告に命ぜられんこと。
(2) 證據調に必要なものと豫見せらるゝ官公署若は公證人(第二百四十七條第三號)の許に保管せらるゝ證書、報告物又は檢證物にして精確に表示すべきものを最初の期日又は口頭争訟辯論の爲に適時に取寄するに必要な處置を爲されんこと。

(3) 事實に關する主張を證明する爲に訴狀中に於て指名したる證人を最初の期日又は口頭争訟辯論に呼出されんこと。

第二號に擧げたる申立は當事者が現行の法令の規定上裁判所の協力を俟つにあらざれば當該の證書報告物又は檢證物を入手する能はざるとき、又は官公署若は公證人が不當に引渡を拒むときに非ざれば之を許すべからず。

他の問題に關する證據方法及び最初の期日に辯論する問題に關せざる證據方法については、最初の期日を指定するに當つて處分を爲すことを得ず。

第三百二十五條 訴の配當を受けたる部の部長は訴に基きて口頭辯論の期日を定むるを要す(第三百三十四條)。

然れども部長が裁判所の管轄違の廉を以て、又は原告若は被告の當事者能力の欠缺若は訴訟能力の欠缺若は所要の法定代理の欠缺の廉を以て訴を不適法なりとする意見なるときは、期日を指定すべきや否や若は第一百七條の意味に於ての處分を爲すべきや否や若は訴を却下すべきや否やについての部の裁判を求むることを必要とす。

第三百二十六條 最初の期日は訴狀の送達と期日との間にほゞ十五日の時間を存するやうに定むべし。此の場合には送達の爲に必要なものと豫見せらるゝ時間を斟酌すべし。

被告の居所が不明なるときは、事情に應じて相當間隔を置きたる時期に最初の期日を定むることを得べく、之に反し急迫なる場合に被告が裁判所の所在地に居住せるか又は少くとも短時間内に此の地に到達することを得べきときは、遂に近き時期に最初の期日を定むることを得べく、また其の必要なる場合にあつては送達と期日との間に二十四時間の時間を存するに止まるやうに最初の期日を定むることを得。

訴訟繫屬 Streitabhängigkeit

第三百二十七條 被告に對する訴狀の送達は、訴訟が裁判所に繫屬するに至るの法律上の效力(裁判所繫屬 Rechtsabhängigkeit)を有す。期間を遵守し並に或る期間の満了を中斷する爲には、他の別段の規定を存せざる以上は、訴狀を裁判所に提出するを以て足る。

當事者の一方が訴訟の進行中に至つて初めて或る請求を提出したるときは、訴訟繫屬は此の請求に關しては、其の口頭辯論の際主張せられたる時期に發生す。

第三百二十八條 訴訟繫屬は其の繼續中は主張せられたる請求に關して同一の裁判所にも、はたまた他の裁判所にも訴訟を起すことを得ざるの效力を有す。訴訟繫屬中に同一の請求に關して提起せられたる訴は、申立に依り又は職權を以て之を却下すべし。

訴訟繫屬の發生したる後には被告は反訴の裁判籍の他の法定の條件を存する以上は、第一審に於ける口頭辯論の終結せざる間は、受訴裁判所に反訴を提起することを得。

第三百二十九條 訴訟の渦中に投ぜられたる物又は債權の讓渡は、訴訟に影響を及ぼすことなし。係

争物又は係争の債権の取得者は別段の法令の規定が別段の處置を爲すにあらざる以上は相手方の同意あるにあらずして主たる當事者として訴訟に参加するの権利を有せず。

訴の變更

第三百三十條 裁判所に提出されたる訴の變更、特に受訴裁判所の管轄を除外することなき訴の請求の擴張については、訴訟繫屬の發生するまでは、原告は常に其の権利を有す。此の承諾は被告が訴訟繫屬の發生したる後にあつては、此の變更には相手方の承諾を必要とす。此の承諾は被告が變更に對して異議を申立つることなくして變更されたる訴に關する辯論に應じたる場合に於ては之を存するものと看做すべし。

然れども裁判所は、訴の變更に依つて辯論を甚しく困難ならしめ、又は之を遅延せしむるの懸念なきときは、訴訟繫屬の發生後と雖、而してまた相手方の異議を存するにも拘らず前項の變更を許すことを得。

訴の原因を變更することなくして訴の事實に關する開示若は其の中に於て申出でたる證據を變更補充釋明若は更正し又は訴の原因を變更することなくして本案に於ける、若は附帶の請求に關する訴の請求を制限し又は最初に請求したる訴訟物の代りに他の訴訟物若は利益を請求するは訴の變更と看做すべからず。

確定を求むる中間の申立

第三百三十一條 原告は判決を言渡す基礎となる口頭辯論の終結するまでは、被告の承諾を得ること

なくして訴訟の進行中に争となるに至りたる權利關係若は權利にして訴の請求に關する裁判の全部又は一部が其の成立若は不成立に依つて左右せらるゝものを訴に關して爲す判決又は中間判決中に於て確認せられんことを求むる申立を提出することを得。

かくの如き申立の目的事項に關しては専ら此の種の事件につき規定せらるゝ特別の手續以外の手續に於ては辯論することを得ざる時、又は裁判所の事物の管轄に關する規定が申立ありたる裁判を妨ぐるときは、前項の申立を爲すことを得ず。

訴の取下

第三百三十二條 訴は最初の口頭辯論期日の開始せらるゝまでに限り被告の承諾を得ることなくして取下ぐることを得るものとし、被告が此期日に出頭せざるときは最初の口頭辯論期日の際にも之を取下ぐることを得。

原告が同時に主張したる請求を抛棄するときは、被告の承諾を得ることなきも尙ほ口頭争訟辯論の終結するまでは訴を取下ぐることを得。

訴の取下は、裁判所に於て被告に送達すべき書面に依つて、又は口頭辯論に際して爲す陳述に依つて之を爲す。此の書面の送達は部の決定を経ることなくして部長に於て之を命ず。訴の取下は、訴が提起せられざるものと看做すを要するの結果を伴ひ、且原告は既に確定の裁判を

以て被告に負擔せしめたるにあらざる一切の訴訟費用を被告に賠償するを要するの結果を伴ふ。訴を取下ぐるに當つては、訴訟費用の審定を求むる申立に關して決定を以て裁判を爲す。此の申立に關して部が裁判を爲すときは、訴訟費用の算定を部員の一人に附託することを得。取下に際し原告が其の主張に係る請求を拋棄せざるときは、一度取下げたる訴を更めて提起することを得。

第三百三十三條 前條に記載したる法律上の結果は、本法の規定に従つて訴を取下げたるものと看做すを要する場合にあつても發生す。

最初の期日

第三百三十四條 最初の期日は部長の面前に於て、又は部長の命を受けたる部員の一人の面前に於て之を開く。

最初の期日は和解の試みを爲し、無訴權管轄違訴訟繫屬及び訴訟事件確定裁判済の各抗辯を提出し並に指名ありたる原權利者 Auktor の陳述を受くることを目的とす。其の外最初の期日に當つては訴訟費用の擔保の提供を求むる申立を爲すべし。尙ほ最初の期日には認諾若しは拋棄に基き若しは期日の懈怠に因つて判決を以て訴訟事件を完結し、又は原告に於て訴の變更の承認を求むる申立を提出することを得。

訴訟費用についての擔保の提供若しは訴の變更の承認を求むる申立並に最初の期日に際し當事者

の一方が相手方の當事者能力若しは訴訟能力の欠缺又は代理人として行動を爲す者の代理權の欠缺を理由として提出したる訴の却下を求むる申立に關しては、最初の期日に際して直に辯論及び裁判を爲すべし。尙ほ最初の期日に於ては前掲の諸點の最後の三點並に當事者双方の明示の合意に依つては補正すること能はざる裁判所の管轄違を職權を以て究明し、之に基きて手續の停止に關する決定を爲すことを得。

其の他の提供はすべて最初の期日より除外す。

第三百三十五條 裁判所の管轄違の抗辯は、最初の期日に之を提出することを必要とす。

最初の期日を開きたる後にあつては、當事者双方の明示の合意に依つて補正すべからざる裁判所の管轄違に關する程度に於てのみ裁判所の管轄違を斟酌することを得。

無訴權訴訟繫屬及び訴訟事件確定裁判済は、何時たりとも職權を以て斟酌すべし。

第三百三十六條 指名に係る原權利者が最初の期日に爲したる陳述に因り原權利者に依る訴訟の引受に關して關係者の合意(第二百二十四條)が成立せるときは、判事は最初の期日に際し直に被告の申立に依り決定を以て被告を訴より解放することを必要とす。

第三百三十七條 被告の適時の出頭を妨ぐる事情又は被告が期日に抗辯を提出し若しは最初の期日に爲すべき申立を爲すことを妨ぐる事情に因り最初の期日を延期したるときは、延期したる期日にも最初の期日に關する規定を適用す。

前項の延期したる期日も亦部長又は部長の命を受けたる部員一人の面前に於て之を開く。
答辯書

第三百三十八條 最初の期日の結果に依り口頭争訟辯論を命ずるの必要なること判明したるときは、最初の期日を開くことを命ぜられたる判事は、期日に際し直に決定を以て答辯書の提出を被告に命じ、是が爲に各個の場合の事情に應じて相當なる四週間を超えざる期間を定むべし。此の決定に對しては獨立して上訴を爲すことを得ず。

答辯は準備書面を以て之を爲すことを必要とす。此の書面は一定の請求を掲げ、被告が訴の請求を争ふ場合にあつては被告の抗辯の基礎とする事實を簡潔完全に掲げ、並に證據方法にして被告が口頭争訟辯論に際し使用せんと意圖する所のものを記載することを必要とす。其の間に既に裁判所が被告の提出したる無訴權裁判所の管轄違訴訟繫屬又は訴訟事件確定裁判済の抗辯に關する辯論の分離を命じたるにあらざる以上は、被告は其の書面中に於て此の抗辯の基礎となる事情をも記載し是が證明に役立つ證據を表示するを要す。

被告は第三百二十四條に列擧したる申立の一個若は數個又は受命判事の面前に於ける準備手續の開始を求むる申立をも爲すことを得。

第三百三十九條 適時に答辯書の提出ありたる場合に於て準備手續施行の申立ありたるとき又は此

の訴訟事件の配當を受けたる部の部長がかくの如き手續を必要にして且適當なるものと認めたるときは、部長は此の點につき部の裁判を求むるを要するものとし、然らざる場合には口頭争訟辯論の期日を指定すべし。部が準備手續の原因を存せざるものと認めたる場合に於ても、口頭争訟辯論の期日を指定することを必要とす。

準備手續

第三百四十條 部の裁判に屬する訴訟事件に關する口頭争訟辯論を準備する爲、左の場合には受命判事の面前に於ける準備手續を命ずることを得。

- (1) 計算の當否財産の分別若は之に類似の關係にして争ある請求、反對請求及び抗議 *Erinne-*
- (2) *runge* の著大なる數額に關して辯論するを要するものに關する訴訟。
- (3) 當事者双方が重要なりと認めらるゝ争ある事情を證明する爲に大規模の範圍に互つて、口頭争訟辯論中に受訴裁判所の面前に於て取調ぶること能はざるか又は其の取調が口頭争訟辯論を著しく困難ならしめ若は不釣合に之を遅延せしむるの虞あるものと豫見せらるゝ證據を援用するとき特に當事者双方が受訴裁判所の所在地に於ても、はたまた其の近傍に於ても居住せざる證人を援用せるとき、又は眞實を調査する爲には證人を口頭辯論以外に於て現

地について訊問するを適當と認むべきとき。

第三百四十一條 部は原告の申立ありたるときは口頭争訟辯論期日を指定したる後にあつても、かくの如き申立が答辯書の送達後八日以内に提出せられたる場合にあつては準備手續を命ずることを得。

第三百四十條第三號に列擧したる證據調の必要が口頭争訟辯論中に至つて初めて判明したるときは、事實關係の認定を容易ならしむる爲又は訴訟の完結を促進する爲に適當と認められ且其の爲に訴訟費用を著しく増大することなき以上は部は何時たりとも當事者双方の意見を徴したる上に訴訟又は一個若は數個の獨立の争點をば受命判事の面前に於ける準備手續に附託することを得。

第三百四十二條 準備手續の開始については、部は第三百四十一條第二項に記載したる場合を除き、豫め口頭辯論を経ることなくして裁判を爲す。然れども部は常に裁判に先だつて解明の爲に必要な一切の調査を爲すことを得。準備手續を命ずる決定又は準備手續の開始を求むる申立を却下する決定に對しては、抗告を以て不服を申立つることを得ず。

準備手續を命ずる決定中に於ては同時に部員を其の面前に於て此の手續の行はるべき受命判事として表示すべし。此の部員が命を實施することを妨げらるゝときは、部長は準備手續を施行する爲他の部員一人を指名することを要す。

第三百四十三條 準備手續期日及び延期の行はるゝ場合にあつては爾後の一切の期日は受命判事に於て之を定め、當事者双方若は其の代理人に通知す。

當事者双方は受命判事の面前に於ける手續に於ても辯護士をして代理を爲さしむるを要す。

第三百四十四條 受命判事は準備手續に於て第二百四十四條乃至第二百四十九條に記載したる部長の一切の權限及び義務を有す。受命判事は準備手續に於て許さるゝ證據調を命じ、みづから之を施行するか又は受託判事自身をして之を實施せしむることを得。證據調を爲すに當つては受命判事は特に合議裁判所の手續に於て判決裁判所の面前に於て爲す證據調に際して部長の行使する權限をも有す。

同様に於て受命判事は受託判事の送付したる證據調記録 *Beweisnahmekt* に關して部長の職務を行使することを要す。

證明の爲にする當事者本人の宣誓訊問 *eidliche Vernehmung* は、準備手續に於ては之を爲すことを得ず、第四百六十七條以下。

第三百四十五條 第三百四十條第一號に記載したる訴訟の一方準備手續に附託せられたるときは、當事者双方の主張したる請求、反對請求、攻撃及び防禦の方法、抗議及び釋明に關する此の手續に於ては、受命判事に於て定むべき順序に於て各別に口頭辯論を爲すべし。此の辯論に基きて調書を以て左の諸件を確定すべし。

(1) 如何なる請求及び反對請求を起したるや、及び如何なる攻撃及び防禦の方法の主張ありたるや。

(2) 是等の請求、反對請求、攻撃及び防禦の方法の何れにつき争あり、何れにつき争なかりしや。

(3) 争ある請求に關しては當事者双方の提供の示す所に従つて當事者双方の表示したる證據方法、主張ありたる證據抗辯並に證據方法及び證據抗辯に關して行はれたる陳述を開示して完全なる事實關係を説明すべし。

受命判事は争ある主張につき當事者双方の援用したる證書にして辯論の結果上舉證に適當なりと認めらるゝものを當事者双方が提出するやうに配慮することを必要とす。受命判事は本法の規定の定むる所に従つて是等の證書を招來するを要す。舉證に適當なりと認めらるゝ報告物及び檢證物にして裁判所に提出することを得べきものに關しても亦同じ。

證據調は準備手續に於ては此の證據に關して第三百四十條第三號に列擧したる事情の一方が該當するとき、又は證據の取調が證據を保全するに必要なるときにあらざれば之を爲すべからず。

第三百四十六條 訴訟が其の事實に關する提供の性質の然らしむる所として準備手續に附託せらるゝときは第三百四十條第二號、受命判事は當事者双方を訊問することに依つて、又は口頭辯論の方法に於て準備書面の内容上争ある一切の請求、攻撃及び防禦の方法に關して完全なる事實關係を調査し、證據方法、主張せられたる證據抗辯及び證據方法並に證據抗辯に關して當事者双方の爲したる陳述を、調書を以て確認することを必要とす。其の外受命判事は第三百四十五條末項の規定の精神に於て判決裁判所の面前に於ける證據調手續を準備することを必要とす。

第三百四十七條 準備手續に於ては準備書面中に於て主張せられたる請求及び反對請求以上に互るべからず。然れども當事者双方は是等の請求を理由付け及び辯駁する爲に受命判事の面前に於て、未だ準備書面中に於ては援用せざりし事實に關する主張及び證據方法をも申出づることを得。準備手續の調査書面を以てする確認及び證據調は無訴權管轄違訴訟繫屬及び訴訟事件確定裁判の抗辯に關して裁判所が辯論の分離を命じたるにあらざる場合には、是等の抗辯を理由付くる爲に提供したる事情にも及ぶことを必要とす。

調書を以て確認すべき當事者の一方の主張陳述及び證據の申出が裁判所に提出せられたる、受命判事の許にある書面中に掲げられたるときは、此の書面を援用することに依つて調書を補充すべし。準備手續の期日に際し請求が相手方の認諾する所となりたるときは、此の認諾せられたる請求に關する辯論の内容は調書を以て確認することを必要とせず。

第三百四十八條 證據調の爲に準備手續を命じたるときは、第三百四十條第三號、受命判事は自己に於て命を受けたる證據調を指揮し、口頭争訟辯論に於て眞實に適したる事實關係の確認を輕易にし之を促進する目的の要求する所に従つて完全に之を施行する爲に事實關係の知識を必要とする程度に於て、豫め當事者双方を訊問することに依つて事實關係を調査することを必要とす。此の訊問の結果は調書を以て確定すべし(第三百四十七條第三項)。

受命判事の證據調は、此の訴訟事件を準備手續に附託する理由となりたる證據に制限することを

必要とす。

第三百四十九條 當事者の一方が獨り證據調の爲に定めたるにあらざる期日に際し出頭せざるときは、出頭したる當事者の提供は各個の場合に於ける準備手續につきて適用ある規定の定むる所に従つて調書を以て確定し、新期日を定むべし。此の新期日には前の期日に出頭せざりし當事者の申立に依り調書の謄本を通知し、其の再度の不出頭に伴ふ結果を豫告して前の期日に出頭せざりし當事者を呼出すべし。

前項の當事者が新期日にも出頭せざるときは、送達せられたる調書の謄本中に掲げたる出頭當事者の事實に關する主張を眞實なるものと認むべし。出頭せざる當事者は申出でたる證據方法又は提出ありたる證據方法に關する陳述にして此の期日に爲すべかりしものをもはや追完することを得ず。

第三百五十條 訴訟事件の配當を受けたる部の部長は受命判事が準備手續の經過中に爲したる命令及び決定にして本法の規定に依り獨立したる上訴の方法に於てする不服申立を許すものと認めらるゝものを變更せんことを請求することを得。かくの如き申立は口頭を以ても之を爲すことを得。此の裁判に先だち部長は受命判事に意見を述ぶるの機會を與ふべし。他の必要なる調査も早くより開始することを得。部長はまた準備手續の完結にして遅延するに於ては當事者の一方の申立に依り又は職權を以て

是が救治の處分を爲すことを必要とす。

部長の裁判に對しては上訴を爲すことを得ず。

證據調の申立又は證書報告物及び檢證物の招來を求むる申立にして受命判事の却下したる所のものは、口頭辯論に於て之を更新することを得。

第三百五十一條 準備手續は極力之を促進すべく、其の終結したるときは、一切の記録及び特に準備手續中に作成したる一切の調書及び受命判事に於て受取りたる證書報告物及び檢證物をば其の面前に於て争訟辯論の行はるべき部の部長に交付すべし。部長又は其の發議に依り部が公判廷に於て準備手續の補充を命ぜざるときは、部長は職權を以て口頭争訟辯論の期日を定むるを要す。準備手續の補充を求むる決定に對しては上訴を爲すことを得ず。

第三百五十二條 口頭争訟辯論 mündliche Streiterhandlung の期日は當事者が呼出狀の送達の時より

口頭争訟辯論の準備の爲に少くとも八日の期間の餘裕を有するやうに定むべし。

期日を定むるに當つては準備書面中に於て提出せられたる申立が最初の期日を定むるに當つて既に完結したるか又は準備手續に依つて完結を見たるにあらざる以上は、部長は第三百二十四條に依り準備手續中に於て提出せられたる申立に關して必要な處置を爲すことを必要とす。此の處分に對しては上訴を爲すことを得ず。然れども部長の容るゝ所とならざりし申立は争訟口頭辯論

の際當事者に於て之を更新することを得。また當事者双方は部長がかくの如き申立に關して爲したる處置に對する其の異議を口頭争訟辯論の際提出することを得。

前項に記載したる申立に關して爲す命令及び決定は、申立を爲したる當事者の相手方にも常に遅滞なく之を通知すべし。

第三百五十三條 豫め準備手續を爲すことなくして辯論を命じたるときは、當事者双方は訴狀又は答辯書中には未だ掲げざる申立攻撃及び防禦の方法、主張及び争訟辯論に於て主張せんとする證據を辯論指定の時期と其の始期との中間の時期に於て特別の準備書面を以て通知することを得。

同一の條件の下に當事者双方は此の期間中は尙ほ書面を以て又は裁判所の調書に依つて、第三百二十四條の意味に於ての申立を爲すことを得。部長は遅滞なく此の點について必要な處置を爲すことを要す(第三百五十二條)。

前項の方法に於て其の取調に關して第三百四十條第三號の條件の一を存する争訟辯論について證據の通告ありたるときは、裁判所は遅滞なく指定したる期日を取消して事件を受命判事の面前に於ける準備手續(第三百四十二條)に附託することを得。

第三百五十四條 争訟辯論は口頭辯論に關する通則に従つて爲すものとし、證據調及び其の結果の究明をも包括す。

口頭辯論中は被告は第三百三十一條の意味に於ての確認の申立を爲すことを得るものとし(確認

の中間的申立)原告の承諾を必要とすることなし。

第三百五十五條 第三百三十四條第二項に記載したる抗辯の一を提出したる當事者は、其の故を以て本案の辯論に應ずるを拒むの權を有せず。

部は口頭争訟辯論の開始に先だち既にかくの如き抗辯に關する辯論の分離を命ずることを得。

此の場合に於ては同時に職權を以て此の抗辯に關する辯論の期日を定むべし。

此の命に關しては第二百五十六條の規定を適用す。

當事者の一方が口頭争訟辯論中に至つて初めて無訴權管轄違訴訟繫屬又は訴の請求に關する確定裁判の存在を主張するに至りたるるときにあつても(第三百三十五條)本條の規定を適用することを必要とす。前掲の抗辯の一を提出したる當事者は此の理由に基いて爾後本案の辯論に關與するを拒むの權を有せず。

第三百五十六條 無訴權管轄違訴訟繫屬又は確定裁判済の廉を以て提出せられたる抗辯若は申立については、豫め口頭辯論を経たる後決定を以て裁判を爲すべし。然れども本案と關聯して是等の抗辯及び申立に關して辯論を爲したるときは、是等の抗辯及び申立を却下する裁判は別に當事者双方に付與することなく、本案について爲す裁判中に之を收むべし。

抗辯又は申立が口頭争訟辯論の際棄却せられたるも、分離したる辯論に基きて棄却せられたるときは、部は申立に依り又は職權を以て直ちに本案の辯論を再始せんことを命ずることを得。此の場合

合に於ては、裁判所は管轄権を有す、訴訟は繫屬せず、訴権あり、又は事件は未だ確定裁判を経ずとの言渡ありたる裁判は當事者双方に別に正本を付與せずして、之を本案に關して爲す裁判中に收むべし。本案の辯論の再始に關して爲す命に對しては上訴を爲すことを得ず。

前掲の抗辯に關する裁判を本案に關して爲す裁判中に收めたるときは、本案に於ける裁判に對して許さるゝ上訴を以てするに非ざれば此の裁判に對して不服を申立つることを得ず。

前記の抗辯又は申立の一方が分離したる裁判に依つて却下せられ、直ちに本案の辯論が命ぜられざるときは、各當事者は決定の確定後本案に於ける口頭辯論期日の指定を申立つることを得。

本條の規定は部が無訴權管轄違訴訟繫屬又は請求に關して爲す裁判の確定済の問題を職權を以て提出し、口頭辯論の目的と爲したる場合に於ても之を適用することを要す。

第三百五十七條 被告が管轄違の抗辯を提出したるときは、裁判所が此の抗辯を許す場合には原告は自己の表示したる裁判所に訴を移付せられんことを申立つることを得。

前項の移付せらるゝ裁判所も明白に管轄違なるにあらざるときは、裁判所は前項の申立を許すことを必要とす。

他の裁判所に訴を附託すべしと云ふ裁判は、裁判所の管轄違を宣言する調書中に之を收むべし。

此の決定に對しては管轄に關する争中に生じたる訴訟費用に關してのみ上訴を許す。訴のかくの如き附託に依つて訴訟の進行を中斷せずして、寧ろ新しき辯論の際には自己の管轄違を宣言したる

裁判所の面前に於ける辯論の際録取したる辯論調書並に一切の訴訟書類を利用すべく、第五百八條の意味に於ての辯論を續行すべし。

被告は前項の辯論の際本案の辯論に應ずるに先だちて管轄違の抗辯を提出することを得べく、然れども此の抗辯は被告の從來の主張と相容れざる理由を基礎とすることを得ず。

第三百五十八條 争訟辯論に先だちて第三百四十五條若は第三百四十六條に依る準備手續が行はれたるときは、準備手續の結果は辯論に際し裁判所の調書に基きて部員の一人に於て之を演述すべし。辯論の際には準備手續中に行はれたる辯論、訊問及び證據調に關する調書の全部若は一部をば、申立に依り又は職權を以て朗讀することを得。

第三百五十九條 當事者の一方が受命判事の面前に於ける準備手續に出頭したるも判事の催告ありたるにも拘らず、事實申出でたる證據又は提出したる證據に關して陳述を爲すことを懈怠し、又は之を拒みたるときは、後に口頭争訟辯論に於てはもはや此の點につき陳述を爲すことを得ず。

争訟辯論に先だち第三百四十五條及び第三百四十六條に依る準備手續を行ひたるときは、準備手續に於て究明したる訴訟の部分に關する新しき請求、主張、證據方法及び證據抗辯は相手方に於て異議を申立てたる場合に於ては、當事者が準備手續の當時には之につき全然知識を有せざりしことを疏明するにあらざれば之を主張することを得ず。

第三百六十條 準備手續に於て既に訊問したる證人又は鑑定人は、部が準備手續に於て行はれたる證

據調の完全正確の爲又は訴訟の裁判にとつて重要な事實關係の眞實に適したる確認の爲訊問の更新を必要と認めたるときは、口頭争訟辯論に於て改めて之を訊問すべし。

調書を以てする確認

第三百六十一條 部長は當事者が辯論に際し第二百七十一條及び第二百七十二條に依り辯論調書中に收むべき申立及び陳述を自身書面に認めて提出せんことを命ずることを得。部長が之を命ぜざりし場合に於つても、申立に依り當事者双方に、前記の申立及び陳述を簡単に書面に認めて提出することを許すことを得。是等の書面(第二百七十一條第二項第三段は辯論の際直に部長に交付し、部長は之を辯論調書に添付す。

前項の書面を以てする確認は之を朗讀すべし。其の正否については部が裁判を爲す。

かくの如き書面を以てする確認を命じ若は許す決定並に書面を以てする確認の正否につき爲す裁判に對しては、上訴を以て不服を申立つることを得ず。

第二節 證據及び證據調に関する通則

證據

第三百六十二條 當事者の一方の主張したる事實は、相手方が書面中に於て、口頭辯論の際訴訟の經過中に於て又は受命判事若は受託判事の調書中に於て明示的に之を認諾せる程度に於ては、證據を必

要とせず。事實に關する裁判上の自白 *gerichtliches Tatschengeständnis* が效力を有する爲には相手方に於て之を承認することを必要とせず。

前項の自白が如何なる程度に於て當事者の附加したる追加及び制限に依つて取消され又は其の效力を妨げらるゝものなりや、及び取消は自白の效力に如何なる作用を及ぼすものなりやは、あらゆる事情を周到細心に考慮することに依つて指導せらるゝ自由なる裁量に従つて裁判所に於て判斷すべし。

裁判所も亦同様にして事實の裁判外の自白の結果證據の必要が如何なる程度まで消滅せりや否やを判斷することを必要とす。

第三百六十三條 相手方の明示的の自白を存せざる場合に於ては、裁判所は相手方の提供の内容の全般を細心に斟酌して、當事者の一方の事實に關する主張は默示的に認諾せられたるものと看做すべきや否やを判斷することを必要とす。

第三百六十四條 訴訟事件に於ける裁判が罪となる行爲の證明及び歸責如何に依つて左右せらるゝときは、當該の罪となる行爲の證明及び歸責に此の判決が關係を持つ以上は判事は此の點に關して爲したる刑事裁判所の確定の有罪判決の内容に羈束せらるゝものとす。

第三百六十五條 裁判所に於て顯著なる提供に係る事實は證明を必要とせず。

第三百六十六條 法律上存在を推定せらるゝ事實は、證明を必要とせず。法令が禁止せざる以上は反

對の證明を許す。此の證明は第四百六十七條以下に依る當事者本人の訊問に依つても之を爲すことを得。

第三百六十七條 外國に於て效力を有する法令慣習法特權及び條例は、其の裁判所に知れあらざる程度に於てのみ證明を必要とす。

前項の法令の規定を調査するに當つては、裁判所は當事者双方の申出でたる證據に限定せらるゝことなし。此の目的の爲に裁判所に必要と認めらるゝ調査を職權を以て開始し、其の必要な限りに於ては司法大臣の干渉を請求することを得。

第三百六十八條 本法に別段の規定を存せざる以上は、裁判所は自由なる心證に従つて辯論及び證據調の全般の結果を周到に斟酌して、事實に關する開示を眞實と認むべきや否やを判斷することを要す。

同様にして、裁判所は當事者の一方が部長に於て又は部長若は部の許可を得て他人に於て此の當事者に向つて發したる間に答ふことを拒み、又は自己は何事をも知らず若は何事をも記憶せざる旨の陳述を爲すのみに止まるときは、事件を判斷する上に此の事が如何なる影響を及ぼすべきやを裁判することを必要とす。

裁判所の心證にとつて標準となりたりし考慮は、判決理由中に之を開示すべし。

第三百六十九條 當事者の一方が損害若は利益の賠償を受くるの權を有するものなること、又は其の

他係争額の名義の下に當事者の當然受くべき係争額に關する證明が全然爲すこと不可能なるか又は不權衡に大なる困難を以てするにあらざれば爲すこと能はざるものなること確定せるときは、裁判所は申立に依り又は職權を以て自由なる心證に従ひ且當事者の申出でたる證據を無視して此の額を定むることを得。此の額を確定するに先だち裁判所は此の額を定むる上に標準となる事情につき當事者双方(第四百六十四條以下)を訊問することを得。

疏 明

第三百七十條 事實に關する主張を疏明することを必要とする者は、當事者本人の訊問を除き、本法上認めらるゝあらゆる證據方法を是が爲に使用することを得。直に施行することを得ざる證據調は、疏明の目的には適當せず。

事情を疏明する爲に爲す證據は證據調につきて存する特別の規定に羈束せらるゝことなし。

證據調

第三百七十一條 當事者に於て申出でたるも、裁判所にとつて重要ならざるものと認めたる證據は、明示的に之を却下すべし。

申出ありたる證據の取調は此の證據が訴訟を遷延せしむるのみの意圖に於て申出でられたるものとの心證を得たるときは、裁判所に於て申立に依り又は職權を以て之を拒むことを得。

第三百七十二條 裁判所が重要なりと認めたる證據は、左の事由を存する以上は判決裁判所の面前に

於ける辯論の經過中に之を取調ぶべし。
 (1) 裁判所が本法の規定に従つて辯論期日外に於て證據調を命ぜざるとき、又は、
 (2) 準備手續に於て既に證據を取調べ、本法の規定上是が取調を反覆することを許さざるとき
 又は少くとも裁判所が之を無用なりと認むるとき。
 受命判事若は受託判事に於て辯論期日外に於て證據を取調ぶるの必要あるときは、受訴裁判所に於て必要なる處置を爲すべし。

第三百七十三條 證據調は決定を以て之を命ず(證據決定 Beweisabschluss)。證據決定中に於ては證據を取調ぶべき係争事實並に證據方法を精確に表示すべし。

裁判所は爾後の訴訟の經過に於ては證據決定の基本となりたる見解に羈束せらるゝことなし。
 受命判事若は受託判事の面前に於て證據を取調ぶることを必要とするときは、證據決定は一々書面に認め、判事が證據調を指揮し之を完全に施行するに必要なる程度に於て、辯論に由り判明せる事實關係を其の中に記載すべし。

證據決定に對しては獨立して上訴を爲すことを許さず。
 第三百七十四條 辯論自體に際し直に實行することを得べからざる、特に受命判事若は受託判事に於て爲すべき一切の證據調は、事情が別段の處置を必要とせざるか、又は裁判所に適當と認めらるゝにあらざる以上は事實關係を完全に究明したる後に至つて初めて、同一の證據決定を以て之を命ずべし。

前項の證據調の結果を究明する爲第二百五十七條第三項の條件を存するにあらざる以上は證據調の完結したる後職權を以て判決裁判所の面前に於ける辯論を再び命ずべし。此の辯論の際提出せられたる新しき事實の主張及び證據の申出は、新しき主張及び申出ありたる證據が其の間に行はれたる證據調の結果に因つて促されたるにあらず、且明白に訴訟を遷延せしむるの意圖に於て早く提出せられざりし場合に於ては、申立に依り又は職權を以て之を許さざるものと宣言することを得。

第三百七十五條 證據調に不定時間の障碍あるとき、證據調の實行し得るものなりや否や疑はしきとき、又は外國に於て證據調を爲すことを必要とするときは、裁判所は申立に依り證據決定中に於て證據調の期間を定むることを必要とす。此の期間を徒過したるときは當事者の一方の請求に依り證據調の未済なるに頓着なく辯論を續行す。
 續行せる口頭辯論の際には、其の爲に手續を遅延せしむるの虞なき場合に限り此の證據を利用することを得。

第三百七十六條 受訴裁判所は當事者の一方の申立に依り一人若は數人の速記者をして證據調を速記せしむることを許すことを得。此の種の任務につき概括的に常時宣誓を爲したるにあらざる速記者は、自己が口頭を以てする提供を忠實に速記し、且其の速記したる所を通常の文字に正確に翻譯

すべき旨の宣誓を爲すことを要す。裁判所の官吏を速記者として任用する場合には、宣誓を行はず。速記者の任用は當事者の申立に依り部長に於て之を爲す。速記録は速記後四十八時間内に通常の文字に翻譯することを必要とするものとし、部長又は證據調を命ぜられたる判事に交付すべく、部長又は證據調を命ぜられたる判事は之を記録に添付するを要す。當事者双方が速記を申立てたるにあらざるときは、申立を爲したる當事者に於て速記に關する一切の費用を支辨するを要すものとし、其の勝訴したる場合にあつても此の費用の賠償を請求するの權を有することなし。

第三百七十七條 判決裁判所の面前に於て爲す證據調の目的の爲に期日を延期することを必要とするときは、證據調を爲すべき期日は同時に口頭辯論を續行する爲に定むべし。

然れども受命判事若は受託判事の面前に於て證據調を爲すことを必要とし、其の完結の時期を確實に定むること能はざるときは、判決裁判所に於ける口頭辯論續行の爲の期日は證據調記録及び調書の到達したる後部長に於て職權を以て之を定め、當事者双方に通知すべし。

第三百七十八條 口頭辯論期日外に受訴裁判所の所在地又は其の近傍に於て爲すことを必要とする證據調は、此の訴訟事件を裁判するの任を有する部の部員の一人に命ずべし。

第三百七十九條 裁判所が外國に於て爲すべき證據調に關して發する囑託書は、舉證者の申立ありたるときは受託官廳に傳達する爲舉證者に交付することを得。

舉證者の申立ありたるときは裁判所は更に囑託書を發することを見合はせて、證據調の行はるべき國の法令に相當する證據調に關する公文書を添付するの權限を舉證者に授與せんことを許すことを得。舉證者は其の可能なる場合には證據調の場所及び時日を適時に相手方に通知し、相手方をして證據調の際其の權利を保護することを得しむるを要す。相手方に對する通知を存せざるときは、判決裁判所はあらゆる事情を細心に考慮したる後、舉證者は果して取調べたる證據を口頭辯論に於て利用するの權を有するものなりや否や、若し有するものなりとせば如何なる程度に於て然るやを裁判することを必要とす。

證據調に關する記録の提出については前項の二つの場合を通じて證據決定中に於て期間を定むべきものとし、之を徒過したるときは第三百七十五條に記載したる法律上の結果を伴ふ。

第三百八十條 受命若は受託に依つて證據調を爲す判事は、判決裁判所の面前に於て行はるる證據調の際部長に於て行使する權限を有す。かかる如き判事は、法令上受訴裁判所に留保せられざる以上は、證據調に關する他の處分をも爲すことを得。

第三百八十一條 受命判事又は受託判事の面前に於ける證據調に際し、其の解決如何に依つて證據調

を續行すべきや否やを左右せらるゝも、證據調を命ぜられたる判事は是が裁判を爲すの權を有せざる係争問題を生じたるときは、受訴裁判所は其の報告に基きて裁判を爲すことを必要とす。其の必要なるときは受訴裁判所は此の係争問題に關する辯論の爲に期日を指定す。受命判事又は受託判事に依つて爲す證據調の經過中に證據調を施行し若は完結する爲に他の裁判所に囑託を爲すことを必要とするときは、證據調を命ぜられたる判事に於て直接此の囑託を爲すべし。證據調を命ぜられたる判事はまた此の裁判所に於ける證據調を適當と認めしむる事由を生じたるときは、證據調を爲す爲他の裁判所に囑託を爲すの權をも有す。

第三百八十二條 部長は受命判事若は受託判事の提出したる調書及び證據調に關する其の他の記録をも審査するを要するものとし其の欠缺を認めたるときは必要なる更正及び補完を爲すを要す。口頭辯論の爲に指定したる最初の期日までは取調べたる證據に關する記録を閱覽するは當事者双方の自由たるものなるを當事者双方に通知すべし。

中間の時期に當事者の一方の提出したる證據調に於ける欠缺を除去し又は此の證據調を補完するの申立に關しては、部長が裁判するを要するものとし、部長は此の場合にも亦遲滞なく必要なる處置を爲す。かくの如き申立は口頭を以ても之を提出することを得。

口頭辯論の際に至つて初めて證據調を補完し若は反覆するの必要を生じたるときは、裁判所は事態に相當したる處置を爲すことを必要とす。裁判所は口頭辯論自體に於て證據調を補完し若は反

覆せんことを命ずることを得。

第三百八十三條 判決裁判所の面前に於て爲したる證據調の結果は、部長に於て此の證據調に關する調書及び其の他の記録に基き口頭辯論の際適當の時期に説明を爲すことを必要とす。

前項の部長の説明が當事者の一方の意見に依れば重要な點に於て記録の内容と異るときは、其の申立に依り證據調調書及び其の他の證據調に關する記録を完全なる内容の儘に朗讀すべし。部長の説明に先だち既に其の演述に於て證據調記録の内容を援用するは當事者双方の自由とす。

證據調の際に於ける手續

第三百八十四條 證據調の目的の爲に必要な呼出狀及び證據調に必要な其の他の一切の豫備手段については、證據調が判決裁判所の面前に於て行はるゝ場合には部長其の他の場合にあつては證據調を擔任する判事が職權を以て配慮を爲すことを必要とす。此の判事は證據調の期日をも職權を以て指定することを要す。

當事者双方は豫め裁判所に於て呼出を爲すことなきも其の既に申立てたるか又は口頭辯論に於て申出でんとする證人及び鑑定人を判決裁判所に於ける辯論に帶同することを得。

第三百八十五條 當事者双方は證據調に立會ふことを得。當事者双方はまた部長又は證據調を指揮する判事を通じて證人若は鑑定人の供述を解明し若は完全に爲す又は係争關係若は供述の證據力にとつて重要な關係を解明する爲に適當なりと認むる問を證人若は鑑定人に向つて發し、又は

部長若は證據調を指揮する判事の許可を得て自らかくの如き問を發することを得。判事が不相當と認むる間は判事に於て之を却下することを要す。

通知を受けたる當事者双方の何れもが出頭せざる場合に於ても事件の状況上可能なる以上は證據調を行ふべし。然れども當事者が豫期せざる出來事に因つて生じたる闕席が證據調の重大なる不完備の結果を來すべきを疏明し且同時に訴訟を著しく遅延せしむることなくして證據調を補完し得るときは判決裁判所に於て證據調の補完を許すことを得べく、又は證據調が未だ完結せざる間は受命判事若は受託判事に於ても證據調の補完を許すことを得。

第三百八十六條 申出ありたる證據を却下する決定又は第三百七十四條に依り新しき事實に關する主張及び證據の申出を却下する決定、證據調を命ずる決定又は受命判事に證據調を委任する決定、證據調の爲に囑託書を發する決定、證據調に際し當事者の問を却下する決定又は證據調の期間若は外國に於て爲す證據調に關する記録の提出の期間を定むる決定、第三百七十五條第二項に依る證據の利用を許し若は拒み又は第三百八十二條第二項に依り申立に於て提出したる證據調の補完を拒む決定に對しては獨立して上訴を爲すことを得ず。

第三百八十七條 申出ありたる證據を却下する決定又は第三百七十四條第二項に依り新しき事實上の申述及び證據の申出を却下する決定、證據調を命じ若は受命判事に之を命ずる決定、證據調の爲に囑託書を發する決定、證據調の際に於ける當事者の問を却下する決定、又は證據調の期日若は外國に

於て爲す證據調に關する記録の提出の期間を定むる決定、第三百七十五條第二項に依り證據の利用を許可し若は禁止し又は第三百八十二條第二項に依り申立てたる證據調の補完を却下する決定に對しては、獨立して上訴を爲すことを得ず。

第三節 書 證

第三百八十八條 國內に於て官公署が其の職務上の權限の範圍内に於て、又は公信用力を附與せられたる者 eine mit öffentlichem Glauben versehenen Person が其の配當せられたる業務上の限界内に於て成規の方式に於て作成したる文書公文書 öffentliche Urkunde は、其の中に於て官公署又は公信用力附與せられたる者が職務上處分し、言明し若は證明したる事項についての完全なる證據を成す。ユーゴスラヴキヤ國內に所在する官廳に下隸する公の機關がユーゴスラヴキヤ國外に於て、然れども其の職務權限の範圍内に於て作成したる文書についても亦同じ。

前項の文書中に於て證明したる出來事又は證明したる事實又は不實なる錄取の不實なることの證明を許す。

第三百八十九條 法令の特別の規定に依つて公文書として承認せられたる其の他の文書も亦同一の證據力を有す。

ユーゴスラヴキヤ國外に於て作成したる文書にして其の作成地に於て公文書として認めらるゝものは、其の成規の認證を存する以上は相互主義の條件の下にユーゴスラヴキヤ國內に於ても公文書としての證據力を有す。

第三百九十條 私文書は作成者に於て署名し又は裁判所若は公證人の認證したる拇印を具備せる限りは、其の中に包含せらるゝ作成者の意思表示の由來する事項についての完全なる證據を成す。

第三百九十一條 商業帳簿、日記及び商業仲立人の結約書 *Schlussnot* の證據力についての一般條件は、現行の法令に従つて判斷すべし。然れども此等の文書が如何なる程度まで證據力を有するものなりやは第三百六十八條に従つて判斷すべし。

外國に於て記帳したる商業帳簿の證據力も、此の國に於て效力を有する規定に従つて判斷す。

裁判所は農業、營業又は他の實業上の企業の經營に關して記帳したる帳簿は其の内容及び登記の基礎となる取引並に行爲に關して如何なる程度に於て證據を成すものなりやを第三百六十八條に依り判斷す。

第三百九十二條 抹殺、消除及び其の他の抹消挿入又は其の他の證書の外部的瑕疵は證書の證據力を減少するや又は全然之を消滅せしむるや、及び其の程度如何は、裁判所に於て第三百六十八條に依つて判斷することを要す。

證書に依る證明

第三百九十三條 當事者の一方が其の陳述を證明する爲に採用する證書は本法の規定上裁判所自身證書の招來を促すことを必要とするにあらざるときは、此の當事者自身に於て之を裁判所に提出することを必要とす。

第三百九十四條 證書は裁判所及び相手方が證書の全内容を閲覽することを得るの方法に於て之を提出すべし。

種々の法律關係に關する證書の一部のみが斟酌せらるゝときは、裁判所は證書の全内容を閲覽したる後申立に依り冒頭、末尾、日附及び署名の外は訴訟の目的を成す法律關係にとつて重要な箇所のみを相手方に呈示せんことを命ずることを得。

舉證者の相手方には呈示せられたる證書に關する陳述を督促すべし。

第三百九十五條 當事者が證書の謄本のみを提出したるときは、裁判所は申立に依り又は職權を以て此の當事者に原本の提出を命ずることを得。當事者が原本を提出せざるときは、裁判所は自己の自由なる裁量に従つて提出せられたる謄本の認證、其の時代、其の來歴、又は其の他の事情に因り如何なる程度まで之を信憑すべきかを裁判することを必要とす。此の場合には原本の提出を爲さざるにつき主張したる原因並に各個の場合の其の他の事情を細心に評價することを必要とす。

第三百九十六條 重大なる差支に依り口頭辯論に於ては證書の原本を提出すること能はざるとき、又は滅失若は毀損の危険を存するの故を以て重要な證書の原本を提出するは懸念ありと裁判所が

認めたるときは裁判所は申立に依り又は職権を以て證書を受命判事若は受託判事に提出せんことを命ずることを得。

此の場合に於ては裁判所は此の職務上の行為に關して録取すべき調書に依つて如何なる事情を確認すべきやを定むるを要す。また調書に證書の謄本若は抄本を添付すべき旨を命ずることをも得。

舉證者の相手方には受命判事若は受託判事の側に於て證書の提出の爲に指定したる期日を適時に通知すべし。證書が此の期日に提出せられざるときは、此の證據方法に對する斟酌に依つてより以上訴訟の進行を妨ぐることを得ず。

第三百九十七條 證據方法として利用すべき證書にして官公署又は公證人の保管に屬し、是が引渡若は提出は當事者が直接干渉の方法に於ては請求することを得べからざるもの、提出を促す申立は、口頭辯論中にあつても之を爲すことを得。

此の申立を許したるときは、部長は證書の招來に適したる處置を爲すことを要す。
第三百九十八條 證書を提出したる上は舉證者は相手方の承諾あるにあらざれば此の證據方法を拋棄することを得ず。

相手方に依る證書の提出

第三百九十九條 當事者の一方が其の舉證にとつて重要な證書を相手方の許に存するものと主張

するときは、其の申立に依り裁判所は此の當事者に決定を以て證書の提出を命ずることを得。

申立を爲す當事者は相手方の提出すべき證書の謄本を添付するを要するものとし、又は其の不能なるときは證書の内容を成るべく精確完全に開示し並に提出すべき證書に依つて證明せらるべき事實を列擧することを要す。證書が相手方の許に在ることを蓋然的ならしむる事情をも説明すべし。

口頭辯論外に於て申立が提出せらるゝときは、申立に關する裁判に先だち口頭若は書面を以てする相手方の訊問を行ふことを要す。

第四百條 左の各號に該當する場合には當事者に於て證書の提出を拒むことを得ず。

- (1) 當事者自身舉證の目的を以て訴訟に於て此の證書を援用したるとき。
- (2) 當事者が民法上證書を引渡し若は之を提出するの義務を負へるとき。
- (3) 證書が其の内容上當事者双方に共通なるとき。

證書が或る人の利益の爲に作成せられたるとき、又は其の相互間の權利關係が證書に於て證明せらるゝときは、證書は特に其の人々にとつて共同的なるものと看做す。關係者間又は關係者の一人と法律行為の共同の仲介人との間の法律行為に關して行はれたる書面に依る交渉 schriftliche Verhandlung も共同なるものと看做す。

第四百一條 左の各號の一に該當する場合には前條以外の證書の提出を拒むことを得。